

配 布 資 料 一 覧

資料 1 議事次第

資料 2 開催要領

資料 3 「野菜政策に関する研究会」委員名簿

資料 4 「野菜政策に関する研究会」座席表 [\[PDF\]](#)

資料 5 第 8 回研究会資料（担い手関係） [\[PDF\]](#)

資料 6 関係データ編 [\[PDF\]](#)

資料 7 食料・農業・農村基本計画（案）と「野菜政策に関する研究会」報告書（案）との対応関係 [\[PDF\]](#)

第 9 回「野菜政策に関する研究会」議事次第

日時：平成 17 年 3 月 18 日（金）

16：00～17：30

場所：農林水産省共用会議室 A・B

1 開 会

2 資料説明

「野菜政策に関する研究会」報告書（案）

3 意見交換

4 閉 会

「野菜政策に関する研究会」開催要領

1 趣 旨

野菜について、海外産地との競争の激化、産地における担い手の減少や高齢化の進展、消費者の安全・安心ニーズの高まり等の情勢に対応した総合的な取組が求められており、平成14年度より開始された「野菜の構造改革対策」が16年度に終期を迎えることや食料・農業・農村基本計画の見直し作業が開始されたこと等を踏まえ、今後の野菜対策について検討を行うことが必要である。

このため、学識経験者、生産・流通・消費関係者等からなる研究会を開催し、現行の対策の検証を行うとともに、今後の野菜の生産・流通・消費対策等について検討を行い、施策に反映することとする。

2 検討項目

1. 野菜の構造改革対策の検証
2. 生産・流通・消費対策の検討
3. 野菜価格安定制度の検討
4. 需給安定対策の検討

3 運 営

- (1) 「野菜政策に関する研究会」は別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 研究会の座長は、委員の互選により選任する。座長は、研究会の議事を運営する。
また、座長は、研究会の承認を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- (3) 研究会は、必要に応じ関係者を出席させ、説明及び意見の聴取を行うことができる。
- (4) 研究会は必要に応じ開催する。
- (5) 研究会は公開とする。ただし、研究会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は研究会に諮って、非公開とすることができる。
なお、議事録等は原則として公開するものとする。
- (6) 研究会に関する庶務は、生産局野菜課において行う。

野菜政策に関する研究会委員（敬称略、五十音順）

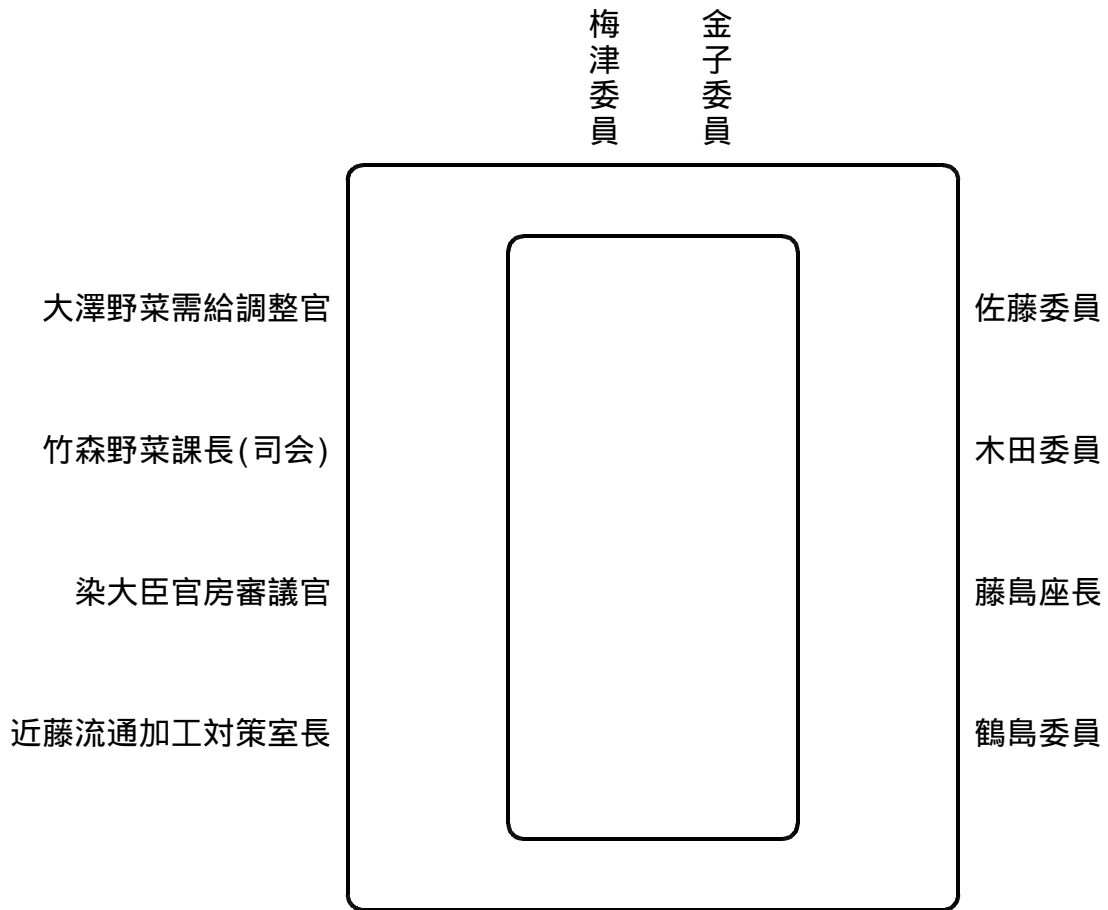
石黒 幸雄	カゴメ株式会社代表取締役専務
上田 宗勝	東京青果株式会社専務取締役
梅津 鐵市	有限会社イズミ農園代表取締役
金子 弘道	社団法人日本経済研究センター主任研究員
神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
木田 滋樹	社団法人日本施設園芸協会会長
佐藤 和憲	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 中央農業総合研究センター総合研究第四チーム長
鶴島 孝保	伊藤忠商事株式会社食材流通部長
藤島 廣二	東京農業大学教授
牧口 正則	全国農業協同組合連合会園芸販売部次長
森澤 重雄	全国農業協同組合中央会食料農業対策部部長

（計11名）

は座長、 は座長代理

第9回「野菜政策に関する研究会」座席表

平成17年3月18日(金)16:00~
農林水産省共用会議室A・B



入
口

傍聴席(約30名)

中間報告書

最終報告書（案）

野菜政策の基本的方向
－「野菜政策に関する研究会」中間報告書－

野菜政策の基本的方向
－「野菜政策に関する研究会」報告書－
（案）

平成16年8月25日
野菜政策に関する研究会

平成17年3月 日
野菜政策に関する研究会

中間報告書	最終報告書(案)
目次	目次
1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2 野菜の構造改革対策の検証・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	2 野菜の構造改革対策の検証・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3 今後の野菜政策に関する基本的な視点・・・・・・・・ 2 国民・消費者の利益の増進 担い手の育成・確保に向けた取組の強化 国際競争力のある産地づくり 多様化するニーズへの的確な対応 安全・安心の確保に向けた取組の強化 幅広い情報を活用した戦略づくり	3 今後の野菜政策に関する基本的な視点・・・・・・・・ 2 国民・消費者の利益の増進 担い手の育成・確保に向けた取組の強化 国際競争力のある産地づくり 多様化するニーズへの的確な対応 安全・安心の確保に向けた取組の強化 幅広い情報を活用した戦略づくり <u>環境保全への配慮</u>
4 当面の野菜政策における具体的な対応方向・・・・・・・・ 6	4 野菜政策における具体的な対応方向・・・・・・・・ 6
(1) 産地の体質強化に向けた総合的な取組の推進・・・・・・・・ 6 将来像を明らかにした産地への支援の重点化 地域の特性を活かした計画作りの推進 産地の自主的な取組の推進	(1) 産地の体質強化に向けた総合的な取組の推進・・・・・・・・ 6 <u>産地における担い手の育成・確保</u> — 将来像を明らかにした産地への支援の重点化 — 地域の特性を活かした計画作りの推進 — 産地の自主的な取組の推進
(2) 消費者や需要者等の視点に立った生産・流通対策の推進・・・・・・・・ 7 加工・業務用需要への的確な対応 生産性の向上に向けた更なる取組の推進 高付加価値化に向けた更なる取組の推進 効率的な流通体系の確立 輸出拡大に向けた取組の推進	(2) 消費者や需要者等の視点に立った生産・流通対策の推進・・・・・・・・ 7 加工・業務用需要への的確な対応 生産性の向上に向けた更なる取組の推進 高付加価値化に向けた更なる取組の推進 効率的な流通体系の確立 輸出拡大に向けた取組の推進
(3) 消費形態の変化に即した消費拡大対策の推進・・・・・・・・ 11 消費形態の変化に即した手法の導入 野菜摂取運動の取組主体の拡大	(3) <u>環境対策の推進</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 — <u>環境に配慮した持続性の高い野菜生産の推進</u> — <u>バイオマスの利活用の促進</u> — <u>地球温暖化防止に向けた取組の推進</u>
(4) 野菜価格安定制度や需給安定対策の改善・・・・・・・・ 12 野菜価格安定制度の運用改善 需給安定対策の運用改善 品目横断的政策との関係の整理	(4) 消費形態の変化に即した消費拡大対策の推進・・・・・・・・ 11 消費形態の変化に即した手法の導入 野菜摂取運動の取組主体の拡大
(5) 消費者への適切な情報提供の推進・・・・・・・・ 13	(5) 野菜価格安定制度や需給安定対策の改善・・・・・・・・ 12 野菜価格安定制度の運用改善 需給安定対策の運用改善 <u>担い手の経営安定に向けた見直し</u>
5 おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14	(6) 消費者への適切な情報提供の推進・・・・・・・・ 13
	5 おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

中間報告書

最終報告書（案）

1 はじめに

近年、輸入野菜が増加していること等を踏まえ、平成13年から「野菜の構造改革対策」が実施されてきており、生産者や関係者の努力とも相まって、一定の成果が得られたところである。しかし、現実問題として、100%を維持してきた自給率が83%まで低落、過去10年間で生産量ベースで約15%の減少、生産面積ベースで約20%の減少といった状況に至っている。

このような状況に加え、アジア諸国を中心とする海外の攻勢が予想されること等を十分に踏まえ、国民・消費者への野菜の安定供給、安全・安心の確保を図る観点から、輸入野菜に奪われている加工・業務用需要におけるシェア奪還等を通じて、担い手を中心とした国産野菜の供給体制を早期に実現していくことが喫緊の課題である。

このような認識の下で、本研究会は、現行の「野菜の構造改革対策」が平成16年度に終期を迎えることや食料・農業・農村基本計画の見直しが行われていることを踏まえ、平成16年3月から、計5回の会合、産地関係者、カット野菜事業者、中食・外食事業者に対するヒアリング等を通じて精力的な議論を行い、現場の生の声の聴取、反映に努めてきたところである。この中間報告書は、客観的な資料等により、野菜農業を取り巻く現状や問題点を総合的に検証することにより、共通認識を醸成し、今後の野菜政策に関する基本的な視点及び当面の野菜政策における具体的な対応方向を提示したものである。

2 野菜の構造改革対策の検証

ア 近年、輸入野菜が増加していること等を踏まえ、消費者や実需者に選好される品質・価格の国産野菜を供給できるよう、平成13年から生産、流通及び消費にわたる「野菜の構造改革対策」を実施してきたところである。同対策において、野菜産地は、低コスト化、契約取引の推進、高付加価値化という3つの戦略モデルを参考に、産地ごとの特性や意向を踏まえ、明確な目標を定めた構造改革のための計画（以下「産地改革計画」という。）を策定し、目標達成に向けた取組を推進してきたところである。

イ 平成14年3月以降、産地改革計画を策定した産地数は、全国各地で着実に増加し、平成16年3月現在1,858となっており、野菜指定産地以外の地域でも取組が拡大している。各野菜産地が戦略タイプごとに設定した目標値に対しどの程度達成したかについては、

）平成14年度（確定値）は、低コスト化タイプ（327産地）で66%、契約取引推進タイプ（373産地）で62%、高付加価値化推進タイプ（734産地）で71%、全タイプ平均で67%

）平成15年度（速報値）は、低コスト化タイプ（417産地）で67%、契約取引推進タイプ（445産地）で62%、高付加価値化推進タイプ（1,005産地）で71%、全タイプ平均で68%

という結果が得られたところである。

ウ 達成率の低い産地は、その理由として、「契約取引先の確保が難しかった」、「天候の影響により病害虫の発生、品質の低下等が見られ、減農薬栽培が困難となった」、「栽培技術の確立が十分でなかった」、「生産者への啓蒙が不足

1 はじめに

近年、輸入野菜が増加していること等を踏まえ、平成13年から「野菜の構造改革対策」が実施されてきており、生産者や関係者の努力とも相まって、一定の成果が得られたところである。しかし、現実問題として、100%を維持してきた自給率が82%まで低落、過去10年間で生産量ベースで約15%の減少、生産面積ベースで約20%の減少といった状況に至っている。

このような状況に加え、アジア諸国を中心とする海外の攻勢が予想されること等を十分に踏まえ、国民・消費者への野菜の安定供給、安全・安心の確保を図る観点から、輸入野菜に奪われている加工・業務用需要におけるシェア奪還等を通じて、担い手を中心とした国産野菜の供給体制を早期に実現していくことが喫緊の課題である。

このような認識の下で、本研究会は、現行の「野菜の構造改革対策」が平成16年度に終期を迎えることや食料・農業・農村基本計画の見直しが行われていることを踏まえ、平成16年3月から、計9回の会合、産地関係者、カット野菜事業者、中食・外食事業者に対するヒアリング等を通じて精力的な議論を行い、現場の生の声の聴取、反映に努めてきたところである。この報告書は、客観的な資料等により、野菜農業を取り巻く現状や問題点を総合的に検証することにより、共通認識を醸成し、野菜政策に関する基本的な視点及び今後の野菜政策における具体的な対応方向を提示したものである。

2 野菜の構造改革対策の検証

ア 近年、輸入野菜が増加していること等を踏まえ、消費者や実需者に選好される品質・価格の国産野菜を供給できるよう、平成13年から生産、流通及び消費にわたる「野菜の構造改革対策」を実施してきたところである。同対策において、野菜産地は、低コスト化、契約取引の推進、高付加価値化という3つの戦略モデルを参考に、産地ごとの特性や意向を踏まえ、明確な目標を定めた構造改革のための計画（以下「産地改革計画」という。）を策定し、目標達成に向けた取組を推進してきたところである。

イ 平成14年3月以降、産地改革計画を策定した産地数は、全国各地で着実に増加し、平成17年1月現在1,901となっており、野菜指定産地以外の地域でも取組が拡大している。各野菜産地が戦略タイプごとに設定した目標値に対しどの程度達成したかについては、

）平成14年度（確定値）は、低コスト化タイプ（327産地）で66%、契約取引推進タイプ（373産地）で62%、高付加価値化推進タイプ（734産地）で71%、全タイプ平均で67%

）平成15年度（速報値）は、低コスト化タイプ（417産地）で67%、契約取引推進タイプ（445産地）で62%、高付加価値化推進タイプ（1,005産地）で71%、全タイプ平均で68%

という結果が得られたところである。

ウ 達成率の低い産地は、その理由として、「契約取引先の確保が難しかった」、「天候の影響により病害虫の発生、品質の低下等が見られ、減農薬栽培が困難となった」、「栽培技術の確立が十分でなかった」、「生産者への啓蒙が不足した」等を挙げてい

した」等を挙げている。しかし、野菜は天候の影響を非常に受けやすく、総じてみれば、全国平均の目標達成率で平成14年度は67%、平成15年度は68%という結果については、構造改革対策の開始から時間が経っていない中で、一定の評価を与えることができ、また、構造改革対策に着手して日が浅く、今後更に加速化させていくべき段階にあると考えられる。

エ また、国の補助事業（平成13年度（補正）及び平成14・15年度の生産振興総合対策事業並びに平成14・15年度の輸入急増農産物対応特別対策事業）を活用した産地は、そうでない産地と比べて、各戦略タイプともに目標達成率が高いなど、国の事業も産地の構造改革に一定の効果を発揮しているものと考えられる。

オ 例えば、ねぎ調製ロボットの導入等により、ねぎの生産コストを300円/kg（平成12年）から210円/kg（平成14年）に3割削減させるなど、農協段階でも状況の改善に成功した事例が多く見られるほか、個別経営体を対象に行った調査（平成15年10月に全国42の個別経営体を対象に実施）によれば、産地の取組を通じて、大半の経営体が作付面積の拡大、販売額の増加等の改善を図り、最終的に所得を増加させ経営の改善につなげている実態が明らかとなっている。

カ 全国から抽出した120産地を対象に行った調査（平成15年10月に実施）によれば、
（）国の補助事業（平成13年度（補正）及び平成14年度の生産振興総合対策事業並びに平成14年度の輸入急増農産物対応特別対策事業）を活用した産地は、そうでない産地と比べて、作付面積等の状況が改善
（）産地の当面の課題として「高付加価値化の推進」、「栽培技術の習得」等、長期的な課題として「栽培技術の向上」、「高齢化の進行への対応」等
等の結果が得られている。

キ 野菜の消費構造改革対策に取り組んだ結果、野菜の消費拡大運動に対する消費者の認知度は上がりつつあるものの、摂取目安である「1日5皿分（350g）以上」についての理解は進んでいない。また、「野菜を摂取することは健康のために重要」と考えている人は多いが、「1日5皿分以上を実行している人」は少なく、消費者行動を具体的に变化させていくことが課題と考えられる。

3 今後の野菜政策に関する基本的な視点

国民・消費者の利益の増進

ア 近年、低関税、輸送技術や冷凍技術の発達等を背景として輸入野菜が増加傾向で推移し、生鮮品、加工品を含め200万トンを超える野菜を輸入しており、また、にんにく、しょうが、ブロッコリー等品目によっては輸入割合が5割を超えていることに加え、中国が全輸入数量の約半分を占めるといった状況にある。

イ このように、輸入が高位で安定し、輸入先が特定国に偏在する傾向は、国内生産者への影響だけでなく、国内の需給動向が一定の国の生産事情等に大きく左右され、供給の不確実性や大幅な価格変動を招来する可能性がある。加えて、輸入品については、必ずしも輸出国における農薬使用状況等を含め生産履歴等が明らかにされないまま、我が国に提供される可能性

る。しかし、野菜は天候の影響を非常に受けやすく、総じてみれば、全国平均の目標達成率で平成14年度は67%、平成15年度は68%という結果については、構造改革対策の開始から時間が経っていない中で、一定の評価を与えることができ、また、構造改革対策に着手して日が浅く、今後更に加速化させていくべき段階にあると考えられる。

エ また、国の補助事業（平成13年度（補正）及び平成14・15年度の実産振興総合対策事業並びに平成14・15年度の輸入急増農産物対応特別対策事業）を活用した産地は、そうでない産地と比べて、各戦略タイプともに目標達成率が高いなど、国の事業も産地の構造改革に一定の効果を発揮しているものと考えられる。

オ 例えば、ねぎ調製ロボットの導入等により、ねぎの生産コストを300円/kg（平成12年）から210円/kg（平成14年）に3割削減させるなど、農協段階でも状況の改善に成功した事例が多く見られるほか、個別経営体を対象に行った調査（平成15年10月に全国42の個別経営体を対象に実施）によれば、産地の取組を通じて、大半の経営体が作付面積の拡大、販売額の増加等の改善を図り、最終的に所得を増加させ経営の改善につなげている実態が明らかとなっている。

カ 全国から抽出した120産地を対象に行った調査（平成15年10月に実施）によれば、
（）国の補助事業（平成13年度（補正）及び平成14年度の生産振興総合対策事業並びに平成14年度の輸入急増農産物対応特別対策事業）を活用した産地は、そうでない産地と比べて、作付面積等の状況が改善
（）産地の当面の課題として「高付加価値化の推進」、「栽培技術の習得」等、長期的な課題として「栽培技術の向上」、「高齢化の進行への対応」等
等の結果が得られている。

キ 野菜の消費構造改革対策に取り組んだ結果、野菜の消費拡大運動に対する消費者の認知度は上がりつつあるものの、摂取目安である「1日5皿分（350g）以上」についての理解は進んでいない。また、「野菜を摂取することは健康のために重要」と考えている人は多いが、「1日5皿分以上を実行している人」は少なく、消費者行動を具体的に变化させていくことが課題と考えられる。

3 今後の野菜政策に関する基本的な視点

国民・消費者の利益の増進

ア 近年、低関税、輸送技術や冷凍技術の発達等を背景として輸入野菜が増加傾向で推移し、生鮮品、加工品を含め200万トンを超える野菜を輸入しており、また、にんにく、しょうが、ブロッコリー等品目によっては輸入割合が5割を超えていることに加え、中国が全輸入数量の約半分を占めるといった状況にある。

イ このように、輸入が高位で安定し、輸入先が特定国に偏在する傾向は、国内生産者への影響だけでなく、国内の需給動向が一定の国の生産事情等に大きく左右され、供給の不確実性や大幅な価格変動を招来する可能性がある。加えて、輸入品については、必ずしも輸出国における農薬使用状況等を含め生産履歴等が明らかにされないまま、我が国に提供される可能性がある。

がある。

ウ 以上を踏まえ、国民・消費者の利益の増進の視点に基づき、国産の野菜を国民・消費者に対し安定的に供給することが不可欠であり、近年の輸入の増加に伴い低下しつつある国産シェアを奪還する「攻め」の施策を推進することを野菜政策の根幹として位置付けることが重要である。

担い手の育成・確保に向けた取組の強化

ア 野菜農業については、主業農家が産出額の約8割を占め、米、麦類、豆類と比べ主業農家への集中が進んでおり、土地利用型農業と比べ、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造が一定程度確立されていると考えられる。また、一定規模以上の作付面積及び共同出荷体制を媒介として形成されている野菜産地は、価格が著しく低下した場合に補てんを行う野菜価格安定制度や品目別・時期別・地域別の供給計画の策定等を通じた需給安定対策の運営に当たり、地域が一体となった取組によりその実効性を確保するとともに、量的なまとまりを背景として競争力を高める側面を有している。

イ しかし、近年、野菜農業においては、認定農業者や農業生産法人は増加傾向で推移しているものの、

）野菜販売農家についてみると、65歳以上の年齢層の従事者が近年、大幅に増加し、全体の3分の1以上を占めるなど、高齢化が進展していること

）効率的かつ安定的な農業経営を中心として一農家当たりの作付面積を増加させ、全体の作付面積を増加させている産地がある一方、野菜農家の減少や高齢化等に伴い全体の作付面積を減少させている産地が見られること

等の状況にかんがみ、更に望ましい農業構造を確立するため、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営（以下「担い手」という。）の育成・確保を推進する施策を講じていくことが適切である。

ウ したがって、担い手を中心として各産地の体質をより強化し、安定的な野菜の生産・出荷体制を確立する観点から、担い手の育成・確保を明確にした産地に対し生産・流通対策を講じること等により、担い手の育成・確保に向けた取組を強化することが必要である。

エ 現在、食料・農業・農村政策審議会において、品目別に講じられているすべての経営安定対策について、構造改革の加速化を図る観点から対象となる担い手を明確化し、その経営の安定を図る対策に転換していくことが検討されている。

野菜価格安定制度についても、高齢化が進む中で将来にわたって野菜の安定供給を確保するため、野菜の生産・流通の特性や消費者への安定供給の観点を踏まえつつ、対象経営の明確化、その経営の安定性の向上に向け

国際競争力のある産地づくり

ア 輸入との競合に耐え得る産地づくりを推進するためには、他の農産物と異なり既に生鮮品で平均4%、加工品で平均11%という低水準の関税の

ウ 以上を踏まえ、国民・消費者の利益の増進の視点に基づき、安全で安心な国産の野菜を国民・消費者に対し安定的に供給することを野菜政策の根幹として位置付けるべきである。また、こうした基本的考え方に基づき、近年の輸入の増加に伴い低下しつつある国産シェアを奪還する「攻め」の施策を展開していくべきである。

担い手の育成・確保に向けた取組の強化

ア 野菜農業については、主業農家が産出額の約8割を占め、米、麦類、豆類と比べ主業農家への集中が進んでおり、土地利用型農業と比べ、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造が一定程度確立されていると考えられる。また、一定規模以上の作付面積及び共同出荷体制を媒介として形成されている野菜産地は、価格が著しく低下した場合に補てんを行う野菜価格安定制度や品目別・時期別・地域別の供給計画の策定等を通じた需給安定対策の運営に当たり、地域が一体となった取組によりその実効性を確保するとともに、量的なまとまりを背景として競争力を高める側面を有している。

イ しかし、近年、野菜農業においては、認定農業者や農業生産法人は増加傾向で推移しているものの、

）野菜販売農家についてみると、65歳以上の年齢層の従事者が近年、大幅に増加し、全体の3分の1以上を占めるなど、高齢化が進展していること

）効率的かつ安定的な農業経営を中心として一農家当たりの作付面積を増加させ、全体の作付面積を増加させている産地がある一方、野菜農家の減少や高齢化等に伴い全体の作付面積を減少させている産地が見られること

）具体的な販売先や価格・コストに対する経営体としての意識が一層求められている状況にあること

等の状況にかんがみ、更に望ましい農業構造を確立するため、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営（以下「担い手」という。）の育成・確保を推進する施策を講じていくことが適切である。

ウ したがって、消費者等のニーズに的確に対応した生産を行う経営感覚に優れた担い手を中心として各産地の体質をより強化し、安定的な野菜の生産・出荷体制を確立することが重要である。このため、担い手の育成・確保を明確にした産地に対し生産・流通対策を講じること等により、担い手の育成・確保に向けた取組を強化することが必要である。

エ 新たな食料・農業・農村基本計画において、品目別に講じられているすべての経営安定対策について、構造改革の加速化を図る観点から対象となる担い手を明確化し、その経営の安定を図る対策に転換していくこととされたところである。

野菜価格安定制度についても、野菜の生産・流通の特性や消費者への安定供給の観点を踏まえつつ、対象経営の明確化、その経営の安定性の向上に向けた制度のあり方について検討する必要がある。

国際競争力のある産地づくり

ア 輸入との競合に耐え得る産地づくりを推進するためには、他の農産物と異なり既に生鮮品で平均4%、加工品で平均11%という低水準の関税の下で、また、今

下で、また、今後 WTO 交渉や FTA 交渉が進展する中で、労働集約型農業を強みとするアジア諸国からの輸出が増加する可能性があること、中国政府が残留農薬問題等を契機として、安全性の確保を図る措置を強化していること等を十分に踏まえなければならない。

イ また、近年は、輸入商社等を中心として、不作等により国内産の価格が高騰すると見込まれる場合には、スポット的に輸入品の取扱いを増加させるという行動が多く見られ、常にこうした輸入圧力に直面していること等を勘案しつつ、産地は国際競争力を高めていくことが重要である。

ウ その中で、家計消費野菜については、消費者の間で依然として国産品への嗜好が強いこと、高品質野菜や有機野菜など高付加価値野菜に対する一定の評価があること、残留農薬や生産履歴など安全・安心へのニーズが高いこと等を踏まえ、これらの観点から輸入野菜に対抗し得る産地づくりを推進することが重要である。

エ また、加工・業務用野菜については、実需者から、定質・定時・定量・定価での周年安定供給の確保、カット等一次加工による供給等加工・業務用ニーズに適合した供給等の要請が高い一方、国産野菜がこれに十分応えきれていないことが輸入野菜の増加を招来していることを踏まえ、これらを解消し、実需者ニーズに応えられる産地づくりを推進することが重要である。

多様化するニーズへの的確な対応

ア 近年、単身世帯の増加、食の簡便化志向、個食化傾向等を背景として、野菜については、素材を購入して家庭内で調理し消費することが減少する一方、「外食」や「中食」の場における摂取が増加傾向にあるなど、消費形態が大きく変化している。

イ 流通段階でも、これまで大宗を占めてきた卸売市場を経由した流通の低下、市場外取引の増加、スーパー等の24時間化、加工・業務用需要の増加等その環境が大きく変化を遂げる中で、同一の取引形態でも、取引相手により求められる商品の内容が異なるなど、消費者、実需者等のニーズは千差万別というべき状況に至っており、また、こうしたニーズは時々刻々と変化している。したがって、ニーズに対する感覚を研ぎ澄まし、きめ細かくかつ的確に対応していくことが重要である。

安全・安心の確保に向けた取組の強化

ア 近年、「食の安全・安心」については、消費者の最大の関心事項の一つとなっており、こうした「安全・安心」の確保に向けて産地は万全の取組を行うとともに、国の実施する野菜政策においてもこうしたニーズを満たす設計が不可欠である。

イ 病原微生物や汚染物質等の食品安全危害を最小限に抑えるための適正農業規範（Good Agricultural Practice）、予期せぬ問題が生じた場合の原因究明や問題食品の追跡・回収を容易にするトレーサビリティ、生産情報を幅広く伝達する生産情報公表 JAS 等、様々な手法が存する中で、各野菜産地がそれぞれの地域の事情や体制の整備状況等に即しつつ、将来に向けて段

後 WTO 交渉や FTA 交渉が進展する中で、労働集約型農業を強みとするアジア諸国からの輸出が増加する可能性があること、中国政府が残留農薬問題等を契機として、安全性の確保を図る措置を強化していること等を十分に踏まえなければならない。

イ また、近年は、輸入商社等を中心として、不作等により国内産の価格が高騰すると見込まれる場合には、スポット的に輸入品の取扱いを増加させるという行動が多く見られ、常にこうした輸入圧力に直面していること、さらに、これをきっかけに輸入品が定着する可能性があること等を勘案しつつ、産地は国際競争力を高めていくことが重要である。

ウ その中で、家計消費野菜については、消費者の間で依然として国産品への嗜好が強いこと、高品質野菜や有機野菜など高付加価値野菜に対する一定の評価があること、残留農薬や生産履歴など安全・安心へのニーズが高いこと等を踏まえ、これらの観点から輸入野菜に対抗し得る産地づくりを推進することが重要である。

エ また、加工・業務用野菜については、実需者から、定質・定時・定量・定価での周年安定供給の確保、カット等一次加工による供給等加工・業務用ニーズに適合した供給等の要請が高い一方、国産野菜がこれに十分応えきれていないことが輸入野菜の増加を招来していることを踏まえ、これらを解消し、実需者ニーズに応えられる産地づくりを推進することが重要である。

多様化するニーズへの的確な対応

ア 近年、単身世帯の増加、食の簡便化志向、個食化傾向等を背景として、野菜については、素材を購入して家庭内で調理し消費することが減少する一方、「外食」や「中食」の場における摂取が増加傾向にあるなど、消費形態が大きく変化している。

イ 流通段階でも、これまで大宗を占めてきた卸売市場を経由した流通の低下、市場外取引の増加、スーパー等の24時間化、加工・業務用需要の増加等その環境が大きく変化を遂げる中で、同一の取引形態でも、取引相手により求められる商品の内容が異なるなど、消費者、実需者等のニーズは千差万別というべき状況に至っており、また、こうしたニーズは時々刻々と変化している。したがって、ニーズに対する感覚を研ぎ澄まし、きめ細かくかつ的確に対応していくことが重要である。

安全・安心の確保に向けた取組の強化

ア 近年、「食の安全・安心」については、消費者の最大の関心事項の一つとなっており、こうした「安全・安心」の確保に向けて産地は万全の取組を行うとともに、国の実施する野菜政策においてもこうしたニーズを満たす設計が不可欠である。

イ 病原微生物や汚染物質等の食品安全危害を最小限に抑えるための適正農業規範（Good Agricultural Practice）、予期せぬ問題が生じた場合の原因究明や問題食品の追跡・回収を容易にするトレーサビリティ、生産情報を幅広く伝達する生産情報公表 JAS 等、様々な手法が存する中で、各野菜産地がそれぞれの地域の事情や体制の整備状況等に即しつつ、将来に向けて段階的に取組を進めていくことが重要である。

階的に取組を進めていくことが重要である。

幅広い情報を活用した戦略づくり

ア 輸入に対抗し国際競争力のある産地づくりを図るためには、輸入品や国産品の価格・品質水準、国内市場における輸入の定着度合い等について、国段階や地域段階の様々な場を活用しつつ、生産者や実需者等関係者の間で幅広い情報交換を行うことが重要である。

イ また、アの情報交換に加え、主要な対日輸出国における生産、流通、輸出等に係る諸制度とともに輸出戦略等の制度外情報の把握に努めるとともに、家計用及び加工・業務用需要がそれぞれ独自の市場を形成していること、加工・業務用需要シェアの奪回が重要な施策目標となっていること等を踏まえ、国は、主要野菜の用途別需要量や国産品・輸入品別割合等について、生産者等に対し情報を提供することが重要である。

ウ 野菜の輸出については、一部の地域で取組がなされてきたものの、輸出に関する情報・ノウハウ不足や価格が高い等の要因により低調にある。しかし、「攻め」の農政に転換し、輸出に積極的に取り組む必要があることから、輸出先における生産・流通事情、消費動向、制度面の障壁の有無等について戦略的に情報を収集し、これに対応した産地づくりのために活用することが重要である。

4 当面の野菜政策における具体的な対応方向

(1) 産地の体質強化に向けた総合的な取組の推進

将来像を明らかにした産地への支援の重点化

ア 野菜については、地理的に近接し生産・出荷の面でまとまりのある産地が、その組織力を活かしつつ量的なまとまりを強みとして生産・流通の大宗を担い、消費者への安定的な供給の点で一定の成果を上げてきた。しかしながら、一方で、近年、担い手の高齢化や減少等を背景として産地の構造が脆弱化している地域も見られる。

イ このため、現行の対策において明確な目標を掲げ戦略的な行動をとることについて一定の評価が得られていることを踏まえ、将来にわたり担い手を核として供給責任を果たし得る体質の強い産地づくりに向けて、産地が自らの将来像を明確にした計画（以下「産地強化計画」という。）において担い手の育成・確保を位置付けることが必要であり、野菜の生産・流通対策の対象は、こうした計画を策定した産地とすべきである。

幅広い情報を活用した戦略づくり

ア 輸入に対抗し国際競争力のある産地づくりを図るためには、輸入品や国産品の価格・品質水準、国内市場における輸入の定着度合い等について、国段階や地域段階の様々な場を活用しつつ、生産者や実需者等関係者の間で幅広い情報交換を行うことが重要である。

イ また、アの情報交換に加え、主要な対日輸出国における生産、流通、輸出等に係る諸制度とともに輸出戦略等の制度外情報の把握に努めるとともに、家計用及び加工・業務用需要がそれぞれ独自の市場を形成していること、加工・業務用需要シェアの奪回が重要な施策目標となっていること等を踏まえ、国は、主要野菜の用途別需要量や国産品・輸入品別割合等について、生産者等に対し情報を提供することが重要である。

ウ 野菜の輸出については、一部の地域で取組がなされてきたものの、輸出に関する情報・ノウハウ不足や価格が高い等の要因により低調にある。しかし、「攻め」の農政に転換し、輸出に積極的に取り組む必要があることから、輸出先における生産・流通事情、消費動向、制度面の障壁の有無等について戦略的に情報を収集し、これに対応した産地づくりのために活用することが重要である。

環境保全への配慮

ア 農業生産活動に伴う環境への負荷の低減を図るとともに、持続的に再生可能な資源であるバイオマスの利活用を図り循環型社会の構築を推進することが重要となっている。また、京都議定書における温室効果ガス総排出量の削減約束の達成に向け、農業分野における地球温暖化対策の充実が求められている。

イ これを踏まえ、野菜生産についても環境保全を重視したものに転換していくとともに、バイオマスの総合的な利活用を促進すべきである。また、温室効果ガス削減の観点から、特に園芸施設から排出される二酸化炭素の抑制を図るべきである。

4 野菜政策における具体的な対応方向

(1) 産地の体質強化に向けた総合的な取組の推進

産地における担い手の育成・確保

ア 野菜については、地理的に近接し生産・出荷の面でまとまりのある産地が、その組織力を活かしつつ量的なまとまりを強みとして生産・流通の大宗を担い、消費者への安定的な供給の点で一定の成果を上げてきた。しかしながら、一方で、近年、担い手の高齢化や減少等を背景として産地の構造が脆弱化している地域も見られる。

イ このため、現行の対策において明確な目標を掲げ戦略的な行動をとることについて一定の評価が得られていることを踏まえ、将来にわたり担い手を核として供給責任を果たし得る体質の強い産地づくりに向けて、産地が自らの将来像を明らかにすることが必要である。

ウ 具体的には、地域における経営の多様な展開を踏まえ、認定農業者制度の活用を基本とし、産地が自ら策定する計画（「産地強化計画」）において、担い手とその育成・確保手法、担い手を中心とした産地の体質強化の道筋等について明確にすべ

また、野菜生産は労働集約性の高い農業であることを踏まえ、サービス事業者等の位置付けの明確化等を含め、円滑に労働力を確保する仕組みを構築することを検討すべきである。

ウ また、同様の観点から、産地強化計画には、担い手の育成・確保に加え、販売戦略、低コスト戦略、効率的な流通戦略、毎年の需給安定に向けた取組、環境保全に配慮した取組、安全・安心に係る情報の開示に向けた取組等の事項を位置付けるべきである。その際、各地域における実需者や流通関係者との連携の強化についても推進すべきである。

エ 産地強化計画においては、それぞれの項目について可能な限り数値化した目標を策定することとし、また、目標の達成度合いを客観的に評価し、評価の低い産地に対して必要に応じて取組の改善を促す仕組みを導入すべきである。

地域の特性を活かした計画作りの推進

ア 現行の「野菜の構造改革対策」において、各産地は、低コスト化、契約取引推進、高付加価値化の3つの戦略モデルを参考として、産地改革計画をたてることとされており、引き続き、各産地がさらに創意工夫を發揮し、地域の実情等を踏まえ体質の強い産地づくりに向けた取組が必要である。

イ 今後、野菜の生産・流通対策による支援の前提となる産地強化計画については、一定のガイドラインの下、各産地が地域の実情等を踏まえて策定し、都道府県が認定する等の弾力性のある仕組みとすべきである。

産地の自主的な取組の推進

ア 生産・出荷組織は、産地の広域化に対応した組織的な生産体系を構築し、研修会の開催等を通じた栽培技術の向上、品質の均一化等により産地ブランドの確立を図るとともに、仕向け先に応じた生産者の育成やグループ化等により戦略的な生産・販売体制を整備すべきである。

イ また、産地サイドのマーケティング能力が最も重要となる中で、販売担

きである。

エ その際、野菜生産は労働集約性の高い農業であることを踏まえ、サービス事業者等の位置付けの明確化等を含め、円滑に労働力を確保する仕組みを構築することを検討すべきである。

オ また、同様の観点から、産地強化計画には、担い手の育成・確保に加え、販売戦略、低コスト戦略、効率的な流通戦略、毎年の需給安定に向けた取組、環境保全に配慮した取組、安全・安心に係る情報の開示に向けた取組等の事項を位置付けるべきである。その際、各地域における実需者や流通関係者との連携の強化についても推進すべきである。

カ 産地強化計画においては、それぞれの項目について可能な限り数値化した目標を策定することとし、また、目標の達成度合いを客観的に評価し、評価の低い産地に対して必要に応じて取組の改善を促す仕組みを導入すべきである。

将来像を明らかにした産地への支援の重点化

ア 今後、野菜の生産・流通対策は、担い手とその育成・確保手法など強い産地づくりに向けた自らの将来像が明確にされた産地を対象とし、担い手の生産規模の拡大、機械化一貫体系の導入等を通じて、産地の体質強化を図るべきである。

イ その際、野菜生産の特性や地域の実情を踏まえ、

）将来の担い手となり得る新規就農者の育成・確保

）野菜生産において重要な役割を果たしている女性の農業経営への一層の参画の促進

）知識と技能を有する、意欲ある高齢農業者の活動の促進
についても配慮すべきである。

ウ また、野菜価格安定制度についても、対象経営の明確化等の観点を踏まえ、制度のあり方について検討すべきである。

地域の特性を活かした計画作りの推進

ア 現行の「野菜の構造改革対策」において、各産地は、低コスト化、契約取引推進、高付加価値化の3つの戦略モデルを参考として、産地改革計画をたてることとされており、引き続き、各産地がさらに創意工夫を發揮し、地域の実情等を踏まえ体質の強い産地づくりに向けた取組が必要である。

イ 今後、野菜の生産・流通対策による支援の前提となる産地強化計画については、一定のガイドラインの下、各産地が地域の実情等を踏まえて策定し、都道府県が認定する等の弾力性のある仕組みとすべきである。

産地の自主的な取組の推進

ア 生産・出荷組織は、産地の広域化に対応した組織的な生産体系を構築し、研修会の開催等を通じた栽培技術の向上、品質の均一化等により産地ブランドの確立を図るとともに、仕向け先に応じた生産者の育成やグループ化等により戦略的な生産・販売体制を整備すべきである。

イ また、産地サイドのマーケティング能力が最も重要となる中で、販売担当者の

当者の能力開発を含め、高い専門性と幅広い知識・能力を備えた「改革を担うべき人材」の育成・確保を図るとともに、女性ならではの感性やアイデアを最大限活用できるよう、改革の推進役として女性の経営参画や社会参画を促進すべきである。

(2) 消費者や需要者等の視点に立った生産・流通対策の推進

加工・業務用需要への的確な対応

ア 国内産地は、従来、家計消費野菜の市場流通による供給を中心としてきたため、
) 実需者の求める価格水準や規格等に対応した低コスト・定価による安定供給
) 不作時や豊作時の対応と周年安定供給等を可能とする定量による安定供給
) 用途別特性に適合した品種の導入等をはじめとする実需者のきめ細かいニーズに対応した安定供給
等を特徴とする加工・業務用需要への対応が遅れており、この間隙をぬって輸入のシェアが増加するという構図が定着しつつあることを踏まえ、加工・業務用需要のニーズに的確に対応した産地の育成を図ることが必要である。

イ 具体的には、まず、産地は、輸入品や国産品の価格・品質水準等について、国段階や地域段階の様々な場を活用しつつ、実需者等関係者の間で幅広い情報交換を行うとともに、戦略における加工・業務用対応の位置付けの明確化、マーケティング担当者の育成と専門部署の設置、加工・業務用対応の生産者の育成やそのグループ化等、加工・業務用需要に対応した体制の整備を図るべきである。

ウ また、加工・業務用需要に対応した栽培技術体系、用途に応じた品質・規格や重量を重視した出荷・流通体系の確立、下ごしらえ等一次加工、鮮度保持などの機能の確保、円滑な労働力提供システムの構築等を通じて、加工・業務用需要筋に対する安定供給を行うことができる産地づくりを推進するとともに、こうした取組が全国的に展開されるよう配慮すべきである。また、加工・業務用需要筋からはコスト低減の要請が強いこと等を踏まえ、生産性向上に向けた技術開発等の取組を引き続き推進すべきである。

エ こうした加工・業務用対応型産地の育成においては、産地と実需者との間の結びつきを図ることが最も重要な課題と考えられることから、国段階及び地域段階で両者が意見交換等を行う場を幅広く設定するとともに、産地による産地強化計画の策定に当たっては、事前に実需者等との間で情報交換を行い、その情報を十分に反映させた目標の設定を図るべきである。

生産性の向上に向けた更なる取組の推進

ア 現行の対策においても低コスト化を3つの基本的な戦略モデルの一つとして取組を進めているものの、品目により海外産との間で相当のコスト差が存在することを踏まえ、生産性の向上を図るための更なる取組が必要である。

イ このため、野菜生産・流通対策による支援の前提となる産地強化計画において、競争に耐え得るレベルに設定した価格を目標とした低コスト化戦

能力開発を含め、高い専門性と幅広い知識・能力を備えた「改革を担うべき人材」の育成・確保を図るとともに、女性ならではの感性やアイデアを最大限活用できるよう、改革の推進役として女性の経営参画や社会参画を促進すべきである。

(2) 消費者や需要者等の視点に立った生産・流通対策の推進

加工・業務用需要への的確な対応

ア 国内産地は、従来、家計消費野菜の市場流通による供給を中心としてきたため、
) 実需者の求める価格水準や規格等に対応した低コスト・定価による安定供給
) 不作時や豊作時の対応と周年安定供給等を可能とする定量による安定供給
) 用途別特性に適合した品種の導入等をはじめとする実需者のきめ細かいニーズに対応した安定供給
等を特徴とする加工・業務用需要への対応が遅れており、この間隙をぬって輸入のシェアが増加するという構図が定着しつつあることを踏まえ、加工・業務用需要のニーズに的確に対応した産地の育成を図ることが必要である。

イ 具体的には、まず、産地は、輸入品や国産品の価格・品質水準等について、国段階や地域段階の様々な場を活用しつつ、実需者等関係者の間で幅広い情報交換を行うとともに、戦略における加工・業務用対応の位置付けの明確化、マーケティング担当者の育成と専門部署の設置、加工・業務用対応の生産者の育成やそのグループ化等、加工・業務用需要に対応した体制の整備を図るべきである。

ウ また、きめ細かな需要に対応した栽培技術体系、用途に応じた品質・規格や重量を重視した出荷・流通体系の確立、下ごしらえ等一次加工、鮮度保持などの機能を備えた流通拠点の整備、産地間連携によるリレー出荷、円滑な労働力提供システムの構築等を通じて、加工・業務用需要筋に対する安定供給を行うことができる産地づくりを推進するとともに、こうした取組が全国的に展開されるよう配慮すべきである。また、加工・業務用需要筋からはコスト低減の要請が強いこと等を踏まえ、生産性向上に向けた技術開発等の取組を引き続き推進すべきである。

エ こうした加工・業務用対応型産地の育成においては、産地と実需者との間の結びつきを図ることが最も重要な課題と考えられることから、国段階及び地域段階で両者が意見交換等を行う場を幅広く設定するとともに、産地による産地強化計画の策定に当たっては、事前に実需者等との間で情報交換を行い、その情報を十分に反映させた目標の設定を図るべきである。

生産性の向上に向けた更なる取組の推進

ア 現行の対策においても低コスト化を3つの基本的な戦略モデルの一つとして取組を進めているものの、品目により海外産との間で相当のコスト差が存在することを踏まえ、生産性の向上を図るための更なる取組が必要である。

イ このため、野菜生産・流通対策による支援の前提となる産地強化計画において、競争に耐え得るレベルに設定した価格を目標とした低コスト化戦略を位置付けるべ

略を位置付けるべきである。

ウ 現行の対策において、設置コストが通常の鉄骨ハウスの7割以下で風速50m/秒に耐え得る強度を有する「低コスト耐候性ハウス」の導入・普及が行われてきているが、依然として温室のイニシャルコストが高いことを踏まえ、更にコストを抑制した温室の開発・導入を推進すべきである。また、生産資材コスト等が依然として高いこと、露地野菜用の機械は実用化されているものの普及に遅れが見られること等を踏まえ、低コスト化に向けて諸問題を解消する取組を推進すべきである。

エ また、加工・業務用需要への対応が急務となる中で、同需要に対応した品種の開発等を含め、単収を増加させる取組を引き続き推進すべきである。

高付加価値化に向けた更なる取組の推進

ア 今後の野菜農業においては、商品の品質を向上させたり、収穫後に簡易な加工を施し実需者等が利用する段階において「歩留まり」を高める等の努力を通じて、いかにして価値を付加し、消費者や実需者等の要請に的確に答える商品を作り出していくかという視点が最も重要である。

イ 野菜において、「新鮮さ」、「安全・安心」等は基幹的な価値であることはもとより、糖度等の食味、健康増進効果等の機能性等が高付加価値化を構成する重要な要素になりつつあることを踏まえ、

）研究機関等と連携しつつ食味を構成する要素の明確化や機能性の解明等を行うこと

）品種、作期等を含めどのような生産・流通行程によりこれらの価値を実現できるか等について検証すること、また、生産性の向上、高付加価値化に加えて環境保全を進める観点から科学的な土壌診断に基づく土づくりを行うこと

）可能な限り、数値等客観的な指標を用いて「目に見える形」で消費者に対し野菜の価値を伝達すること、また、試食や料理法の提案等を通じて認知を高める等の「攻めの販売」を行うこと

等を推進すべきである。

ウ また、潜在化しているニーズをいかにして顕在化させるかという視点も重要であり、例えば、近年、ルッコラ等、品種や栽培方法の点で従来の野菜と異なる「新野菜」、京野菜や加賀野菜等の地域伝統野菜等の消費が増加傾向にあることを踏まえ、栽培方法の技術指導等を含めた需要開発に向けた取組を通じて、野菜全体の需要の底上げを図るべきである。

エ なお、国内市場における差別化等を図る観点から、現在、地理的表示の取組が検討されていること等を踏まえ、野菜についても、地理的特性に由来する独特の栽培方法及び品質等を有するものについて調査を行い、地理的表示の保護のあり方について産地を含め関係者間で幅広く情報を交換すべきである。

効率的な流通体系の確立

ア 野菜の流通については、

きである。

ウ 現行の対策において、設置コストが通常の鉄骨ハウスの7割以下で風速50m/秒に耐え得る強度を有する「低コスト耐候性ハウス」の導入・普及が行われてきているが、依然として温室のイニシャルコストが高いことを踏まえ、更にコストを抑制すべく新たな工法を用いた温室の開発・導入を推進すべきである。また、生産資材コスト等が依然として高いこと、露地野菜用の機械は実用化されているものの普及に遅れが見られること等を踏まえ、機械化一貫体系の確立等低コスト化に向けて諸問題を解消する取組を推進すべきである。

エ また、加工・業務用需要への対応が急務となる中で、同需要に対応した品種の開発等を含め、単収を増加させる取組を引き続き推進すべきである。

高付加価値化に向けた更なる取組の推進

ア 今後の野菜農業においては、商品の品質を向上させたり、収穫後に簡易な加工を施し実需者等が利用する段階において「歩留まり」を高める等の努力を通じて、いかにして価値を付加し、消費者や実需者等の要請に的確に答える商品を作り出していくかという視点が最も重要である。

イ 野菜において、「新鮮さ」、「安全・安心」等は基幹的な価値であり、低温高湿での貯蔵技術等を活用した高度な鮮度保持体制の整備や農薬残留分析施設の整備等の取組を推進すべきである。また、糖度等の食味、健康増進効果等の機能性等が高付加価値化を構成する重要な要素になりつつあることを踏まえ、

）研究機関等と連携しつつ食味を構成する要素の明確化や機能性の解明、新品种の開発等を行うこと

）品種、作期等を含めどのような生産・流通行程によりこれらの価値を実現できるか等について検証、普及すること、また、生産性の向上、高付加価値化に加えて環境保全を進める観点から科学的な土壌診断に基づく土づくりを行うこと

）可能な限り、数値等客観的な指標を用いて「目に見える形」で消費者に対し野菜の価値を伝達すること、また、試食や料理法の提案等を通じて認知を高める等の「攻めの販売」を行うこと

等を推進すべきである。

ウ また、潜在化しているニーズをいかにして顕在化させるかという視点も重要であり、例えば、近年、ルッコラ等、品種や栽培方法の点で従来の野菜と異なる「新野菜」、京野菜や加賀野菜等の地域伝統野菜等の消費が増加傾向にあることを踏まえ、栽培方法の技術指導等を含めた需要開発に向けた取組を通じて、野菜全体の需要の底上げを図るべきである。

エ 産地ブランドが、消費者の信頼を得て、農業や食品産業の新たな発展の基礎として更に価値あるものとなっていくよう、その育成・確立や適切な保護を推進する。その一環として、ブランド確立に向けた関係者の意識の醸成、ブランド確立を支える技術開発、国内外での販路開拓・情報発信支援、ブランド展開を支える人材の育成、知的財産権の取得に向けた主体的な取組を促進すべきである。

効率的な流通体系の確立

ア 野菜の流通については、

）近年、卸売市場は価格形成機能等の面で重要な役割を有しつつも、外食や中食等の業務用需要に対応した市場外流通が増加していること
）卸売市場法や農業協同組合法の改正等、野菜の流通に関する諸制度が改正されたこと
）野菜については、卸売価格に占める流通コストの割合が依然として高い中で、鮮度保持要求の高まり等に伴い、コスト負担の増加が予想されること
）食生活の変化や女性の社会進出等に伴い、食の外部化が進んでいるほか、価値観・生活感の多様化が見られ、卸売市場流通に加えて地産地消や直接販売など流通チャンネルが多元化していること
等、状況が大きく変化している。

イ このような状況を踏まえ、産地においては、卸売市場をはじめ、地産地消や直接販売等多様な手法を活用し、各地域の特性を踏まえた効率的な流通の仕組みを構築すべきである。このため、産地強化計画において、効率的な流通戦略に係る事項を位置付けるとともに、実需者等との連携を図りつつ同計画の策定を推進すべきである。

ウ 最も効率的な物流システムを構築する観点から、
）既存の集出荷施設の再編等により、産地段階で一次加工機能、消費者・実需者等への情報発信機能など高度かつ複合的な機能を付与する取組
）消費地の周辺部において一次加工機能など高度かつ複合的な機能を付与する取組
等を地域の実情に応じて推進すべきである。

エ 地域で生産された地場野菜を学校、病院、企業、ホテル等の業務筋を含め地域内で消費することは、消費者と生産者との「顔の見える関係」を構築し、また、「安全・安心」等の要請に応えるものであり、納入商品のキット化等一次加工機能の付与等を通じて、「地産地消」の取組を推進すべきである。

オ また、消費者への直接販売は、生産過程の安全性・品質等を含めた商品の価値を最も的確に説明できる場であること等の利点を有しており、
）産地が集客力のある大手量販店やデパート等において、地場野菜等を直接販売する場を設置
）他産地との連携、近隣の加工工場、地元市場、他の直売所等とのネットワークの構築、農家に対する受発注システムの整備等により、買う側の視点に立って豊富な品揃えや利便性を高めた直売施設の設置
等を通じて、市場流通と組み合わせつつ、有効な販売戦略の一つとして推進すべきである。

カ 各産地は、それぞれの特性を活かすことが重要であり、
）消費地市場までの輸送コスト増に直面している遠隔産地は、モーダルシフトへの切り替えを含む輸送体系のあり方の見直しや高度流通拠点機能の確保により効率的な流通を追求
）担い手の減少等に直面している都市近郊産地は、都市との近接性を活かし、消費者との交流や組織化を通じた地産地消や戦略的な直売を推進等の取組を推進すべきである。

）近年、卸売市場は価格形成機能等の面で重要な役割を有しつつも、外食や中食等の業務用需要に対応した市場外流通が増加していること
）卸売市場法や農業協同組合法の改正等、野菜の流通に関する諸制度が改正されたこと
）野菜については、卸売価格に占める流通コストの割合が依然として高い中で、鮮度保持要求の高まり等に伴い、コスト負担の増加が予想されること
）食生活の変化や女性の社会進出等に伴い、食の外部化が進んでいるほか、価値観・生活感の多様化が見られ、卸売市場流通に加えて地産地消や直接販売など流通チャンネルが多元化していること
等、状況が大きく変化している。

イ このような状況を踏まえ、産地においては、卸売市場をはじめ、地産地消や直接販売等多様な手法を活用し、各地域の特性を踏まえた効率的な流通の仕組みを構築すべきである。このため、産地強化計画において、効率的な流通戦略に係る事項を位置付けるとともに、実需者等との連携を図りつつ同計画の策定を推進すべきである。

ウ 最も効率的な物流システムを構築する観点から、
）既存の集出荷施設の再編等により、産地段階で一次加工機能、消費者・実需者等への情報発信機能など高度かつ複合的な機能を付与する取組
）消費地の周辺部において一次加工機能など高度かつ複合的な機能を付与する取組
等を地域の実情に応じて推進すべきである。

エ 地域で生産された地場野菜を学校、病院、企業、ホテル等の業務筋を含め地域内で消費することは、消費者と生産者との「顔の見える関係」を構築し、また、「安全・安心」等の要請に応えるものであり、納入商品のキット化等一次加工機能の付与等を通じて、「地産地消」の取組を推進すべきである。

オ また、消費者への直接販売は、生産過程の安全性・品質等を含めた商品の価値を最も的確に説明できる場であること等の利点を有しており、
）産地が集客力のある大手量販店やデパート等において、地場野菜等を直接販売する場を設置
）他産地との連携、近隣の加工工場、地元市場、他の直売所等とのネットワークの構築、農家に対する受発注システムの整備等により、買う側の視点に立って豊富な品揃えや利便性を高めた直売施設の設置
等を通じて、市場流通と組み合わせつつ、有効な販売戦略の一つとして推進すべきである。

カ 各産地は、それぞれの特性を活かすことが重要であり、
）消費地市場までの輸送コスト増に直面している遠隔産地は、モーダルシフトへの切り替えを含む輸送体系のあり方の見直しや高度流通拠点機能の確保により効率的な流通を追求
）担い手の減少等に直面している都市近郊産地は、都市との近接性を活かし、消費者との交流や組織化を通じた地産地消や戦略的な直売を推進等の取組を推進すべきである。

キ 野菜の小売価格に占める流通経費は5～6割と依然として高いこと等を踏まえ、
) 流通段階のコスト削減を図る観点から、加工・業務用需要筋との契約取引を中心として、規格の簡素化を推進
) 消費者の選択の幅を拡大する観点から、バラ・グラム単位の販売をモデル的に推進
) 市場取引で導入が遅れている通い容器について、その利用を一層推進
) 加工・業務用についても、スチールコンテナ等大型の通い容器の利用を推進
等の取組を通じて、流通コストの一層の低減を図るべきである。

輸出拡大に向けた取組の推進

ア 近隣のアジア諸国の経済発展に伴う所得の向上等により、高品質な日本産野菜の輸出を拡大する好機が生じていること等を踏まえ、輸出先の制度や事情等に関する情報を収集する体制を強化するとともに、輸出向けに国内の流通拠点施設等を積極的に活用すべきである。

イ また、植物の新しい品種や技術を保護するため、知的財産権に係る国内制度の強化等に向けた検討を行うべきである。

(3) 消費形態の変化に即した消費拡大対策の推進

消費形態の変化に即した手法の導入

ア 近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが緊要な課題となっている中で、野菜は、

キ 野菜の小売価格に占める流通経費は5～6割と依然として高いこと等を踏まえ、
) 流通段階のコスト削減を図る観点から、加工・業務用需要筋との契約取引を中心として、規格の簡素化を推進
) 消費者の選択の幅を拡大する観点から、バラ・グラム単位の販売をモデル的に推進
) 市場取引で導入が遅れている通い容器について、その利用を一層推進
) 加工・業務用についても、スチールコンテナ等大型の通い容器の利用を推進
等の取組を通じて、流通コストの一層の低減を図るべきである。

輸出拡大に向けた取組の推進

ア 近隣のアジア諸国の経済発展に伴う所得の向上等により、高品質な日本産野菜の輸出を拡大する好機が生じていること等を踏まえ、輸出先の制度や事情等に関する情報を収集する体制を強化するとともに、輸出向けに国内の流通拠点施設等を積極的に活用すべきである。

イ また、新品種等の保護のため、育成者権等の侵害に対する対策や国内制度の改善を図るべきである。

(3) 環境対策の推進

環境に配慮した持続性の高い野菜生産の推進

今後の野菜生産においては、適切な肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減やたい肥を利用した土づくりによる物質循環の促進を図るため、エコファーマー制度の積極的な活用や有機農産物の検査認証制度及び特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの積極的な活用を通じた消費者への適切な情報提供が必要である。

バイオマスの利活用の促進

野菜生産におけるバイオマスの利活用の促進を図る観点から、生分解性マルチの利用や産地廃棄を行った野菜の堆肥化などを積極的に進めるべきである。

地球温暖化防止に向けた取組の推進

ア 地球温暖化問題への対応については、二酸化炭素排出削減を念頭に現行の施設園芸における省エネルギー対策の見直しを行うことが重要であり、当面は、石油、天然ガス等の燃焼エネルギーを熱と電気に変換して利用するシステム(コージェネレーションシステム)を導入するなど、実現性の高い省エネルギー対策を進めていくことが必要である。

イ また、将来的には、「新エネルギー」として、二酸化炭素を発生しない、あるいは全体の二酸化炭素排出量に変化のない(カーボンニュートラル)エネルギーの利用が求められるところであるが、現時点では、太陽光(太陽電池)、風力(風力発電)、バイオマス由来ガス、燃料電池いずれにおいても、設置コストが高すぎる、エネルギー供給が不安定である等解決すべき課題が多く存在することから、今後更なる開発の促進が必要である。

(4) 消費形態の変化に即した消費拡大対策の推進

消費形態の変化に即した手法の導入

ア 近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが緊要な課題となっている中で、野菜は、ミネラル、ビタ

ミネラル、ビタミン等、他食品とは代替がきかない機能性を有し国民の健康維持の観点で欠かすことのできない食品であり、これらを十分に踏まえ消費拡大のあり方を検討することが必要である。

イ また、1人当たりの野菜の年間消費量は最近15年で約1割減少するなど、野菜離れが明らかとなる中で、産地等の関係者においても、野菜の消費拡大こそ、野菜生産の活性化を図る最善の策であることを再確認する必要がある。

ウ このため、従来から実施している「ファイブ・ア・デイ」や「ベジフルセブン」等の消費拡大運動を更に推進するとともに、今後、「外食」や「中食」の増加傾向など消費形態の変化に即し、「外食」や「中食」における野菜の摂取を推進する必要がある。また、消費者に対し適切な情報提供を行い、野菜摂取に向けて具体的な行動変化を促すことができるよう、機能性・栄養成分表示の導入等を推進すべきである。

野菜摂取運動の取組主体の拡大

ア 法令遵守（コンプライアンス）、消費者や環境への配慮、従業員の健康管理等を企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility：CSR）として位置付ける動き（ヘルシーカンパニー運動等）が高まっている。このため、CSRへの取組に対応し、企業の従業員の健康増進、医療コスト負担の軽減等を図る観点から、企業等における野菜の摂取を普及・啓発するとともに、これらの取組を評価する仕組み（表彰を含む）を構築すべきである。

イ なお、現行の野菜の消費拡大の取組においても、医学、栄養学、教育等の関係者との連携を図っているところであるが、米国では厚生担当部局を含め政府一体となった取組が推進され、減少傾向にあった野菜摂取量の反転に大きく寄与している。我が国においても、野菜の摂取拡大は、単に生産振興という側面にとどまらず、国民の健康を維持・増進させ、医療に係る社会的・経済的コストを抑制する等国全体のあり方として健全な仕組みを構築するという視点を含むものであり、厚生労働省等関係省庁との連携を一層密にした推進運動を展開していくことが必要である。

（4）野菜価格安定制度及び需給安定対策の改善

野菜価格安定制度の運用改善

ア 平成14年度の野菜生産出荷安定法の改正により導入した契約取引安定制度については、制度自体の普及・浸透が遅れており、同制度の活用状況が低調であることを踏まえ、同制度の普及・浸透方法を改善すべきである。

イ 現実の流通段階では、基本契約を締結した後に数量等を直前に定める取引など多様な形態の契約取引が展開されており、契約取引安定制度が対象としている取引と乖離が生じていること等を踏まえ、同制度の仕組みについて、実態に即した見直しを図るべきである。

ウ 大規模生産者制度については、加工・業務用需要筋に対する契約取引に基づく供給など、農業生産法人等が流通ルートが多様化に即した対応を強化していること等を踏まえ、実態に即した見直しを図るべきである。

ミン等、他食品とは代替がきかない機能性を有し国民の健康維持の観点で欠かすことのできない食品であり、これらを十分に踏まえた消費拡大のあり方を検討することが必要である。

イ また、1人当たりの野菜の年間消費量は最近15年で約1割減少するなど、野菜離れが明らかとなる中で、産地等の関係者においても、野菜の消費拡大こそ、野菜生産の活性化を図る最善の策であることを再確認する必要がある。

ウ このため、従来から実施している「ファイブ・ア・デイ」や「ベジフルセブン」等の消費拡大運動を更に推進するとともに、今後、「外食」や「中食」の増加傾向など消費形態の変化に即し、「外食」や「中食」における野菜の摂取を推進する必要がある。また、消費者に対し適切な情報提供を行い、野菜摂取に向けて具体的な行動変化を促すことができるよう、機能性・栄養成分表示の導入等を推進するほか、販売単位の小口化等消費者の利便性向上に向けた取組を推進すべきである。

野菜摂取運動の多様な展開

ア 現行の野菜の消費拡大の取組においても、医学、栄養学、教育等の関係者との連携を図っているところであるが、米国では厚生担当部局を含め政府一体となった取組が推進され、減少傾向にあった野菜摂取量の反転に大きく寄与している。我が国においても、野菜の摂取拡大は、単に生産振興という側面にとどまらず、国民の健康を維持・増進させ、医療に係る社会的・経済的コストを抑制する等国全体のあり方として健全な仕組みを構築するという視点を含むものであり、厚生労働省等関係省庁との連携を一層密にした推進運動を展開するとともに、国民運動として推進していく食育活動と一体的かつ戦略的に実施していくことが必要である。

イ また、法令遵守（コンプライアンス）、消費者や環境への配慮、従業員の健康管理等を企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility：CSR）として位置付ける動き（ヘルシーカンパニー運動等）が高まっている。このため、CSRへの取組に対応し、企業の従業員の健康増進、医療コスト負担の軽減等を図る観点から、企業等における野菜の摂取を普及・啓発するとともに、これらの取組を評価する仕組み（表彰を含む）を構築すべきである。

（5）野菜価格安定制度及び需給安定対策の改善

野菜価格安定制度の運用改善

ア 平成14年度の野菜生産出荷安定法の改正により導入した契約取引安定制度については、制度自体の普及・浸透が遅れており、同制度の活用状況が低調であることを踏まえ、同制度の普及・浸透方法を改善すべきである。

イ 現実の流通段階では、基本契約を締結した後に数量等を直前に定める取引など多様な形態の契約取引が展開されており、契約取引安定制度が対象としている取引と乖離が生じていること等を踏まえ、同制度の仕組みについて、実態に即した見直しを図るべきである。

ウ 大規模生産者制度については、加工・業務用需要筋に対する契約取引に基づく供給など、農業生産法人等が流通ルートが多様化に即した対応を強化していること等を踏まえ、実態に即した見直しを図るべきである。

需給安定対策の運用改善

ア 価格低落がしばしば見られる中で、計画的な出荷を促進し価格の安定を図る観点から、需給安定対策については、これを強化するとともに、価格安定制度との連携を密にすることが必要である。

イ 需給安定対策の効果的な実施により、価格を合理的な水準に維持し、価格安定制度による補てんを抑制する観点から、産地廃棄等の対象品目を拡大するとともに、産地の計画的出荷の実施状況に応じて価格安定制度に基づく補てんを行う仕組みを更に活用すべきである。

ウ 生産者団体は、主産県、国等による関与の下で需給情報交換会等を機動的に開催し、実効性の高い仕組みの下で、効果的な需給安定及び産地間連携を図るべきである。

エ また、産地廃棄を行った野菜について、堆肥化等の有機物資源として有効な再利用を図る取組を推進すべきである。

品目横断的政策との関係の整理

ア 現在、食料・農業・農村基本計画の見直し作業の一環として、品目別の価格・経営安定対策から、地域農業の担い手の経営を支援する品目横断的な政策への移行が検討されており、その基本的考え方は、効率的かつ安定的な農業経営による望ましい農業構造の実現、国際規律の強化に対応できる政策の構築を図るものとされている。

イ 野菜については、
）野菜の現行の関税水準は低く、国際規律への適合が進んでいると考えられること
）野菜は、部門専門的な経営が相当部分を占めている状況にあること
）野菜は、主業農家の割合が高く、望ましい農業構造が一定程度実現されていると考えられること
）野菜は、生育期間が短く、気象条件により作柄や作期が変動しやすく長期保存ができないことから、供給量や価格が大幅に変動するという特性を有しており、月ごとのきめの細かい価格安定を図ることが必要であること
等を踏まえ、基本的に品目横断的政策とは別に個別の制度の見直し等により対応することが適当であり、経営体質の強化や消費者のニーズに対応した生産・供給体制の構築等、個別の課題に的確に対応した検討が必要ではないかと考えられる。

(5) 消費者への適切な情報提供の推進

ア 食品の安全性や品質等に対する消費者の信頼が低下する中で、消費者と生産者との間に「顔の見える関係」を構築し双方の信頼性を高めるとともに、また、望ましい食生活に向けて消費者が適切な判断を行うことができるよう、原料原産地表示制度等を通じて消費者への適切な情報提供を行うことが重要である。

イ 原料原産地表示制度においては、新たに原料原産地表示を義務付ける品

需給安定対策の運用改善

ア 価格低落がしばしば見られる中で、計画的な出荷を促進し価格の安定を図る観点から、需給安定対策については、これを強化するとともに、価格安定制度との連携を密にすることが必要である。

イ 需給安定対策の効果的な実施により、価格を合理的な水準に維持し、価格安定制度による補てんを抑制する観点から、産地廃棄等の対象品目を拡大するとともに、産地の計画的出荷の実施状況に応じて価格安定制度に基づく補てんを行う仕組みを更に活用すべきである。

ウ 生産者団体は、主産県、国等による関与の下で需給情報交換会等を機動的に開催し、実効性の高い仕組みの下で、効果的な需給安定及び産地間連携を図るべきである。

エ また、産地廃棄を行った野菜について、堆肥化等の有機物資源として有効な再利用を図る取組を推進すべきである。

担い手の経営安定に向けた見直し

ア 新たな食料・農業・農村基本計画において、
）我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、現在、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換することとされ、
）野菜、果樹、畜産等における品目別政策については、これまでの施策の目的と効果を踏まえ、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に速やかに見直しを行う。その際、品目ごとの特性を踏まえて施策を具体化することとされたところである。

イ 野菜生産については、(1) で述べたように担い手の育成・確保等を明確にした産地に対し生産・流通対策を講じることにより産地の体質強化を図ることとしているが、野菜価格安定制度についてもこの一環として、国産野菜の安定供給を確保しつつ、構造改革を進め、担い手を中心として競争力の高い生産供給体制の確立を目指す産地に重点的に支援を行う方向で検討を行うべきである。
その際、産地の有する生産・流通の効率化、需要に応じた生産・販売等の機能の重要性に鑑み、まとまった出荷を安定的に行う産地を対象に出荷団体等を単位として補てんを行う現行制度の目的と効果を踏まえて検討を行うべきである。

(6) 消費者への適切な情報提供の推進

ア 食品の安全性や品質等に対する消費者の信頼が低下する中で、消費者と生産者との間に「顔の見える関係」を構築し双方の信頼性を高めるとともに、また、望ましい食生活に向けて消費者が適切な判断を行うことができるよう、原料原産地表示制度等を通じて消費者への適切な情報提供を行うことが重要である。

イ 原料原産地表示制度においては、新たに原料原産地表示を義務付ける品目につ

目についてその実施を着実に推進するとともに、国や産地等の関係者は、更なる取組に向けて、野菜加工品の原料に関し、生産・流通現場における自主的な情報開示の状況について把握すべきである。

- ウ また、仕組みが検討されている表示制度等については、
- ）野菜を含む農産物に係る生産情報公表 J A S 規格が制定された場合には、この規格も積極的に活用し、消費者に対し野菜の生産情報を幅広く公表することを促進すべきではないか
 - ）野菜のトレーサビリティについては、鮮度が重視される、生産から消費に至るサイクルが短いといった特性に鑑み、事故が未然に防止されるよう、産地段階においては生産情報、流通段階においては鮮度管理情報の開示等を中心とした仕組みを構築すべきではないか
 - ）導入に伴うコストの負担のあり方については、消費者、生産者、流通関係者、行政等の中で十分に検討を行うことが必要ではないか
 - ）これらの表示制度等の導入に向けては、各産地がそれぞれの地域の事情や体制の整備状況に即しつつ、将来に向けて段階的に取組を進めていくことが必要ではないか
- 等の視点を考慮すべきである。

5 おわりに

野菜農業は、他の農産物と比較して、市場原理の下で主業農家を中心とした体質の強い生産が行われてきたが、輸送技術、冷凍技術の発達や低関税等を背景とした近年の輸入急増に加え、アジア諸国等による輸出圧力の増大、国内産地における高齢化、担い手の減少等の状況に直面している。こうした内外の厳しい情勢にもかかわらず、野菜農業は2兆円を超える産出額を上げ、米や畜産物と並ぶ農政の主要な分野であり、かつ地域農業の重要な柱となっていることに加え、野菜の摂取は国民の健康の維持・増進の点で欠かすことのできない農産物であること等を十分に踏まえ、国民・消費者への国産野菜の安定供給を図るべく、平成13年から実施してきた「野菜の構造改革対策」を更に加速化させ、農政全般の改革のけん引役を果たしていくことが必要である。

また、現在、食料・農業・農村政策審議会において、品目別に講じられているすべての経営安定対策について構造改革の加速化を図る観点から対象となる担い手を明確化しその経営の安定を図る対策に転換していくことが検討されており、野菜価格安定制度についても、野菜の生産・流通の特性や消費者への安定供給の観点を踏まえつつ、対象経営の明確化、その経営の安定性の向上に向けた制度のあり方について検討していくことが必要である。

さらに、同審議会では、環境保全を重視した施策も検討されており、地球温暖化に適応した施設野菜の生産のあり方等について検討していくことが必要である。

今後、この中間報告書に記述した内容に即した改革の成否は、いかにして、速やかに改革の具体化を図り、生産現場で円滑に実行段階に移していくかにあると言っても過言ではない。したがって、生産者、市町村、都道府県担当者等を含め、関係者の総力をあげた取組が不可欠であり、本研究会としては、この中間報告書について、担当部局において対応方向の更なる具体化を図るとともに、現場段階における理解の促進と活発な論議が行われるよう、関係者に対し強く求めることとする。

いてその実施を着実に推進するとともに、国や産地等の関係者は、更なる取組に向けて、野菜加工品の原料に関し、生産・流通現場における自主的な情報開示の状況について把握すべきである。

- ウ また、仕組みが検討されている表示制度等については、
- ）野菜を含む農産物に係る生産情報公表 J A S 規格が制定された場合には、この規格も積極的に活用し、消費者に対し野菜の生産情報を幅広く公表することを促進すべきではないか
 - ）野菜のトレーサビリティについては、鮮度が重視される、生産から消費に至るサイクルが短いといった特性に鑑み、事故が未然に防止されるよう、産地段階においては生産情報、流通段階においては鮮度管理情報の開示等を中心とした仕組みを構築すべきではないか
 - ）導入に伴うコストの負担のあり方については、消費者、生産者、流通関係者、行政等の中で十分に検討を行うことが必要ではないか
 - ）これらの表示制度等の導入に向けては、各産地がそれぞれの地域の事情や体制の整備状況に即しつつ、将来に向けて段階的に取組を進めていくことが必要ではないか
- 等の視点を考慮すべきである。

5 おわりに

野菜農業は、他の農産物と比較して、市場原理の下で主業農家を中心とした体質の強い生産が行われてきたが、輸送技術、冷凍技術の発達や低関税等を背景とした近年の輸入急増に加え、アジア諸国等による輸出圧力の増大、国内産地における高齢化、担い手の減少等の状況に直面している。こうした内外の厳しい情勢にもかかわらず、野菜農業は2兆円を超える産出額を上げ、米や畜産物と並ぶ農政の主要な分野であり、かつ地域農業の重要な柱となっていることに加え、野菜の摂取は国民の健康の維持・増進の点で欠かすことのできない農産物となっている。こうしたことを十分に踏まえ、国民・消費者への国産野菜の安定供給を図るべく、新たな食料・農業・農村基本計画に則しつつ、平成13年から実施してきた「野菜の構造改革対策」を更に加速化させ、農政全般の改革のけん引役を果たしていくことが必要である。

今後、この報告書に記述した内容に即した改革の成否は、いかにして、速やかに改革の具体化を図り、生産現場で円滑に実行段階に移していくかにあると言っても過言ではない。したがって、生産者、市町村、都道府県担当者等を含め、関係者の総力をあげた取組が不可欠であり、本研究会としては、この報告書について、担当部局において対応方向の更なる具体化を図るとともに、現場段階における理解の促進と活発な論議が行われるよう、関係者に対し強く求めることとする。

中間報告書	最終報告書(案)
<p style="text-align: center;">検討経緯</p>	<p style="text-align: center;">検討経緯</p>
<p>第1回(平成16年3月1日) 「野菜の構造改革の進捗状況」について検証・論議</p>	<p>第1回(平成16年3月1日) 「野菜の構造改革の進捗状況」について検証・論議</p>
<p>第2回(平成16年3月30日) 「野菜政策の現状と課題」について論議</p>	<p>第2回(平成16年3月30日) 「野菜政策の現状と課題」について論議</p>
<p>第3回(平成16年4月23日) 「今後の野菜政策に関する検討課題」について論議</p>	<p>第3回(平成16年4月23日) 「今後の野菜政策に関する検討課題」について論議</p>
<p>第4回(平成16年6月14日) 「検討課題に即した今後の対応方向」の骨格案について論議</p>	<p>第4回(平成16年6月14日) 「検討課題に即した今後の対応方向」の骨格案について論議</p>
<p>有識者ヒアリング(平成16年7月2日) 産地関係者、カット野菜事業者、中食・外食業者からヒアリングを実施 岡村 真光 ロイヤル株式会社購買部生鮮食材担当 桐 良幸 鹿児島県経済農業協同組合連合会園芸事業部長 館本 勲武 デリカフーズグループ代表取締役社長 田中 秀幸 株式会社ロック・フィールド購買部農産物担当 仲野 隆三 富里市農業協同組合常務理事</p>	<p>有識者ヒアリング(平成16年7月2日) 産地関係者、カット野菜事業者、中食・外食業者からヒアリングを実施 岡村 真光 ロイヤル株式会社購買部生鮮食材担当 桐 良幸 鹿児島県経済農業協同組合連合会園芸事業部長 館本 勲武 デリカフーズグループ代表取締役社長 田中 秀幸 株式会社ロック・フィールド購買部農産物担当 仲野 隆三 富里市農業協同組合常務理事</p>
<p>第5回(平成16年8月11日) 中間報告書とりまとめ</p>	<p>第5回(平成16年8月11日) 「中間報告書」とりまとめ</p>
	<p>第6回(平成16年10月8日) 「野菜価格安定制度の見直しの基本的方向等」について論議</p>
	<p>第7回(平成16年12月15日) 「野菜価格安定制度、環境対策の今後のあり方」について論議</p>
	<p>第8回(平成17年2月18日) 「報告書骨子案」について論議</p>
	<p>第9回(平成17年3月18日) 「報告書」とりまとめ</p>

野菜政策の基本的方向

- 「野菜政策に関する研究会」報告書（案） -

関係データ編

目次

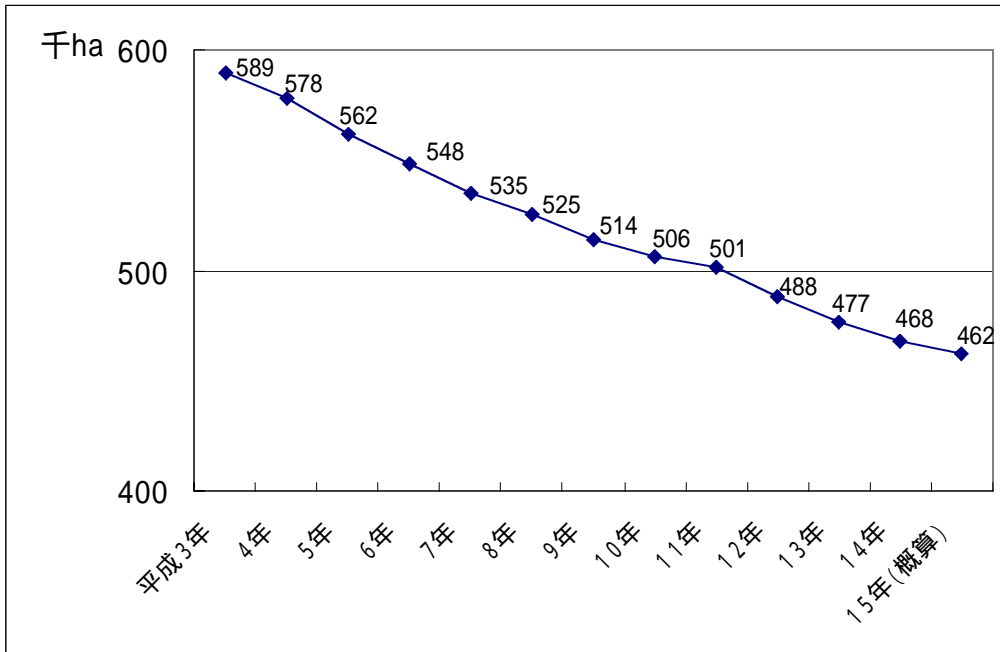
- 1 全体需給関係・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 野菜作付面積
 - (2) 野菜生産量
 - (3) 野菜産出額
 - (4) 野菜自給率
 - (5) 消費動向
 - (6) 年代別野菜摂取量
 - (2) 農業産出額の農家別類型シェア
 - (3) 野菜作農家の経営収支等
 - (4) 認定農業者
 - (5) 農業生産法人
 - (6) 普及職員及び営農指導員
 - (7) 野菜販売農家の年齢階層別農業従事者割合・後継者
 - (8) 品目別労働時間
 - (9) 賃金の日中比較
 - (10) 産地の現状
 - (11) 産地の多様な展開の事例
 - (12) 産地の機能
 - (13) 今後の野菜産地のあるべき姿（都道府県アンケート）
- 2 構造改革対策の検証関係・・・・ 4
 - (1) 産地改革計画策定産地
 - (2) タイプ別目標達成状況
 - (3) 達成率が低い産地の理由
 - (4) 国の補助事業の実施によるタイプ別目標達成状況
 - (事例) 個別経営体の改善事例
 - (5) 個別経営体の改善状況
 - (6) 産地改革計画策定産地の目標達成理由と目標達成に関する当面の課題、長期的課題
 - (7) 消費拡大の取組
 - (8) 摂取目標量の認知度（消費者アンケート）
- 3 輸入関係・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 野菜の輸入状況
 - (2) 主要品目の輸入割合
 - (3) 関税率
- 4 経営・産地関係・・・・・・・・ 13
 - (1) 販売農家数と作付延べ面積規模
 - (1) 食の外部化率
 - (2) 外食・中食の市場規模
 - (3) 野菜の加工・業務用需要割合
 - (4) 用途別需要量の国産・輸入割合
 - (5) 加工・業務用価格水準
 - (事例) 各産地の取組事例
 - (6) カット野菜販売額
 - (7) 冷凍野菜販売量
 - (8) 野菜飲料生産量
 - (9) 業務用需要への対応（都道府県アンケート）
 - (10) 野菜を使った惣菜・加工品の利用意向（消費者アンケート）
 - (11) 増えると良いと思う販売方法（消費者アンケート）
 - (12) 規格外品が店頭に並ばない現状について（消費者アンケート）
 - (13) ガラス室・ハウス設置状況
 - (14) 低コスト耐候性ハウス
- 5 生産・流通関係・・・・・・・・ 24

(15) 野菜生産における機械開発状況	(10) 外食・中食時の野菜の産地表示 (消費者アンケート)
(16) 低コスト化に向けた取組(都道府県アンケート)	
(17) 生産・流通等に関する新たな技術(都道府県アンケート)	7 制度・需給関係・・・・・・・・・・50
(18) 新野菜の流通	(1) 野菜の価格動向
(19) 高付加価値化に向けた取組(都道府県アンケート)	(2) 野菜の価格変動性
(20) 野菜の流通コスト	(3) 野菜の価格変動(消費者アンケート)
(21) 生産・流通経費の構成	(4) 野菜指定産地
(22) 地場産野菜について(消費者アンケート)	(5) 指定野菜制度の交付予約数量及び生産者補給金交付額
(23) 直接販売	(6) 野菜価格安定制度の必要性(都道府県・消費者アンケート)
(24) 契約産地との直接取引(消費者アンケート)	(7) 契約取引制度の認知度
(25) 通い容器の普及状況	(8) 野菜価格安定制度の運用改善
(26) 産地間リレー出荷	
(27) 野菜の輸出状況	8 環境関係・・・・・・・・・・54
(28) 主要品目の輸出状況	(1) 基本方針
(29) 輸出振興(都道府県アンケート)	(2) 農産物残さの主な処理方法別農家数割合
6 消費関係・・・・・・・・・・44	(3) エコファーマー認定者数
(1) 児童・生徒の野菜嫌いの現状	(4) 持続性の高い農業生産方式の取組農家数割合
(2) 品目別の野菜購入量	(5) 有機農産物の国内格付数量と総生産量中の割合(野菜)
(3) 生鮮野菜の国産・外国産選好(消費者アンケート)	(6) 我が国の温室効果ガス発生における農林水産分野のシェア
(4) 日常の野菜摂取状況(消費者アンケート)	(7) 農業関係のA重油の供給実績
(5) 生活習慣病予防の認知と効能情報の発信(消費者アンケート)	(8) 主な新エネルギーの概要
(6) 野菜摂取のために必要な取組(消費者アンケート)	(9) 園芸用ガラス室、ハウスにおける加温設備の設置状況等
(7) 外食・中食時の野菜摂取量について(消費者アンケート)	9 食料・農業・農村基本計画(案)関係・・・・・・・・・・59
(8) 機能性表示	
(9) 生産情報表示(消費者アンケート)	

1 全体需給関係

(1) 野菜作付面積

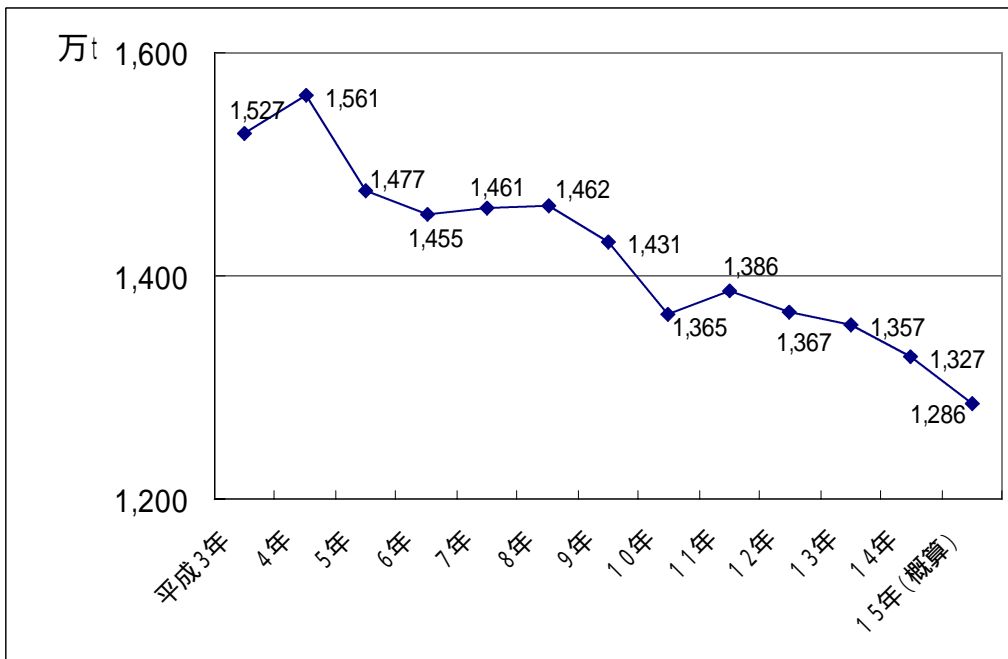
野菜の作付面積は近年減少傾向で推移。過去10年間で約20%の減少。



資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」、「地域特産野菜の生産状況」

(2) 野菜生産量

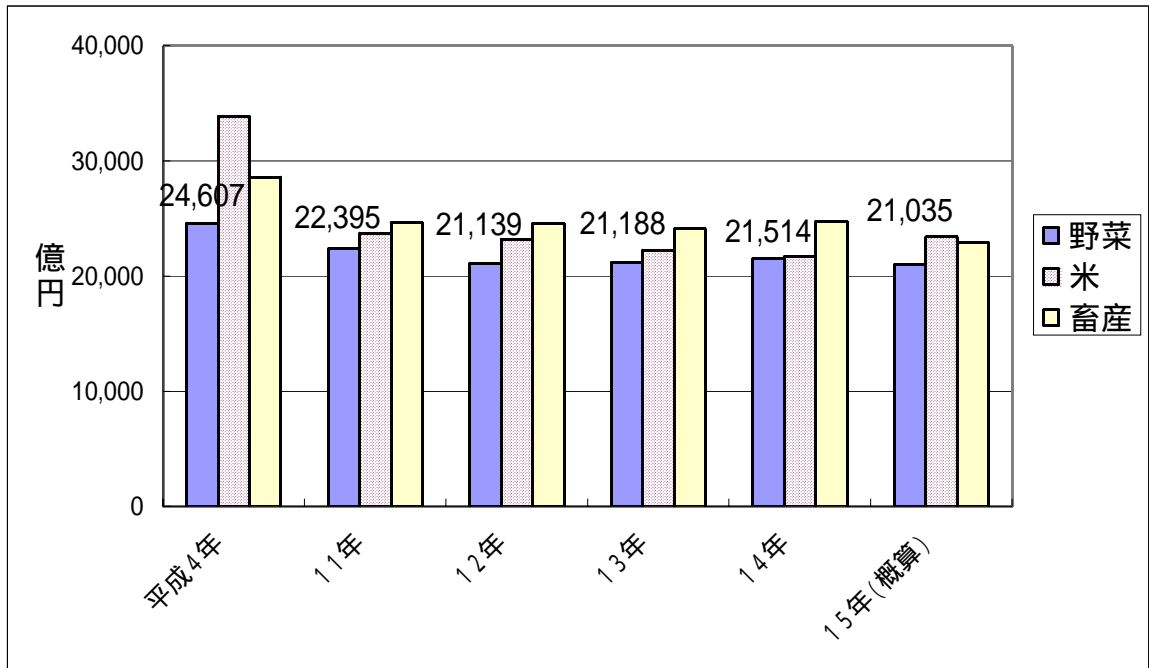
野菜の生産量は近年減少傾向で推移。過去10年間で約15%減少。



資料：農林水産省「食料需給表」

(3) 野菜産出額

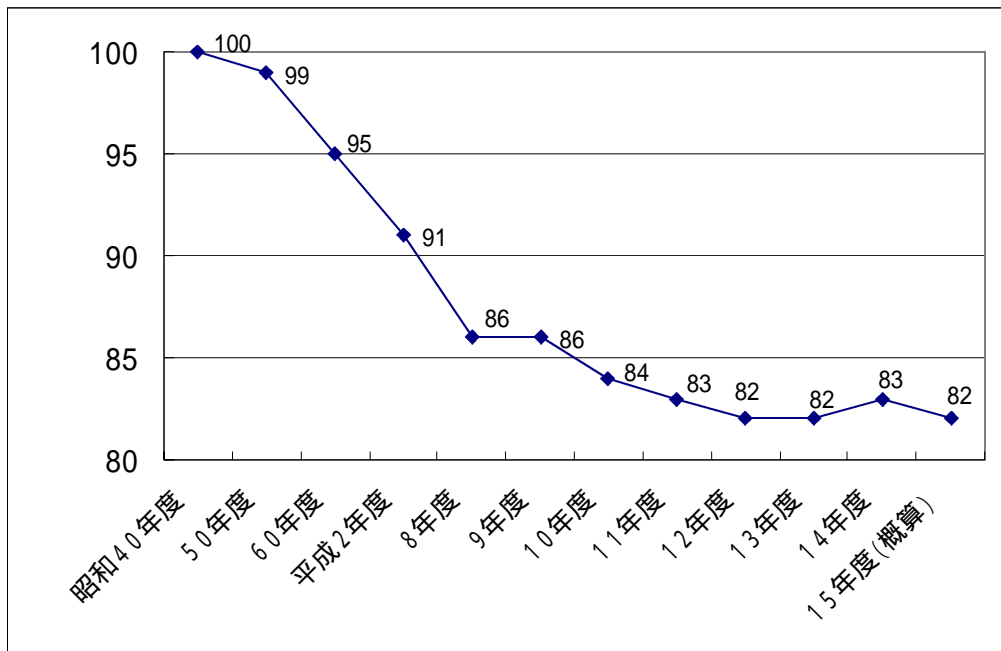
野菜の産出額は2兆円台で推移し、米、畜産の産出額に匹敵。



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

(4) 野菜自給率

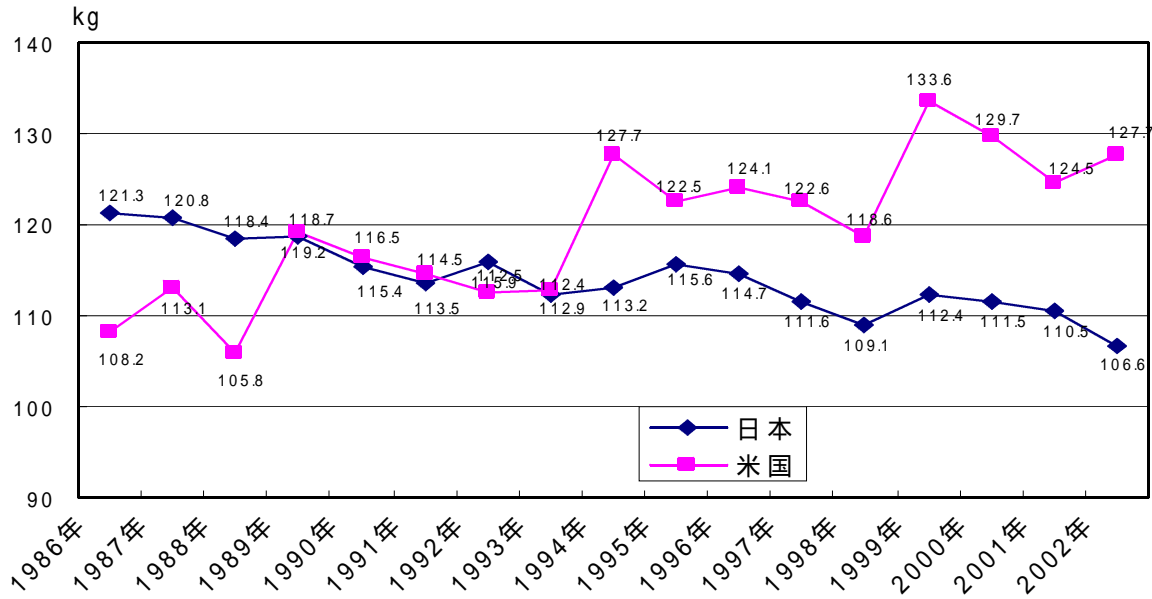
野菜の自給率は近年低下傾向で推移。平成15年度は82%。



資料：農林水産省「食料需給表」

(5) 消費動向

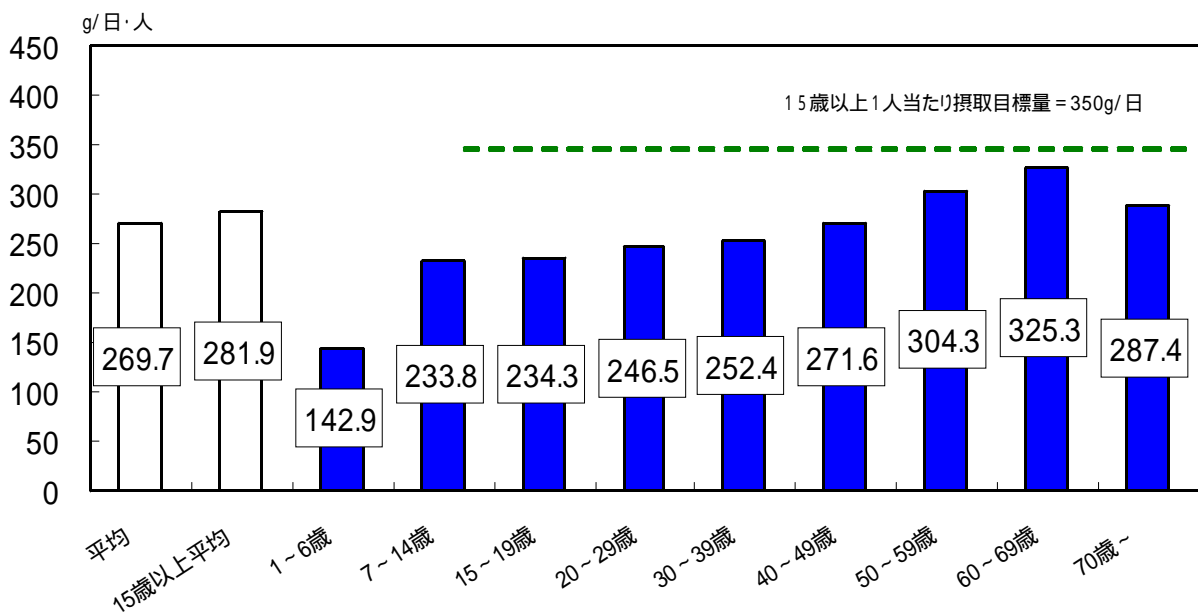
我が国の1人当たりの野菜消費量は、最近15年間で約1割減少。



資料：FAO「Food Balance Sheet」

(6) 年代別野菜摂取量

若年層で消費量が少なく、15～19才層では、健康の観点から定められた目標値である1日350gの7割程度の水準。

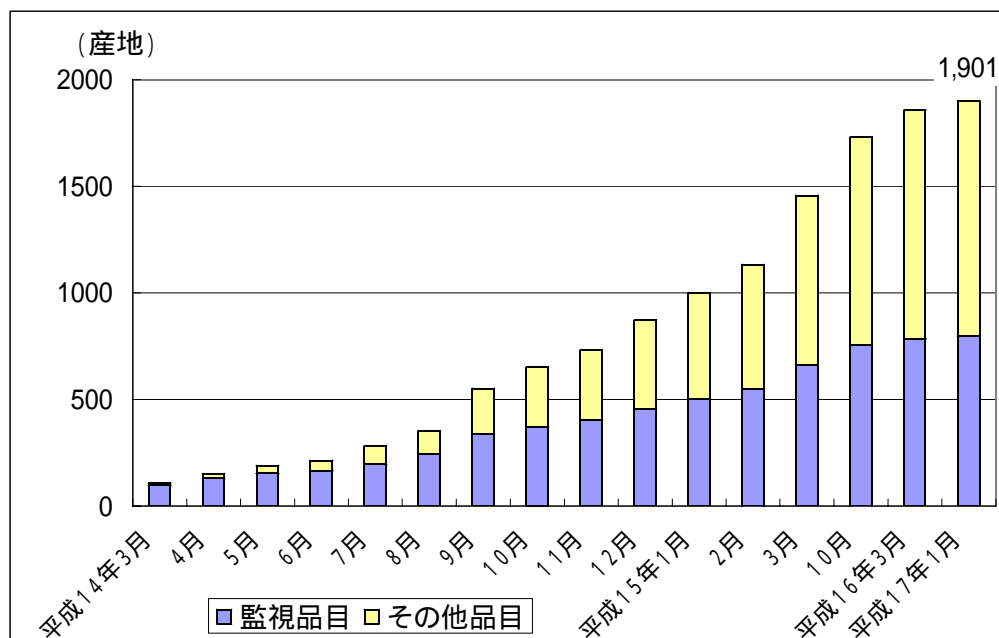


資料：厚生労働省「平成14年国民栄養調査結果の概要」

2 構造改革対策の検証関係

(1) 産地改革計画策定産地

産地改革計画を策定した産地は、平成17年1月現在1,901産地。



(2) タイプ別目標達成状況

いずれかの戦略タイプで取組を行った産地のうち、平均達成率は平成14年度が67%、平成15年度が68%。

タイプ別目標達成状況

		産地数	A評価	B評価	C評価	平均達成率
低コスト化	H14	327	188 (57%)	32 (10%)	107 (33%)	66%
	H15	417	236 (57%)	50 (12%)	131 (31%)	67%
契約取引推進	H14	373	203 (54%)	27 (7%)	143 (38%)	62%
	H15	445	240 (54%)	32 (7%)	173 (39%)	62%
高付加価値化	H14	734	483 (66%)	33 (4%)	218 (30%)	71%
	H15	1,005	630 (63%)	91 (9%)	284 (28%)	71%
合計	H14	1,434	874 (61%)	92 (6%)	468 (33%)	67%
	H15	1,867	1,106 (59%)	173 (9%)	588 (31%)	68%

(注1) 産地は延べ数である。

(注2) 年次別達成割合により3評価に分類。

A評価: 71%以上、B評価: 51~70%、C評価: 50%以下

(3) 達成率が低い産地の理由

- | | | |
|---|---------------|--|
| ア | 低コスト化タイプについて | <ul style="list-style-type: none"> 天候不順による品質低下・収量減。 施設・機械の導入や整備の遅れ。 |
| イ | 契約取引推進タイプについて | <ul style="list-style-type: none"> 天候不順による品質低下・収量減により、契約内容の遵守が困難。 契約先の確保が困難。 |
| ウ | 高付加価値化タイプについて | <ul style="list-style-type: none"> 天候の影響により病害虫の発生等が見られ、減農薬栽培が困難。 栽培技術の確立が不十分。 生産者への啓蒙不十分。 |

(4) 国の補助事業の実施によるタイプ別目標達成状況

国の補助事業を実施した産地の平均達成率は、国の補助を実施しなかった産地を上回っている。

		事業未実施産地		事業実施産地	
		産地数	平均達成率	産地数	平均達成率
低コスト化	H 14	185	65%	142	67%
	H 15	195	64%	222	70%
契約取引推進	H 14	205	59%	168	67%
	H 15	212	60%	233	65%
高付加価値化	H 14	481	70%	253	72%
	H 15	618	69%	387	74%
合計	H 14	871	66%	563	69%
	H 15	1,025	66%	842	70%

(注1)産地数は延べ数である。

(注2)H 15における事業実施産地については、H 14又はH 15において事業を実施した産地である。

(個別経営体の改善事例)

T 県 S 農協の事例 (トマト)

S 農協は、外国産トマトに対抗しうる価格を試算し、これを目標とした低コスト化の取組を進めており、平成14年に輸入急増農産物対応特別対策事業を活用し、台風に強く従来の7割以下のコストで設置できる「低コスト耐候性ハウス」(286a)を導入(14年度に輸入急増農産物対応特別対策事業を活用)した(JAが設置し施設利用組合へ貸し付ける方式を採用している)。

「低コスト耐候性ハウス」の導入により、
ア 経営規模を拡大し、生産・販売数量を増加させることができた
イ 従来、台風の時期を避けた栽培体系をとっていたが、この時期に定植が可能となり出荷期間を拡大することができた(その結果、当該農協は、周年的な供給体制を確立することができた)
ウ その結果、より高品質なトマトを安定的に供給することができるようになったため、契約取引を導入・拡大しやすくなった等の改善点が見られる。

S 農協の試算

現 状	T 県トマト平均単価 (H12)	230円/kg
	T 県10a当たり収量 (H12)	12.5t/10a
試 算	単価	200円/kg
	収量	20t/10a

低コスト耐候性ハウスの導入事例 (農協全体)

	平成12年	平成14年
作付面積	20.2ha	23.1ha
栽培体系	11月定植、 1～6月収穫	9月定植、 11～6月収穫
収穫量	2,500t	2,900t
10a当たり収量	12.4t	12.6t
1kg当たりの生産コスト	164円	158円
契約取引数量	0t	100t

S 県 E 農協の事例（ねぎ）

ねぎ生産コストの比較

	従来の体系	機械化体系
ねぎ生産コスト	210円/kg	172円/kg(82%)

ねぎ作付面積の推移

		12年	13年	14年	15年
総作付面積		102ha	95ha	80ha	86ha
1戸当たり 平均面積	全農家平均	13.9a	12.8a	11.7a	14.3a
	規模拡大志向農家	44a	44a	44a	106a
1ha以上作付農家数		1戸	1戸	2戸	7戸

規模拡大農家の例

	14年	15年
ねぎ作付面積	0.7ha	1.7ha
ねぎ出荷数量	22 t	45 t
ねぎ販売額	600万円	1400万円

(5) 個別経営体の改善状況

国の補助事業を活用した取組により、一定の改善が見られた個別経営体42経営体のうち、所得の増加に結び付けたのは31経営体。

個別経営体の改善状況

(単位：経営体)

		個別農家	集団組織	計
経 営 の 改 善 点	作付面積の拡大	13	4	17
	単収の増加	17	6	23
	生産量の増加	23	7	30
	販売単価の増加	18	4	22
	販売額の増加	26	5	31
	生産コストの低減	12	6	18
所得の増加		25	6	31

資料：農林水産省野菜課調べ

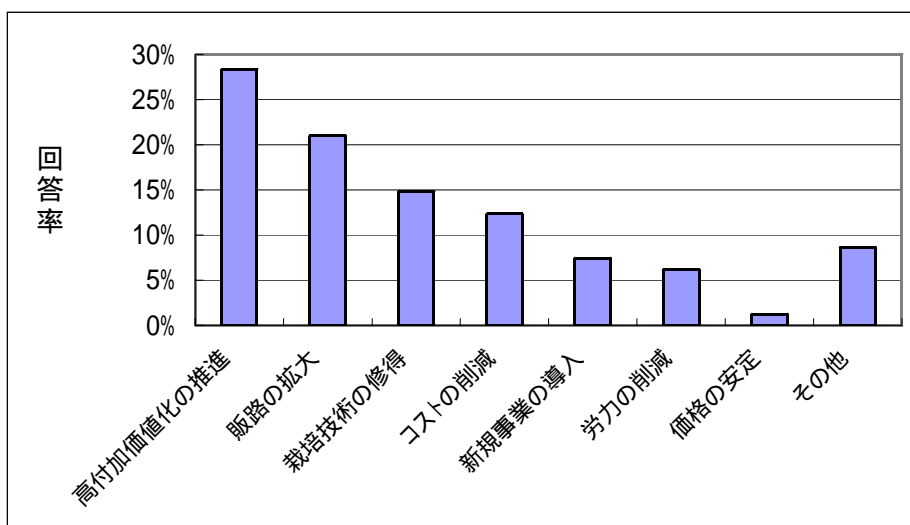
(6) 産地改革計画策定産地の目標達成理由と目標達成に関する当面の課題、
長期的課題

目標達成理由は、「高付加価値化の取組が高く評価」、「販路の拡大が可能となった」等が主な回答。

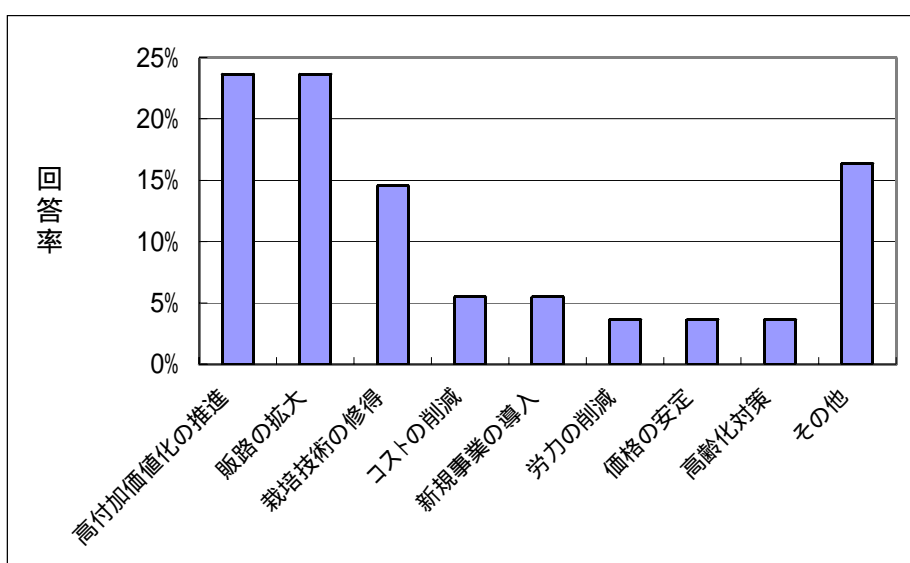
目標達成に関する当面の課題としては、「高付加価値化の推進」、「栽培技術の習得」等が主な回答。

目標達成に関する長期的な課題としては、「栽培技術の向上」、「高齢化対策への対応」等が主な回答。

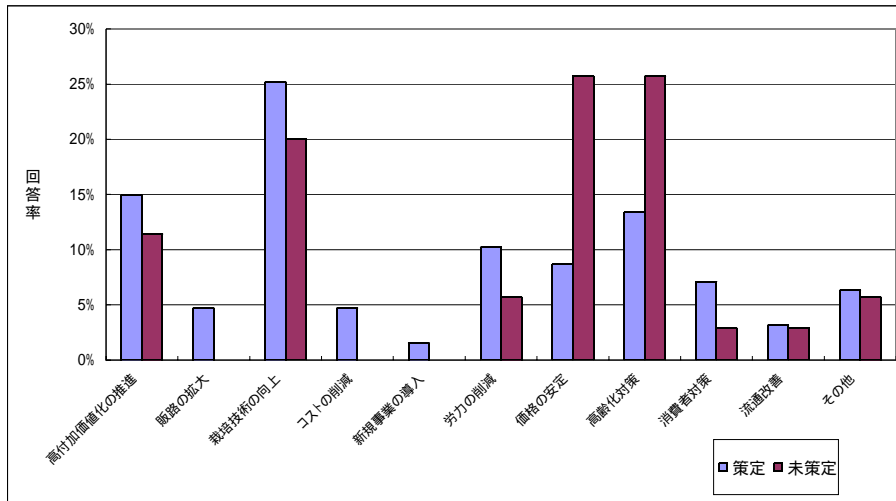
産地改革計画策定産地の目標達成理由



産地改革計画策定産地の目標達成に関する当面の課題



長期的な課題



(7) 消費拡大の取組

健康の観点から野菜摂取の必要性を訴えるアプローチ（全国段階）

- ・ 国立がんセンター、日本医師会、国立健康・栄養研究所等の医療・栄養機関の協力の下、野菜の摂取不足の健康への影響や望ましい摂取量等について、マスメディア等を活用して強力なキャンペーンを展開。

児童・生徒層への教育面からのアプローチ（地域段階）

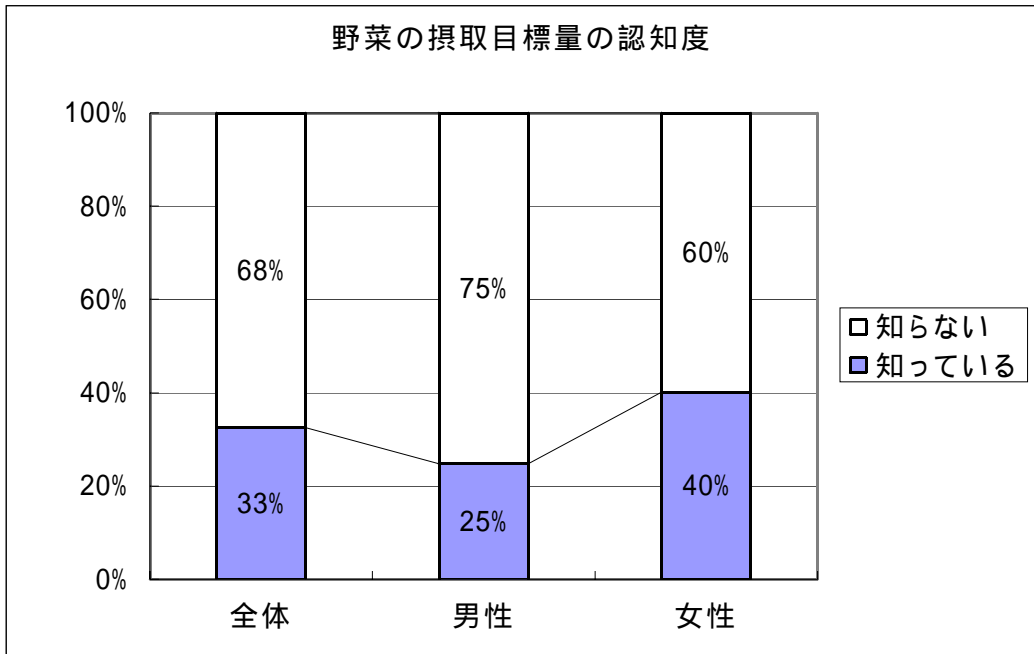
- ・ 特に若年層において野菜消費が少なく、今後一層野菜消費の減少が懸念されることから、
 - ア 教育の場などを通じて児童・生徒層を中心に、野菜不足の健康への影響に関する啓発を実施。
 - イ 栽培や調理の実体験を通じた野菜への親近感の醸成、とれたてのおいしい野菜の摂取による摂取の習慣化を推進。

消費者理解促進のアプローチ（ ， を活用して情報提供）

- ・ 消費者が野菜を購入する小売店等の店頭段階で、野菜の主たる購入者である主婦層等を対象として野菜不足の健康へ影響について啓発を実施。
- ・ 行き過ぎた外観重視の流通などで高コストになっていることなどに鑑み、泥付きねぎ、ばら売り等消費者の選択の幅を広げるための理解を促進。

(8) 摂取目標量の認知度 (消費者アンケート)

野菜の摂取目標量 (350g) については、消費者の約 7 割が「知らない」と回答。

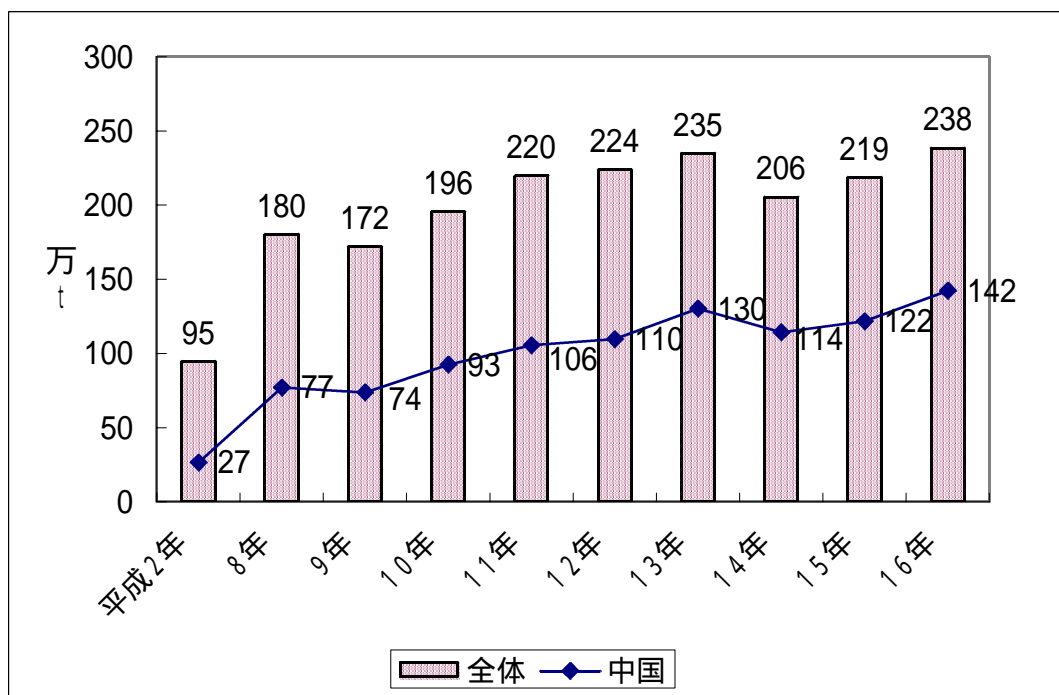


資料：「野菜に関するアンケート」食生活情報サービスセンター (2004)

3 輸入関係

(1) 野菜の輸入状況

野菜の輸入量は近年増加傾向で推移。平成16年は238万トンで、そのうち中国からの輸入が約6割を占めている。



資料：財務省「貿易統計」

(2) 主要品目の輸入割合

にんにくやしょうが等輸入割合が5割を超える品目も存在。

主な生鮮野菜の輸入割合(H15年産)

品目	年産	国内出荷量(トン)	輸入量(トン)	輸入割合(%)
さといも	4～3月	124,800	29,713	19.2%
たまねぎ	4～3月	1,013,000	239,427	19.1%
ピーマン	11～10月	128,600	23,234	15.3%
ねぎ	4～3月	394,900	47,458	10.7%
にんじん	4～3月	571,100	44,929	7.3%
(かぶ)	(9～8月)	140,600		
キャベツ	4～3月	1,182,000	35,164	2.9%
はくさい	4～3月	728,200		
レタス	4～3月	509,100	3,369	0.7%
トマト	12～11月	668,100	4,280	0.6%
きゅうり	12～11月	571,300	2,374	0.4%
なす	12～11月	292,300	1,026	0.3%
だいこん	4～3月	1,330,000	4,637	0.3%
ほうれんそう	4～3月	250,000	0	0.0%
ばれいしょ	4～3月	2,394,000	0	0.0%
にんにく	1～12月	11,400	27,639	70.8%
しょうが	4～3月	22,600	49,428	68.6%
かぼちゃ	1～12月	172,100	139,822	44.8%
ブロッコリー	4～3月	91,200	68,009	42.7%
アスパラガス	1～12月	24,400	17,850	42.2%
さやえんどう	9～8月	18,400	12,225	39.9%
ごぼう	4～3月	138,800	57,166	29.2%

(出典)財務省「貿易統計」、農林水産省「野菜生産出荷統計」

注1. にんじん、かぶの年産の時期が異なるが、輸入の大部分がにんじんであるため輸入量は4月～3月のものである。

注2. だいこんの輸入量は「その他根菜類」のものである。

(3) 関税率

野菜の関税率は、生鮮野菜が平均4%程度、野菜加工品が平均11%程度と低い。

主な野菜の平均関税率(協定税率)の推移

	昭36～42	昭43～46	昭47～平6	平7～12	平13～
生鮮野菜	13%	13% 6%	6%	6% 4%	4%
野菜加工品	24%	24% 20%	20%	20% 11%	11%

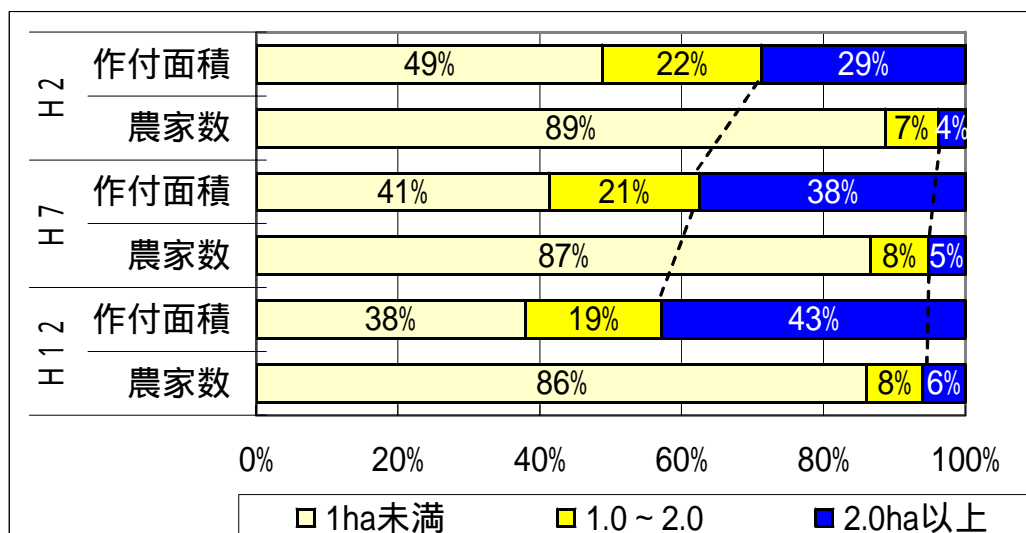
昭和37年10月輸入自由化

4 経営・産地関係

(1) 販売農家数と作付延べ面積規模

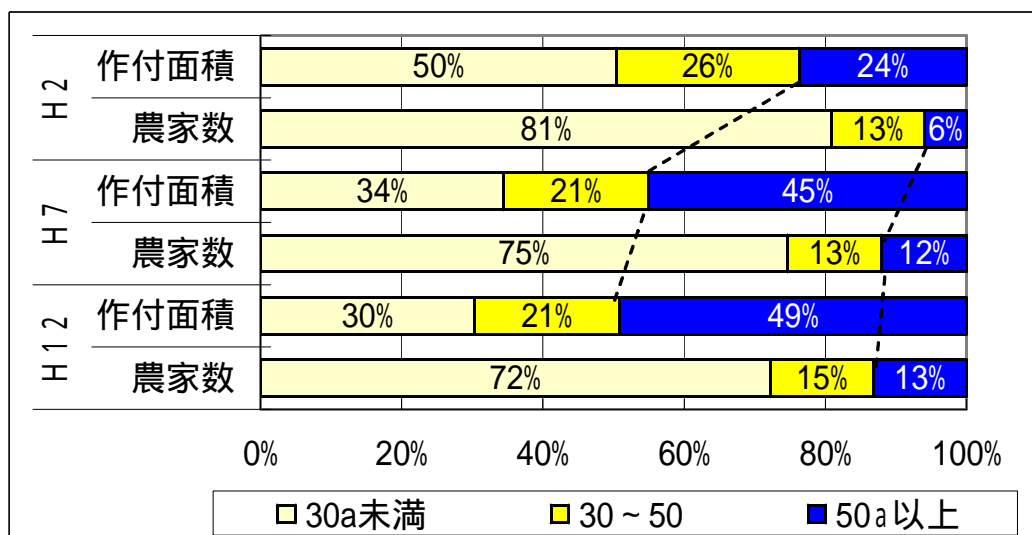
露地野菜では、2 ha以上の農家の戸数及び作付面積のシェアは増加傾向。
 施設野菜では、50a以上の農家の戸数及び作付面積のシェアは増加傾向。

露地野菜の作付面積規模別農家数及び作付面積の推移



資料: 農林水産省「世界農林業センサス」(経営部門別農家統計)

施設野菜の作付面積規模別農家数及び作付面積の推移



資料: 農林水産省「世界農林業センサス」(経営部門別農家統計)

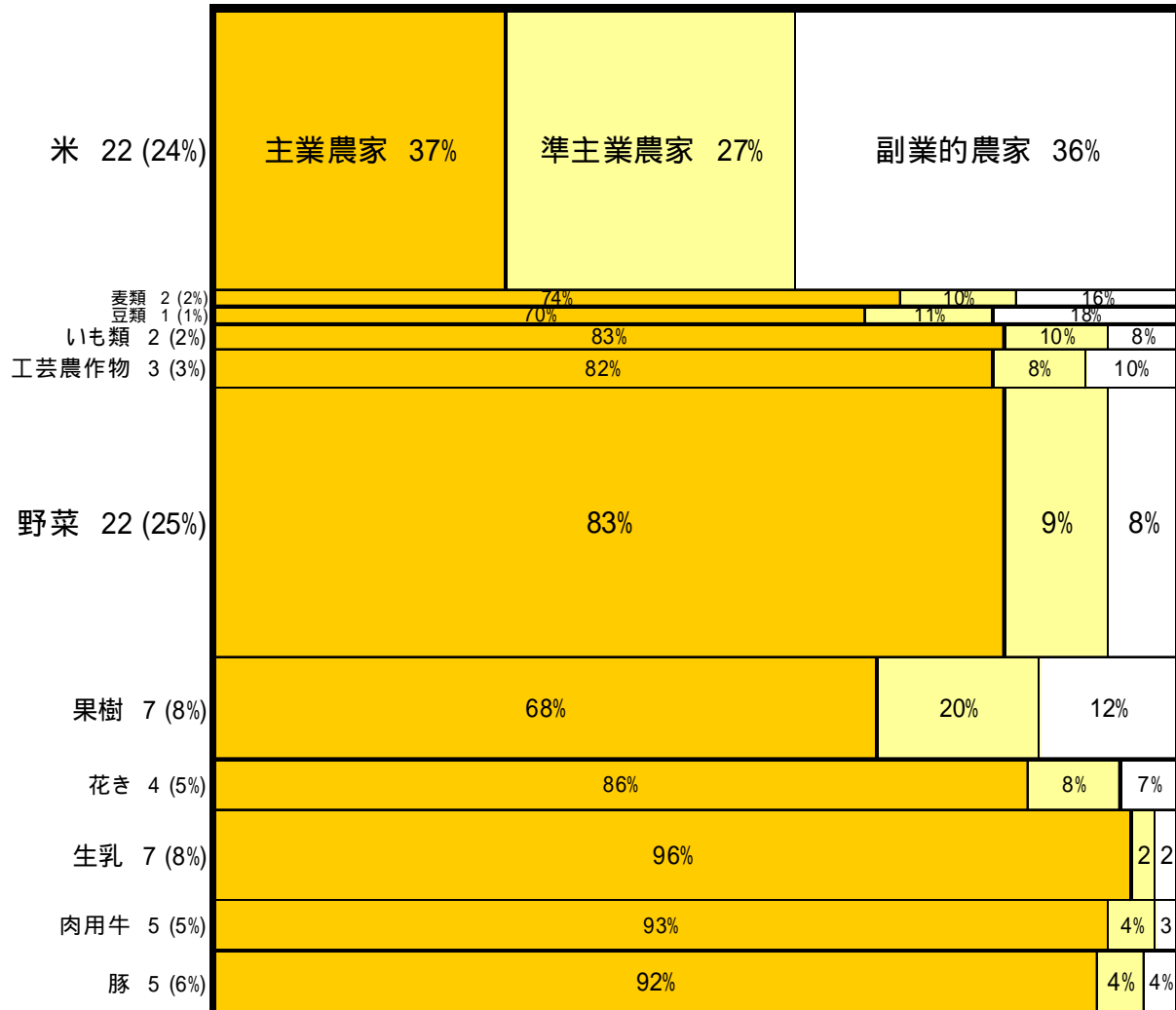
(2) 農業総産出額の農家別類型シェア

野菜は22千億円で全体の25%。野菜の主業農家の割合は、主産額ベースで83%。

作物・畜種別にみた農業産出額の農家類型別シェア

農業総産出額 89千億円(100%)

(単位:千億円)



資料:農林水産省「平成14年農業総産出額(概算)」、「2000年世界農林業センサス」、「農業経営動向統計」
 注1:主副業別シェアは、「2000年世界農林業センサス」、「農業経営動向統計」より推計。
 注2:産出額は概算額である。

(3) 野菜作農家の経営収支等

野菜作農家の農業所得は近年減少傾向で推移。

単一経営の野菜作農家の経営収支等の概要（全国平均）

・露地野菜

（千円、％）

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
農業粗収益	11,103.1	12,678.9	11,651.8	10,197.9	9,721.3	9,692.1
農業経営費	5,628.2	5,590.0	5,954.8	5,808.5	5,242.6	5,416.3
農業所得	5,474.9	7,088.9	5,697.0	4,389.4	4,478.7	4,275.8
農業所得率	49.3	55.9	48.9	43.0	46.1	44.1

・施設野菜

（千円、％）

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
農業粗収益	13,037.4	12,606.8	12,684.6	11,983.9	11,639.9	11,125.9
農業経営費	6,729.7	5,883.3	6,432.5	6,392.3	6,254.3	5,866.5
農業所得	6,307.7	6,723.5	6,252.1	5,591.6	5,385.6	5,259.4
農業所得率	48.4	53.3	49.3	46.7	46.3	47.3

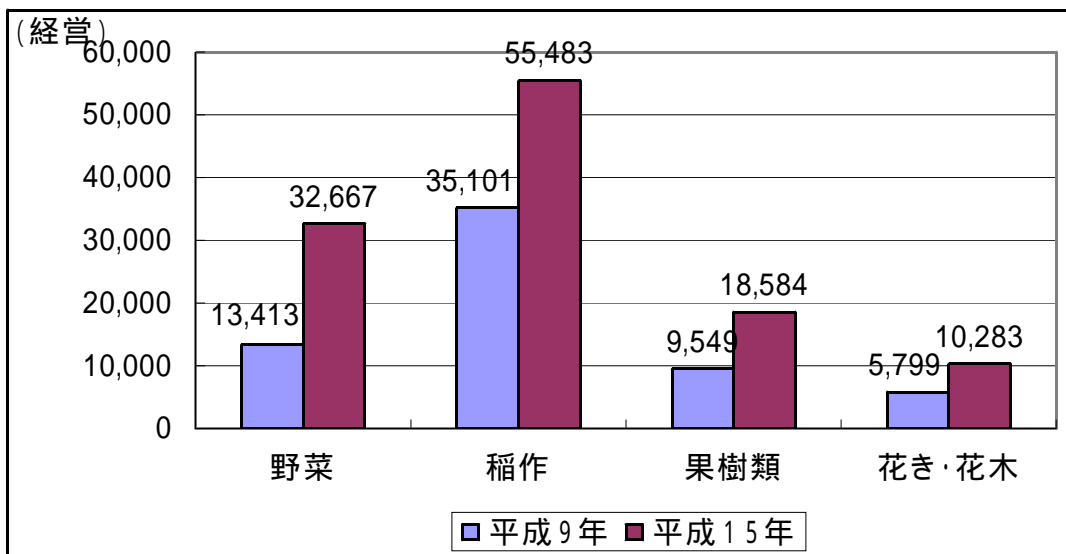
資料：農林水産省統計情報部 「農業経営部門別統計（第二分冊）」

注：農業経営部門別統計は、一定規模以上の農家（我が国の農業生産の担い手層及びこれに準ずる層）を対象に、部門別に農業経営収支等を明らかにしたものである。

(4) 認定農業者

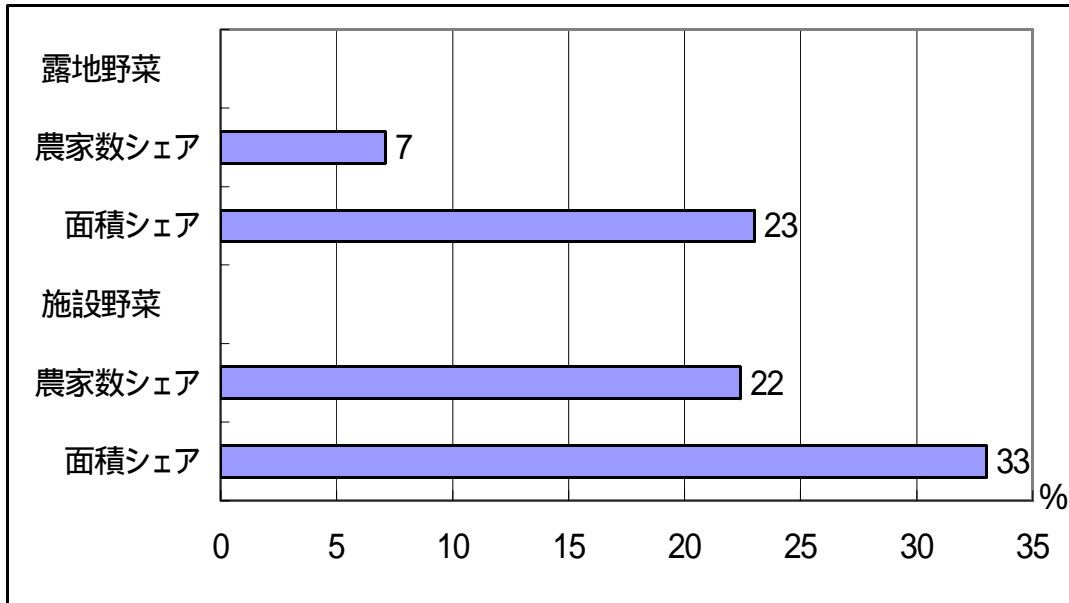
野菜作における認定農業者数は増加傾向であり、平成15年は約3万3千経営。また、認定農業者の割合を生産面積割合で見ると、平成12年は露地野菜で4分の1、施設野菜で3分の1となっている。

野菜作における認定農業者数



資料：農林水産省経営局調べ

野菜单一経営に占める認定農業者の割合（平成12年）



資料：農林水産省「2000年世界農林業センサス」

認定農業者に対する主な支援

認定農業者から利用権の設定等の申出があった場合に、農業委員会が利用調整活動を行い、認定農業者への農用地の利用集積を促進。

スーパーL資金（農地や機械施設投資等のための長期資金）

貸付限度額：個人1億5千万円、法人5億円（一定の要件を満たした場合、最高10億円）

機械、施設の減価償却費を割増計上（割増率：新規就農者30%、その他の認定農業者20%）

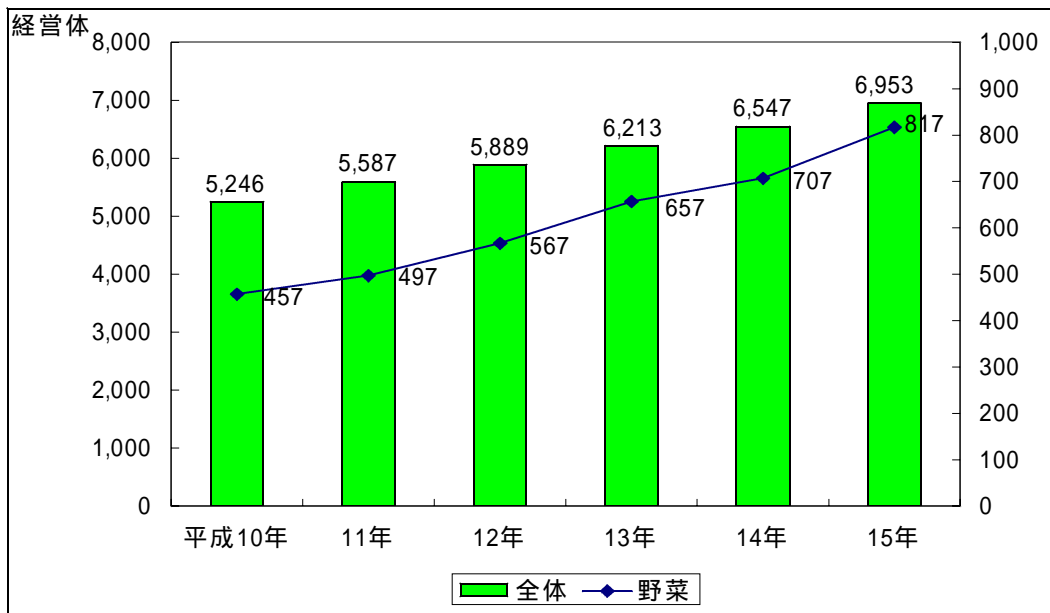
各種補助事業等により、生産基盤の整備、リースによる機械施設の導入や、生産・流通・加工施設の整備等に対して支援。

稲作所得基盤確保対策に上乗せして、当該年の収入が基準収入を下回った場合に、その差額の一定割合を補てん。

農業者年金の保険料の助成、経営の相談・指導。

(5) 農業生産法人

野菜作における農業生産法人数は近年増加傾向。平成15年は817経営体。



資料：農林水産省経営局調べ

(6) 普及職員及び営農指導員

普及職員、営農指導員、普及センター数は減少傾向で推移。一方、農協における営農指導員配置率は増加傾向で推移。

普及職員及び営農指導員数の推移

(単位：人)

	平成10年	11年	12年	13年	14年
普及職員	10,634	10,477	10,267	9,995	9,862
営農指導員	16,443	16,414	16,216	15,835	15,579

資料：普及職員数「協同農業普及事業年次報告書」、営農指導員数「総合農協統計表」

普及センター及び営農指導員配置農協数の推移

(単位：ヶ所)

	平成10年	11年	12年	13年	14年
普及センター	510	508	485	466	464
農協	1,840	1,620	1,424	1,182	1,046
うち営農指導員配置農協	1,644	1,469	1,300	1,093	992
配置率	89.3%	90.7%	91.3%	92.5%	94.8%

資料：普及センター数「協同農業普及事業年次報告書」

農協・営農指導員配置農協数「総合農協統計表」

(7) 野菜販売農家の年齢階層別農業従事者割合・後継者

野菜作において、65歳以上の農業従事者の割合は増加傾向。
15歳以上の後継ぎがいる単一経営の野菜作農家の割合は減少傾向。

野菜販売農家の年齢階層別農業従事者割合

(単位:%)

	計	16～29歳	30～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
昭和55年	2,280千人	16.2	37.2	23.1	8.2	15.3
昭和60年	2,340千人	11.9	34.4	24.9	10.7	18.1
平成2年	1,856千人	9.5	33.7	22.0	13.6	21.1

	計	15～39歳	40～59歳	60～64歳	65歳以上
平成7年	1,451千人	21.3	36.8	13.4	28.5
平成12年	1,403千人	19.3	34.8	11.1	34.8

資料: 農林水産省「農林業センサス」

注1: 年齢階層別の割合は、各年の計を100としたときの割合

注2: 平成2年(1990年)より販売農家の定義が変更になったため数値に連続性はない。

15歳以上の後継ぎがいる単一経営農家の割合

(%)

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
露地野菜	63.9	63.2	62.1	57.3	57.3	56.4	54.7
施設野菜	60.4	61.8	60.6	53.6	53.6	52.3	51.5

資料: 農業構造動態調査報告書(基本構造)

注: 平成11年までと、平成12年以降では「後継ぎ」の定義が異なる。

平成11年までの「後継ぎ」の定義

在宅している世帯員のうち、次の代にその家の経済的責任者になることが予定されている者で、年齢、性別を問わない。

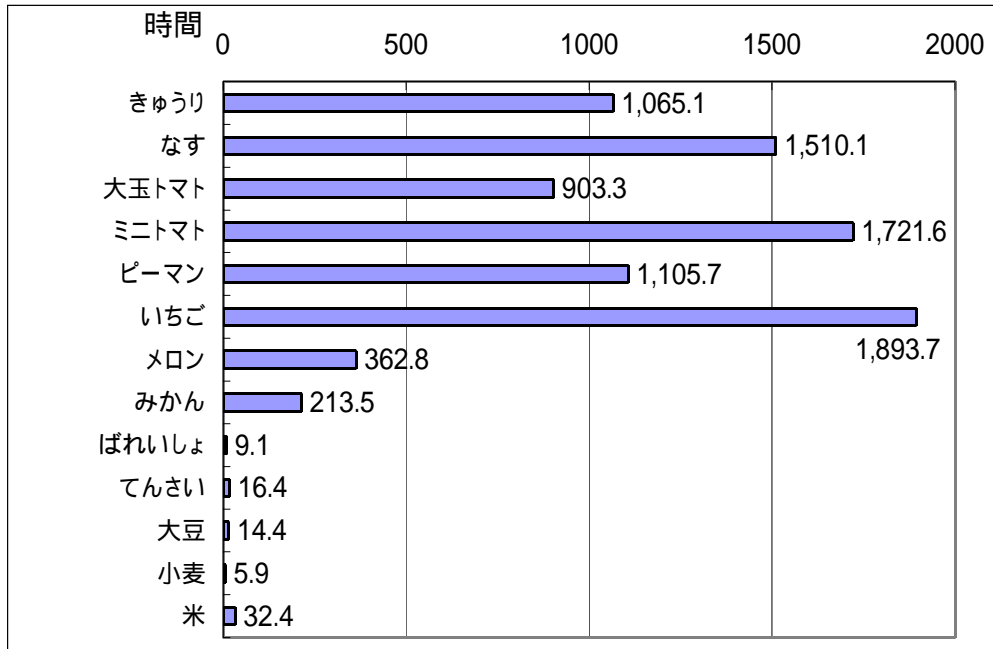
平成12年以降の「後継ぎ(農業後継者)」の定義

在宅している世帯員のうち、次の代にその家の農業経営を継承することが予定されている者で、年齢、性別を問わない。

(8) 品目別労働時間

野菜の10a当たりの労働時間は、米等他品目に比べ長い傾向。

品目別労働時間の比較 (10 a 当たり)

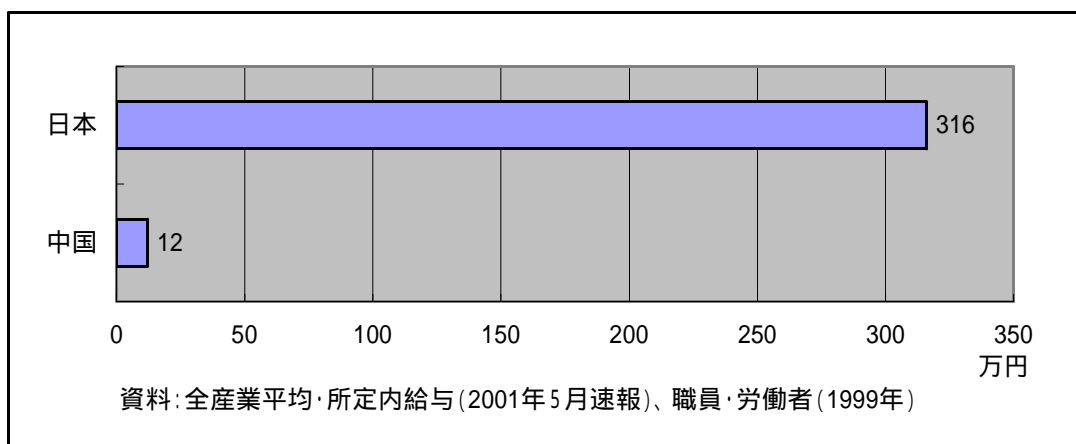


資料：農林水産省「野菜・果樹品目別統計」「米及び麦類の生産費」「工芸農作物等の生産費」(平成14年産)

注：ばれいしょ～米については、出荷に係る労働時間を含んでいない。

(9) 賃金の日中比較

日本と中国の賃金を比較すると、日本は中国の25倍以上。



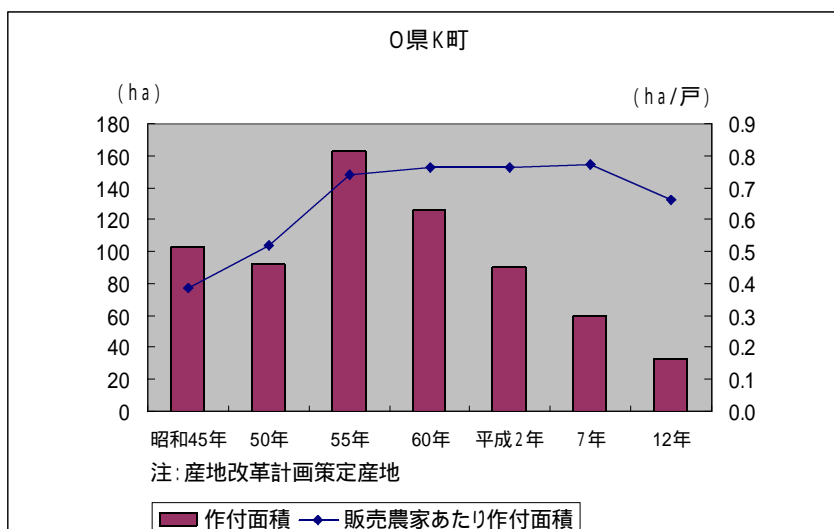
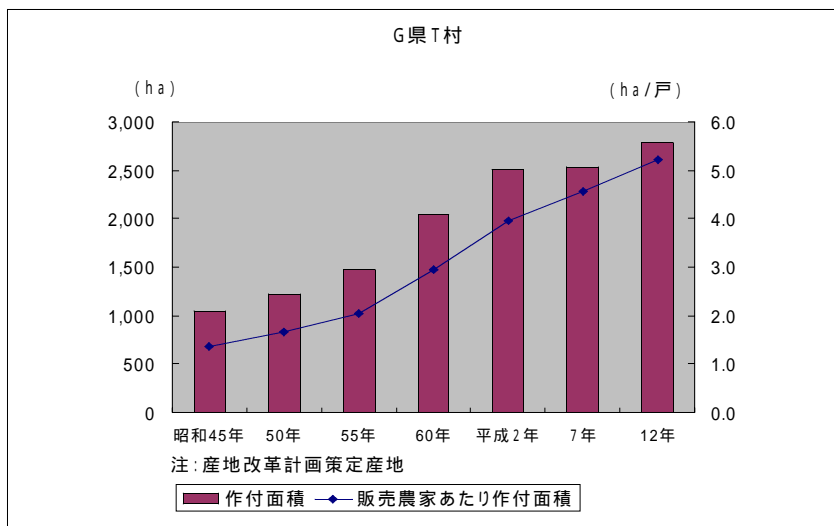
(10) 産地の現状

遠隔産地の生産状況（品目：キャベツ）

遠隔産地の中には、

- ア 農協による産地内の品質の統一に向けた技術指導、集出荷施設の整備、流通チャネルの多元化に対応した販売戦略の強化等の取組を通じ、担い手を中心として一農家当たりの作付面積を増加させ、結果として全体の作付面積を拡大させている産地（G県T村の場合）が見られる一方、
- イ 担い手の高齢化等に伴い、重量野菜の収穫作業を中心に労働力が不足し、全体の作付面積を減少させている産地（O県K町の場合）も見られる。

キャベツ産地の作付面積の推移



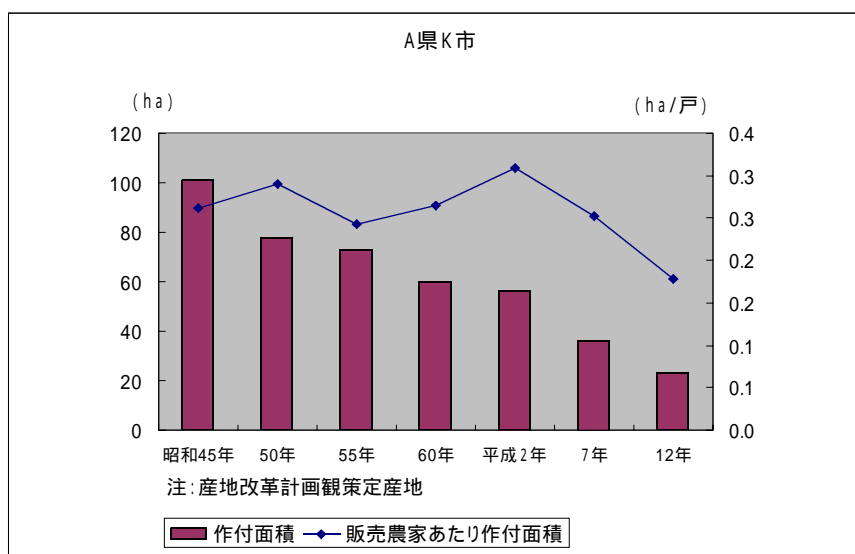
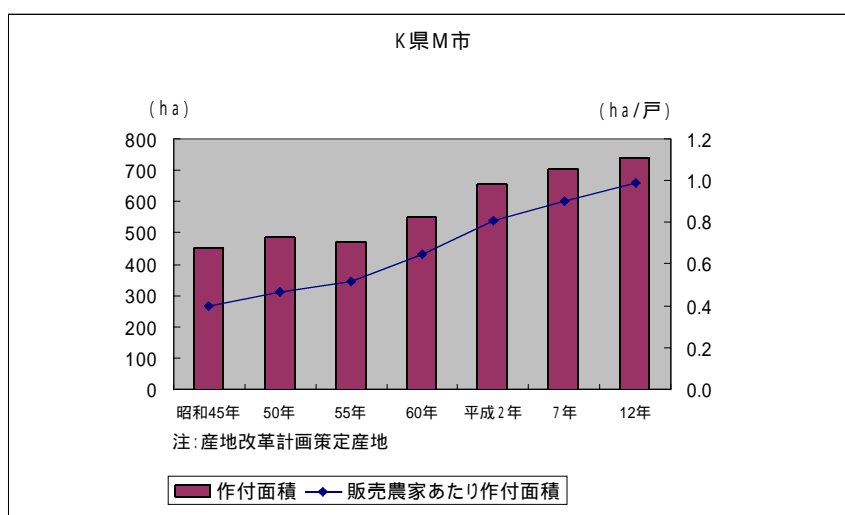
資料：世界農林業センサス
 注：販売農家あたり作付面積は、平成12年は（作付面積 / 作付農家数）、
 それ以外は、（収穫面積 / 販売のあった農家数）である。

都市近郊産地の生産状況（品目：だいこん）

都市近郊産地の中には、

- ア 農協による消費者ニーズ対応型品種への転換に向けた技術指導、大消費地にある量販店への販売戦略の強化等を通じ、担い手を中心として一農家当たりの作付面積を増加させ、結果として全体の作付面積を拡大させている産地（K県M市の場合）が見られる一方、
- イ 宅地化の進行や農協の指導力の弱体化等の状況に加え、担い手の高齢化が深刻化していること等から、一農家当たりの作付面積が減少し、結果として全体の作付面積を減少させている産地（A県K市の場合）も見られる。

都市近郊のだいこん産地の作付面積の推移



資料：世界農林業センサス

注：販売農家あたり作付面積は、平成12年は（作付面積／作付農家数）。
それ以外は、（収穫面積／販売のあった農家数）である。

(11) 産地の多様な展開

部会単位の取組を通じて規模拡大等を進めている事例（S農協トマト部会）

農協の部会で土づくり、苗作り等の高位平準化による高品質化のほか、周年生産体系の導入、共同育苗・選果、雇用による省力化を進め、大規模経営体の育成が進展

- ・ 部会で土作り、苗作り、減農薬等の技術の高位平準化を図り高付加価値なトマトを生産
- ・ 共同育苗、共同選果、雇用等による省力化を進めるとともに、周年生産体系の導入、低コスト耐候性ハウスの導入等により、大規模な経営体の集団となっている（施設規模平均：42a（将来的に1haを目標））

高齢化が進む産地で地域農業の担い手となっている法人の事例（S農業生産法人）

高齢化が進む産地で、法人化により農地集積、雇用の確保を図るほか、移植・収穫等の機械化体系の導入により企業的经营を実現

- ・ 法人化により地域の担い手として農地集積、福利厚生面の充実による雇用の確保が図られ、移植、収穫等の機械化を進めることで根菜類を中心とした大規模企業的经营を実現（延べ作付面積48ha（H14））
- ・ 高齢者を積極的に雇用し、高齢者が主体の野菜づくりも進め、耕作放棄地の発生を抑制

生産、出荷、販売等が一体的に行われている協業体的経営の事例

（E農協白ネギ部会）

農協が機械や施設の導入により、ねぎの育苗、定植、堀取り、調整、選別作業等を受託。ねぎ作の省力化、共同化が図られ、農家の規模拡大と協業化が進展

- ・ 農協（白ネギ部会）が主体となって、生産等の過程のうち、育苗、定植、堀取、調整、選別等多くの作業を受託・共同化（堀取機等の機械、自動選別機、集出荷場の整備の導入）
- ・ 省力化したことで、意欲ある担い手が規模拡大（5ha等）を進めているほか、高齢農家の経営継続も可能に

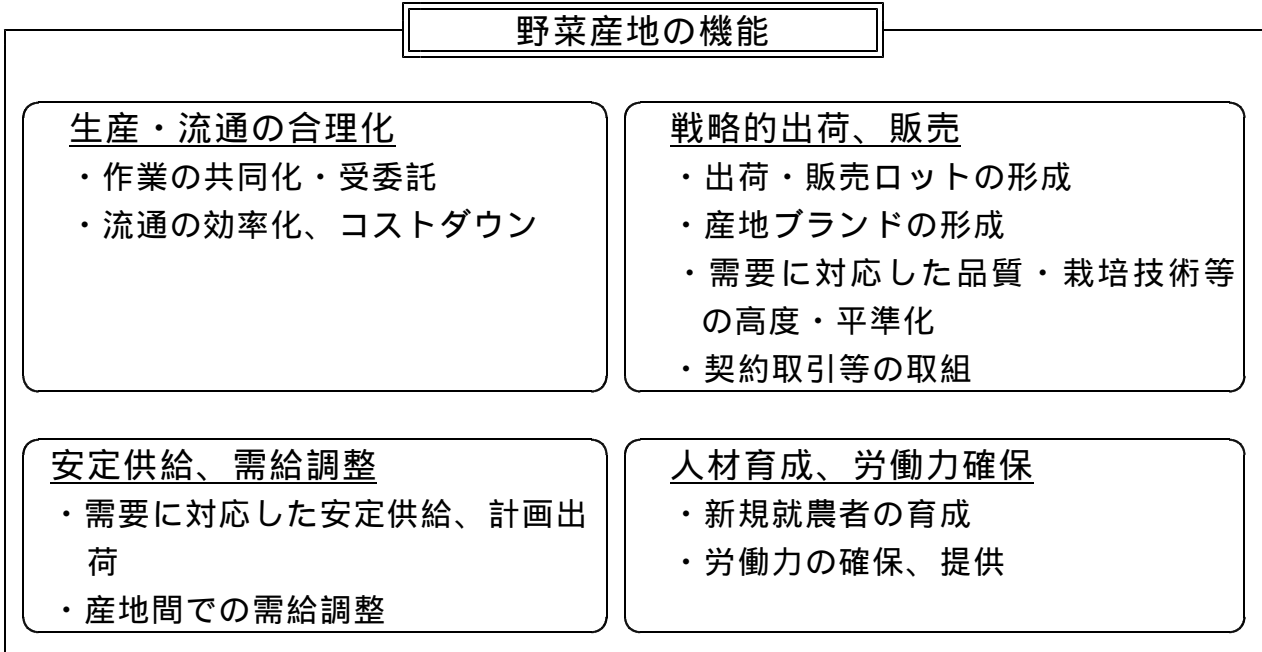
高付加価値多品目型生産を行う集落営農の法人経営の事例（M農業生産法人）

生協と連携して、食品残さリサイクル、無化学肥料減農薬等の環境保全型農業を展開し、多品目高付加価値型の生産を行う集落全戸参加の法人

- ・ 地元生協と連携して、食品残さ等のリサイクル、無化学肥料減農薬等の環境に配慮した生産を多品目で展開する集落営農型の法人
- ・ 生協を中心として地元学校給食等に供給するほか、消費者との交流、体験農園等の取組を実施
- ・ 集落全戸（26戸）が参加した生産法人で、年々規模・売上高が増大（作付面積：露地野菜9ha、施設野菜4ha）

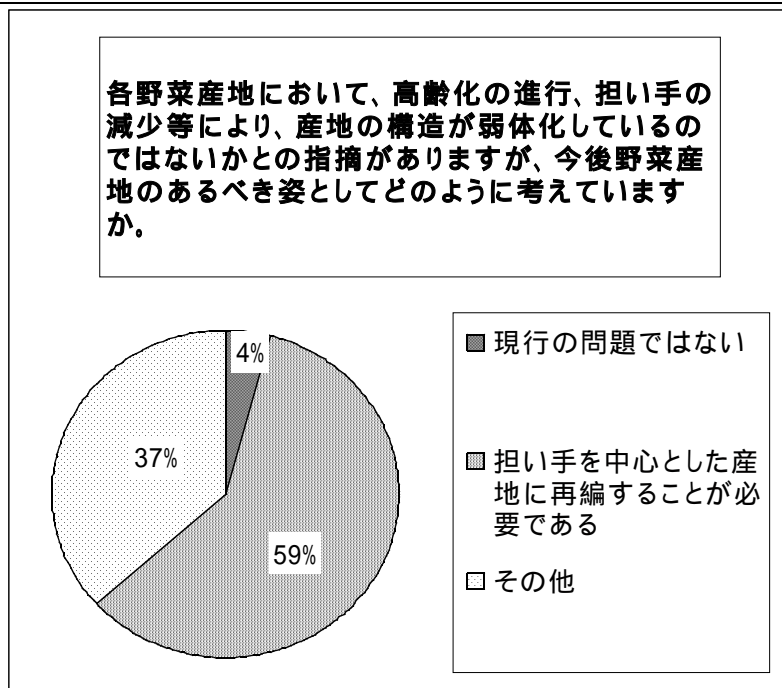
(12) 野菜産地の機能

産地は、生産や流通の合理化、需要に応じた戦略的生産・販売、安定など重要な機能を担っているほか、産地を単位とすることで計画的かつ安定的な供給、需給調整などを実施。



(13) 今後の野菜産地のあるべき姿（都道府県アンケート）

産地の今後のあるべき姿として、約6割の都道府県が「担い手を中心とした産地への再編が必要」と回答。

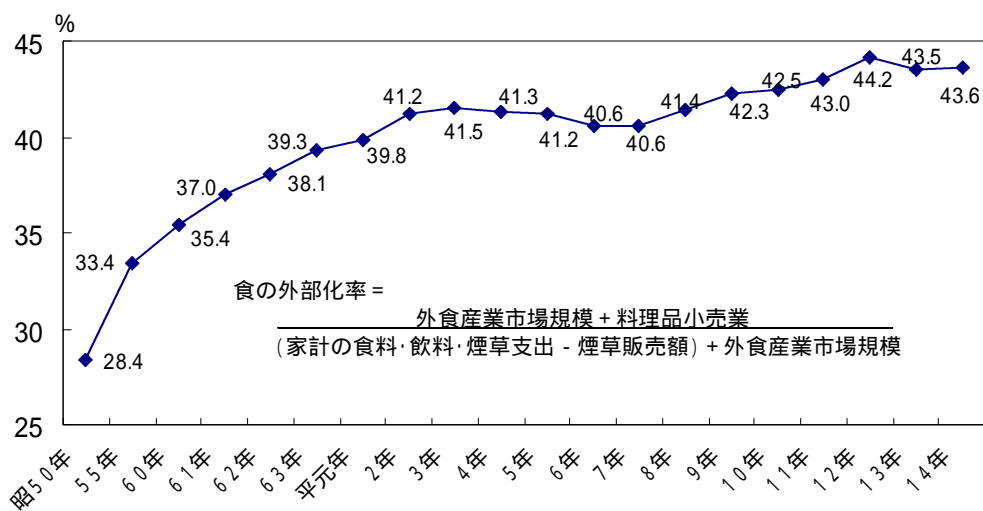


資料：今後の野菜政策のあり方等についての都道府県へのアンケート調査

5 生産・流通関係

(1) 食の外部化率

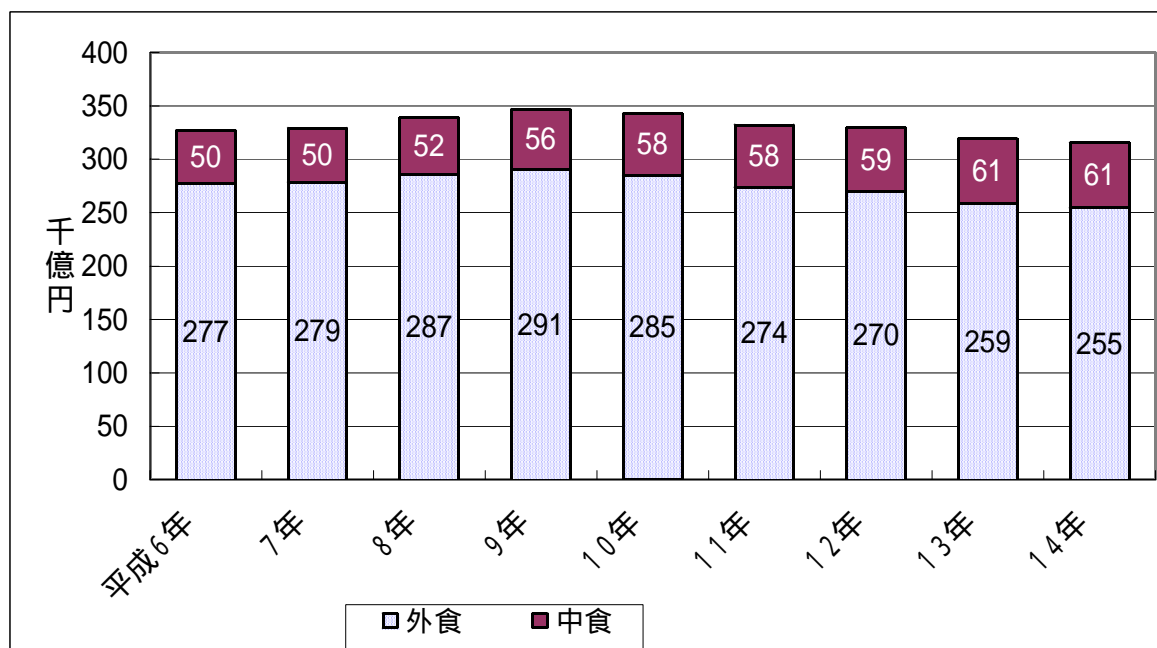
外食や中食の機会は増加傾向にある。



資料：内閣府「国民経済計算報告」(家計の食料・飲料・煙草支出)
 (財)外食産業総合調査研究センター「外食産業市場規模」
 (財)日本たばこ協会調べの輸入品を含む煙草販売額

(2) 外食・中食の市場規模

外食・中食の市場規模は、近年30兆円台で推移。

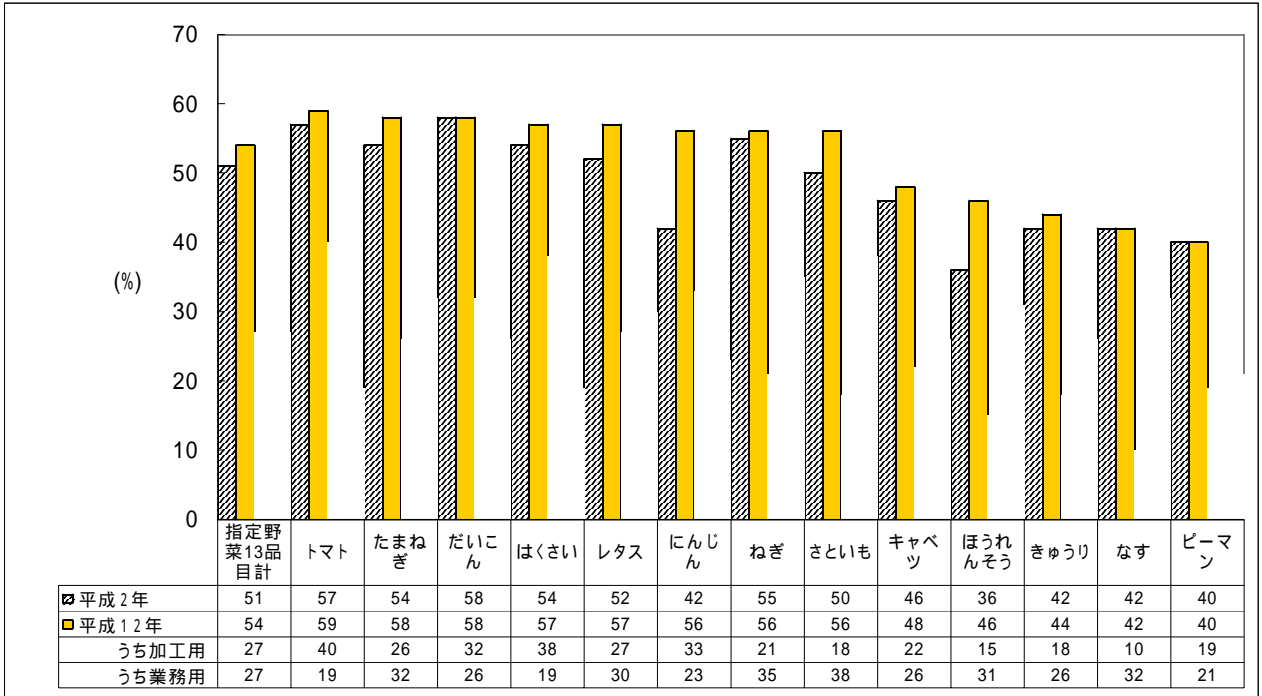


資料：(財)外食産業総合調査研究センター推計

(3) 野菜の加工・業務用需要割合

ほとんどの品目において、加工・業務用需要割合は増加。

野菜の加工・業務用需要割合の比較（平成2年・12年）



資料：農林水産省政策研究所調べ

注：指定野菜13品目は指定野菜のうちばれいしょを除いたもので、国内生産量の約8割を占める。

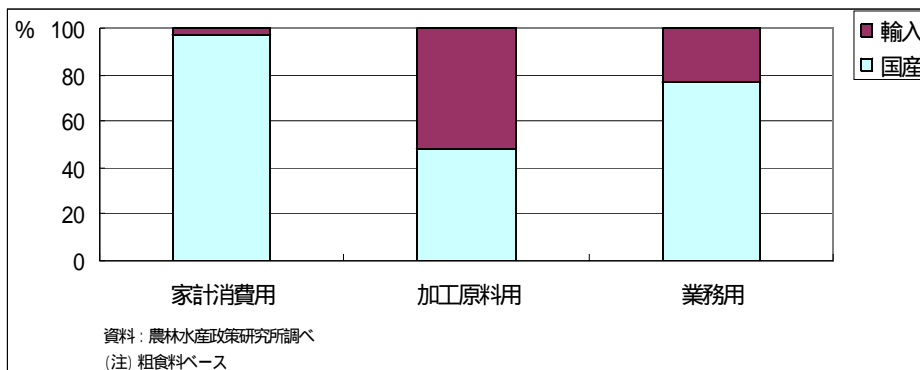
(4) 用途別需要の国産・輸入割合

家計消費需要、加工・業務用需要ともに、輸入割合は増加傾向。加工・業務用に関しては、家計消費用に比べ輸入品の割合が高くなっている。

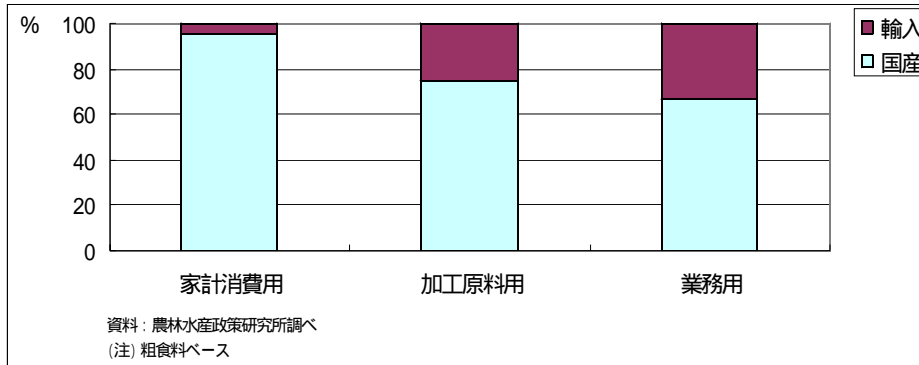
主要野菜の用途別需要における輸入割合（%）

	平成2年	平成12年
家計消費需要	0.5	2
加工・業務用需要	12	26

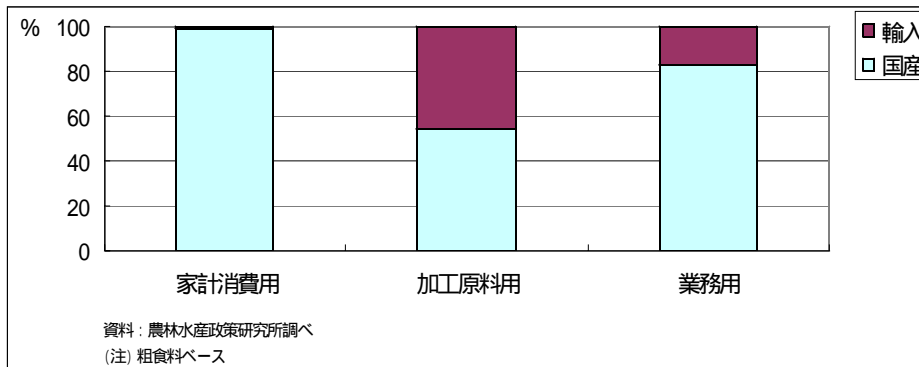
たまねぎ（平成12年度）



ほうれんそう（平成12年度）



にんじん（平成12年度）



(5) 加工・業務用価格水準

加工・業務用需要における国産品と輸入品との価格差は2～8割高程度。

加工・業務用需要における国産品シェア拡大のための価格差水準

品目 (形態)	現在の仕入価格における 国産品と輸入品の価格差 (国産品/輸入品)	国産品シェア拡大のため の国産品と輸入品の価格差水準	このための国産品のコスト削減の目安
たまねぎ (生鮮)	約2割高	1割高程度	約1割
たまねぎ (剥き玉等)	約2～4割高	2割高程度	約1～3割
にんじん (生鮮)	約2～6割高	2割高程度	約2～3割
にんじん (ペースト)	約7割高	3割高程度	約2～3割
ねぎ (生鮮)	約4～8割高	2割高程度	約2～3割

資料：加工・業務用実需者ヒアリング結果

(各産地の取組事例)

業務用需要に対応した産地内のグループ化

【N県K農協(レタス)】

- ・ 実需者毎に異なる規格、品質、取引方法等に対応するため、外食・カット業者等出荷先毎に専門部会を設け、部会員の出荷数量の30%を上限として実需者との契約取引を実施。

実需者ニーズに対応した大規格・高単収栽培

【C県W農事組合法人(ほうれんそう)】

- ・ 旬のほうれんそうを冷凍加工・冷凍保管し、外食業者に周年供給。歩留まりを重視する加工用需要に対応するため家計消費用よりも大型の規格で栽培、単収は3倍に増大。

周年安定供給のためのリレー出荷

【全農I県本部(はくさい)】

- ・ 漬物業者に供給するはくさいの周年出荷の確立を図るため、N農協とリレー出荷を行っており、4～5月、11～3月をI県、6～10月をN県が出荷。
- ・ 産地提案型パッケージの実施(量販店型、規格簡素型等)

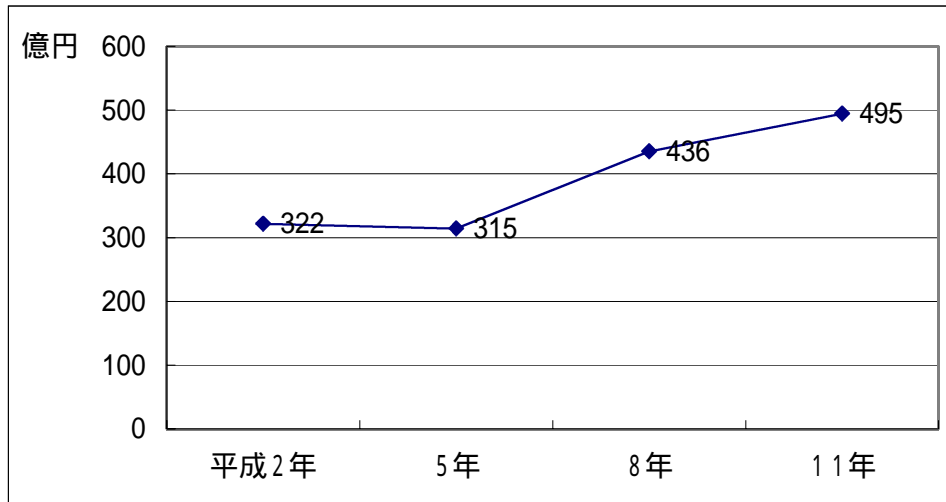
一次加工施設の整備と稼働率の確保及び用途別特性に適合した品種の導入

【H県K農協(たまねぎ)】

- ・ 同農協が出資して設立したたまねぎ加工会社では、剥き玉加工施設、冷凍施設等を整備し、実需者の用途に応じて生ミンチ、ソテー等に加工して供給。また、たまねぎの数量が減少する6～8月の期間は、にんじん、ねぎ、だいこんの加工を行うことにより年間稼働率を確保。
- ・ 品種の選定に当たっては、実需者との品種適性協議を踏まえ、加工向け販売数量の20%について加工用品種を導入。従来よりも大玉で収量も20%向上。

(6) カット野菜販売額

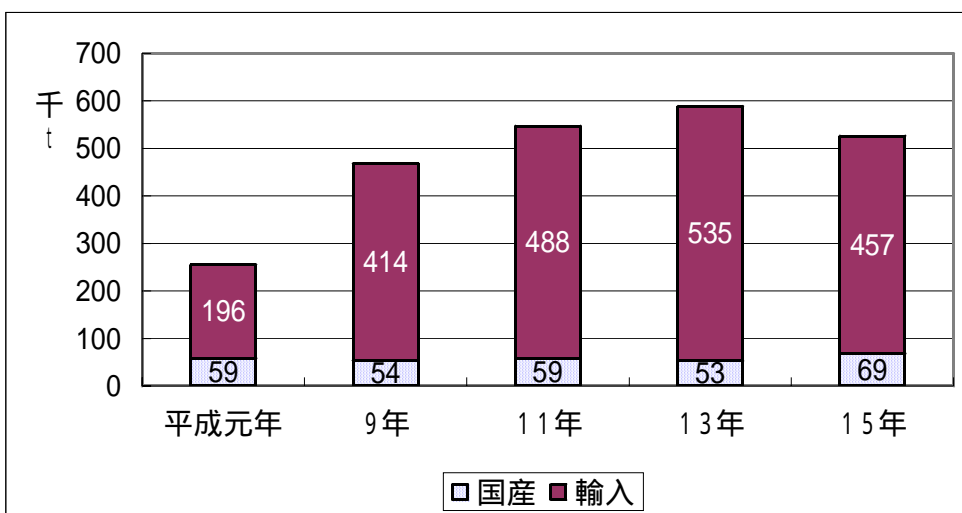
カット野菜の販売額は、近年増加傾向。平成11年は約500億円。



資料：青果物カット事業協議会調べ

(7) 冷凍野菜販売量

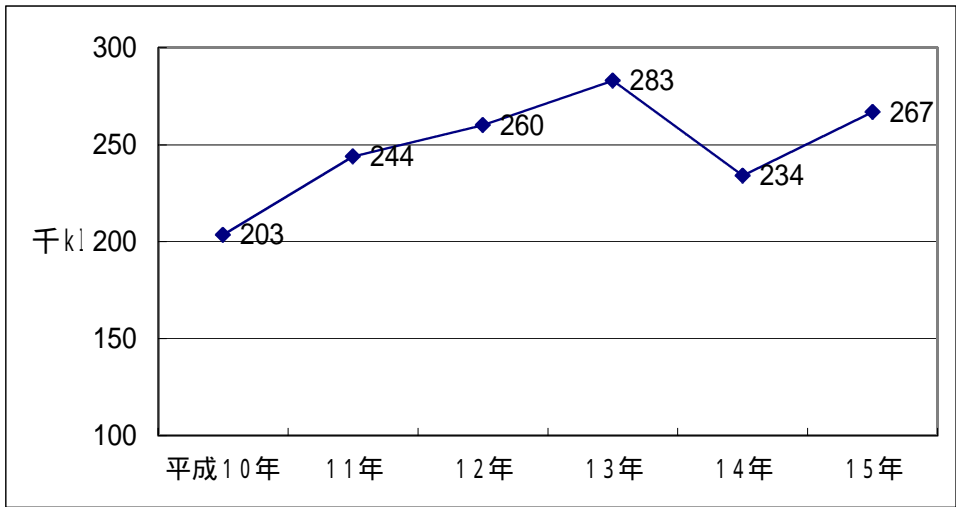
冷凍野菜の販売量は近年増加傾向。平成15年は約53万トン。
平成15年における輸入割合は約90%。



資料：日本冷凍食品協会調べ、貿易統計

(8) 野菜飲料生産量

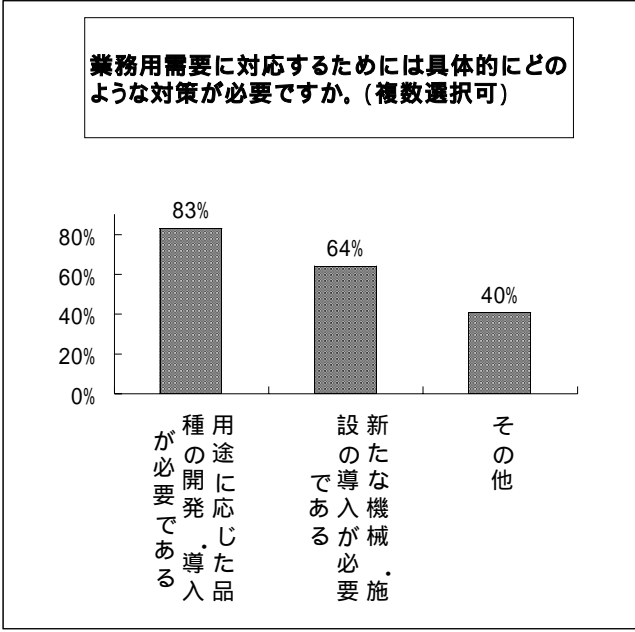
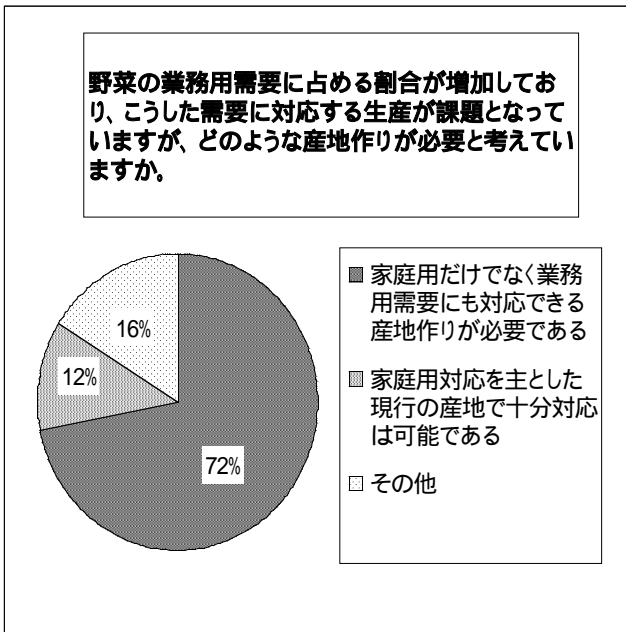
野菜飲料の生産量は近年増加傾向。平成15年は約27万klを生産。



資料：(社)全国清涼飲料工業会

(9) 業務用需要への対応 (都道府県アンケート)

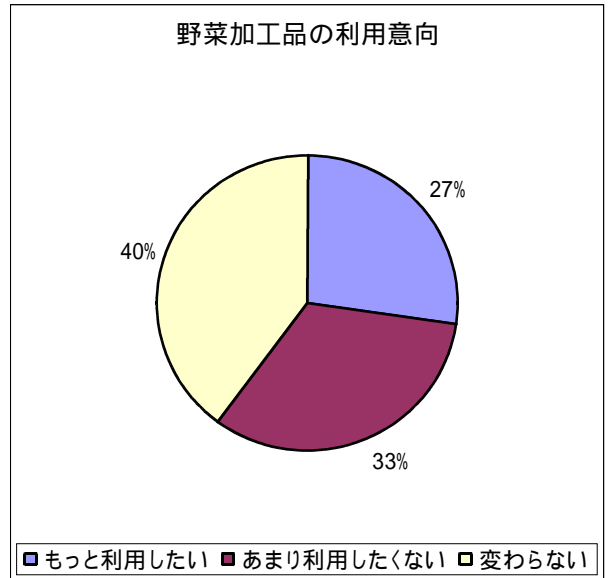
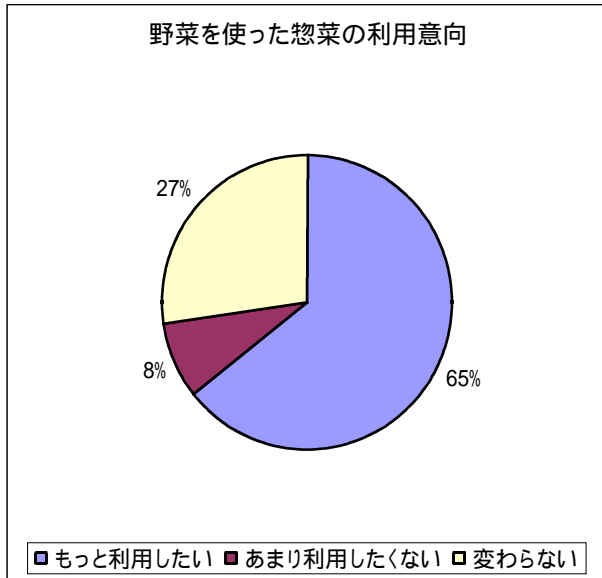
約7割の都道府県が、「家庭用だけでなく業務用需要にも対応できる産地作りが重要」と回答。



資料：今後の野菜政策のあり方等についての都道府県へのアンケート調査

(10) 野菜を使った惣菜・加工品の利用意向 (消費者アンケート)

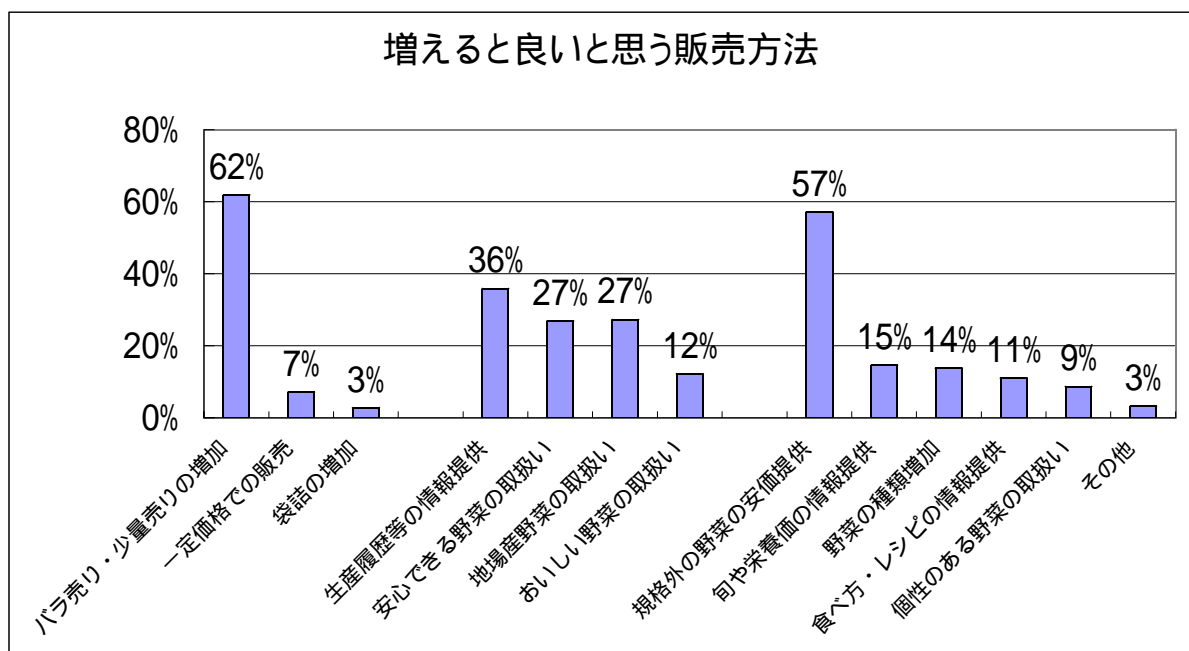
65%の消費者が野菜を使った惣菜を「もっと利用したい」と回答。
27%の消費者が野菜加工品を「もっと利用したい」と回答。



資料：「野菜に関するアンケート」食生活情報サービスセンター (2004)

(11) 増えると良いと思う販売方法 (消費者アンケート)

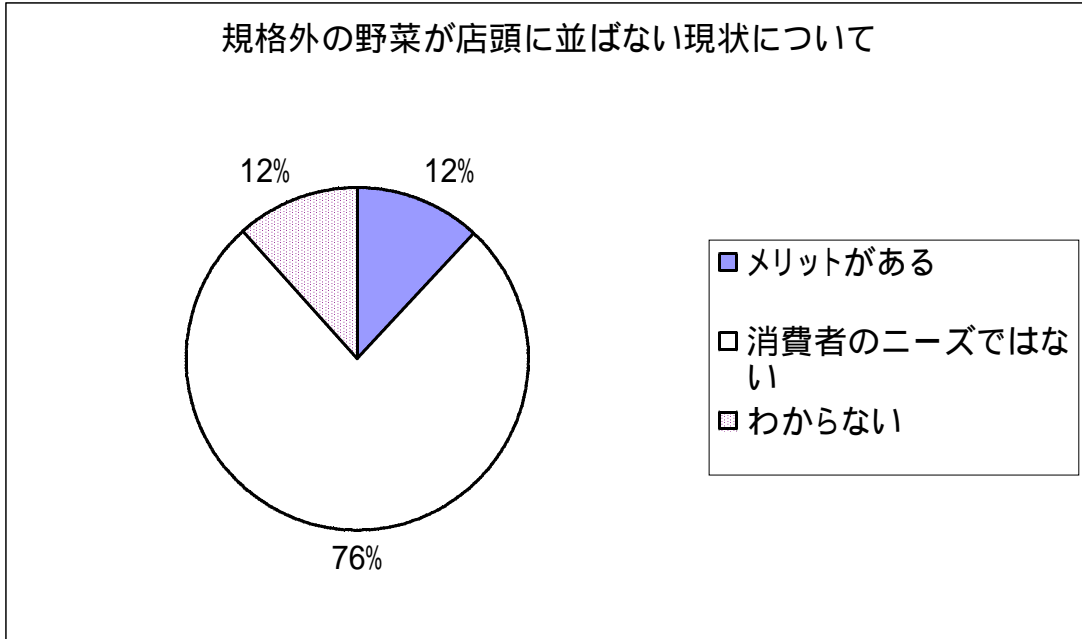
バラ売り、少量売り、規格外の野菜の安価提供を希望する消費者の割合が高い。



資料：「野菜に関するアンケート」食生活情報サービスセンター (2004)

(12) 規格外品が店頭に並ばない現状について (消費者アンケート)

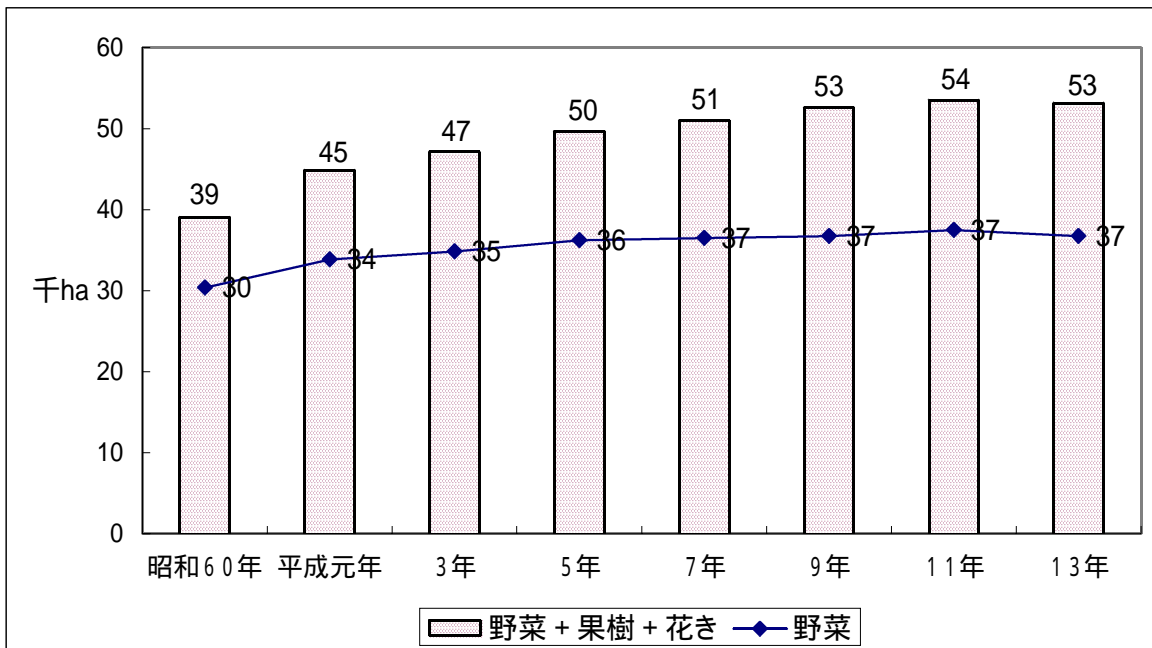
規格外品が店頭に並ばない現状について、約8割の消費者が「消費者のニーズではない」と回答。



資料：「野菜に関するアンケート」食生活情報サービスセンター（2004）

(13) ガラス室・ハウス設置状況

園芸用ガラス室・ハウス等の設置面積は近年横ばい傾向。



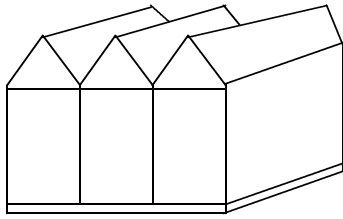
資料：「園芸用ガラス室・ハウス等の設置状況」

(14) 低コスト耐候性ハウス

「低コスト耐候性ハウス」とは

一般的に普及している鉄骨補強パイプハウス等の基礎部分や接合部分を、強風や積雪に耐えられるように補強・改良することで十分な強度を確保したハウスであり、安い設置費でガラス温室や鉄骨ハウスと同等の耐候性を備えたハウスである。

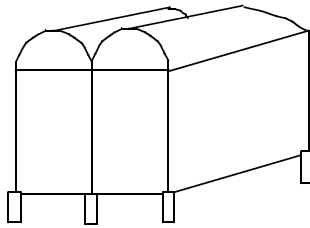
施設の設置コスト



ガラス温室・鉄骨ハウス

- ・丈夫であるが高価。
- ・全国的に普及率が低い。

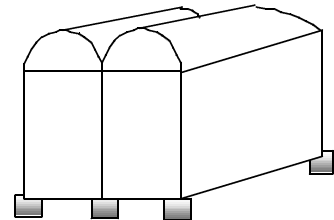
ガラス温室
2,000万円 / 10a程度
鉄骨ハウス
1,000万円 / 10a程度



鉄骨補強パイプハウス

- ・台風等の災害に弱い。
(40m/s以下)
- ・周年栽培は不可能

500万円 / 10a程度



低コスト耐候性ハウス

- ・災害に強い。
(50m/s)以上
- ・周年栽培が可能

600～700万円 /
10a程度(風対策)

基礎部分や接合部分を強化することで強風や雪への強度を改良

低コスト耐候性ハウス



風対策



雪対策

「超低コストハウス」について

1. 内容

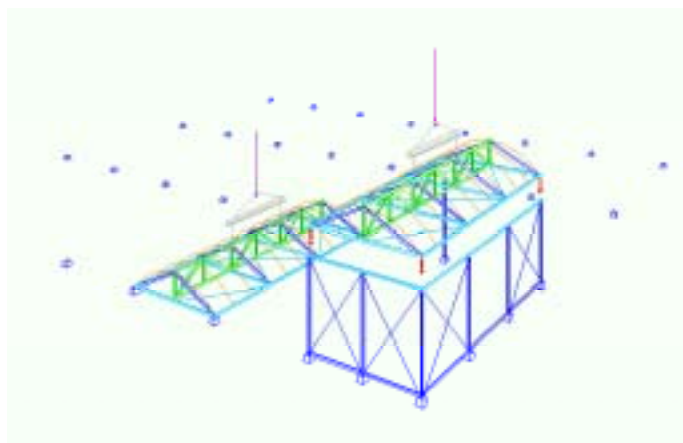
- 開発・実用化済みの、
- (1) 薄型軽量形鋼(うすがたけいりょうかたこう)の利用
 - (2) 屋根ユニット工法
 - (3) パイプ基礎工法
 - (4) 情報加工新材による無溶接組立といった新技術のいくつかを地域の実情に応じて農業用ハウスへ応用することにより、設置コストを低減



超低コストハウス全景(8ユニット,100坪)



薄型軽量形鋼(情報加工済み)



屋根ユニット工法



パイプ基礎工法

- | | |
|----------------|---------------|
| 2. ハウスの想定本体価格 | 約 500万円/10a |
| (参考) 鉄骨ハウス本体価格 | 約 1,000万円/10a |

3. ハウスの耐候性 風速 40 m / s 以上

(15) 野菜生産における機械開発状況

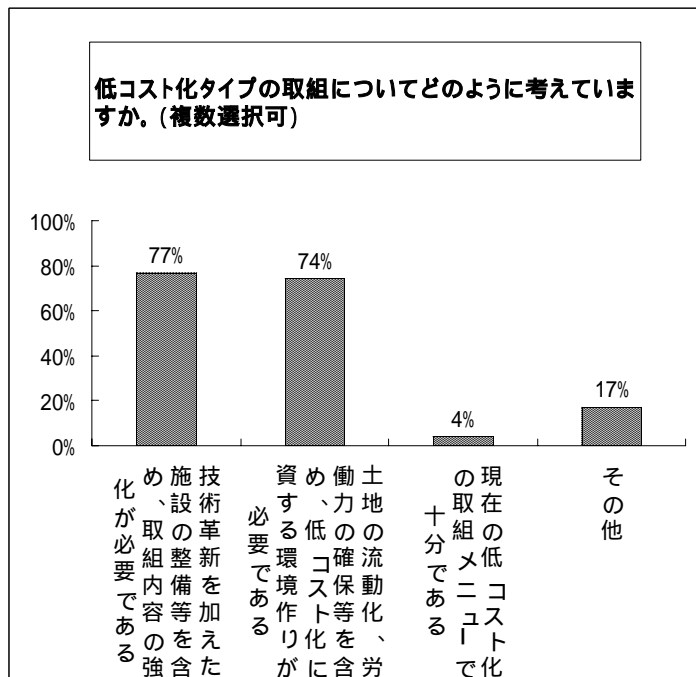
露地野菜（根菜類・葉茎菜類）では、だいこん、ねぎの収穫機、野菜栽培管理用ビークルの普及が進んでいる。

主な実用化機械の状況

実用化年度	実用化機械名
平成8年度	高速耕耘ロータリー
平成10年度	だいこん収穫機、ねぎ収穫機
平成11年度	野菜栽培管理用ビークル
平成12年度	軟弱野菜調製機
平成13年度	長ねぎ調製装置（ねぎ調製ロボット）

(16) 低コスト化に向けた取組（都道府県アンケート）

低コスト化に向けた取組について、約8割の都道府県が「技術革新を加えた施設の設備等を含め、取組内容の強化が必要」との回答。

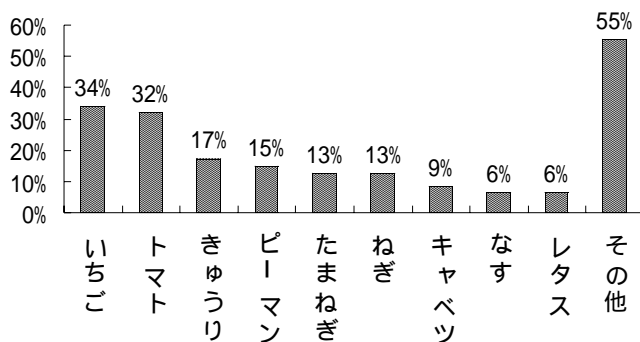


資料：今後の野菜政策のあり方等についての都道府県へのアンケート調査

(17) 生産・流通等に関する新たな技術（都道府県アンケート）

今後導入が見込まれ産地の構造改革を進める上で重要と考えられる技術等について、約3割の都道府県が「いちご、トマトに関する技術」と回答。

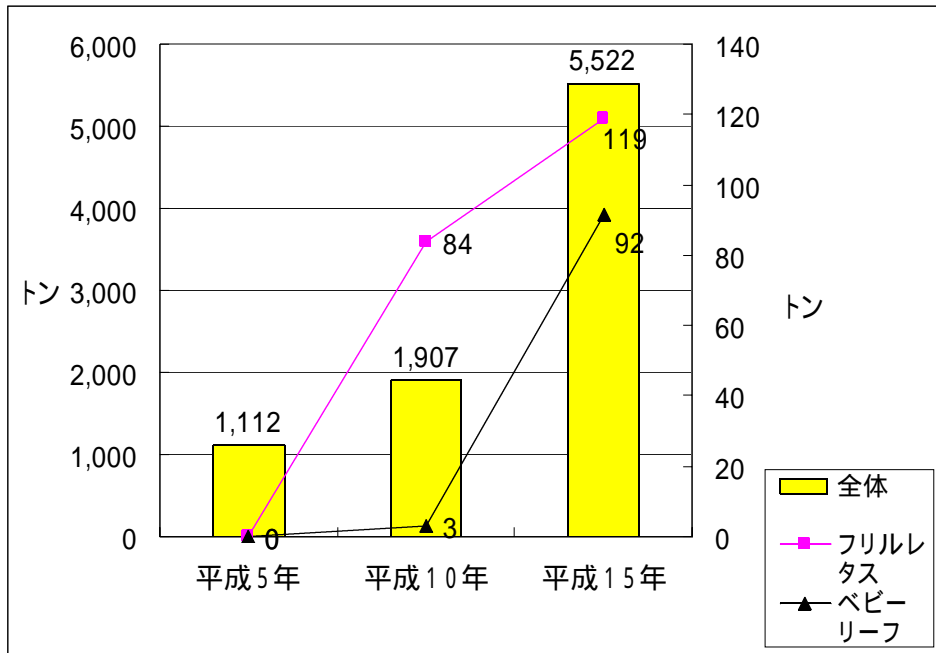
野菜生産における低コスト化や高付加価値化等を進める上では、新たな技術の開発とその普及が重要ですが、今後導入が見込まれ、産地の構造改革を進める上で重要と考えられる技術・機械・施設等がありましたら、記載して下さい。



資料：今後の野菜政策のあり方等についての都道府県へのアンケート調査

(18) 新野菜の流通

一般の野菜に比較すると流通量は少ないものの、品種、栽培方法等の点で、従来広く栽培されていた野菜とは異なり、流通量は近年増加傾向。



資料：T青果における取扱量

「新野菜」

フリルレタス、ベビーリーフ等、外国を原産地とする野菜で、味、栄養素等への関心の高まりを背景として、近年市場流通しているもの

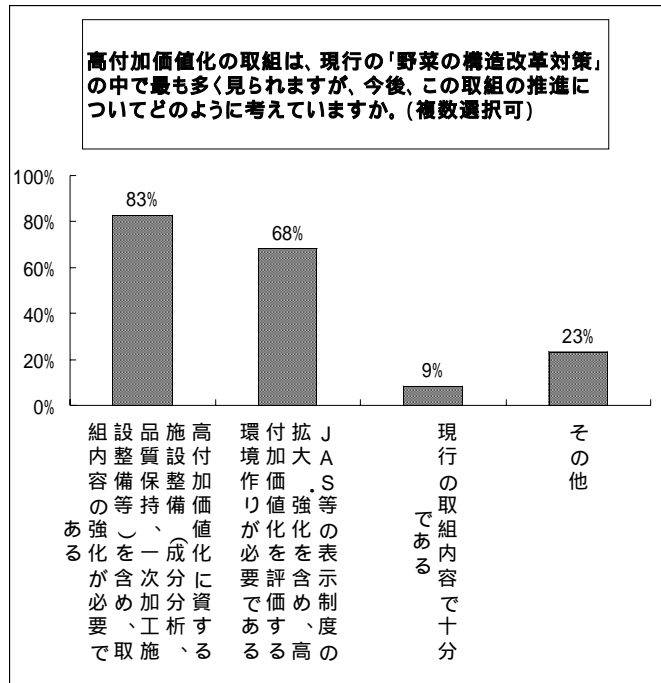
ちぢみほうれんそう、フルーツトマト等、消費動向等に対応し、従来と異なる栽培方法や栽培品種を用いて、味、栄養素等を変化させた野菜

ミニだいこん、ミニかぼちゃ等、消費動向に対応し、品種を改良し、従来の品種のサイズよりも小さくした「ミニ野菜」等

が挙げられ、こうした新たな需要に対応した「新野菜」の生産は野菜全体の需要の底上げに一定の役割を果たしている。

(19) 高付加価値化に向けた取組（都道府県アンケート）

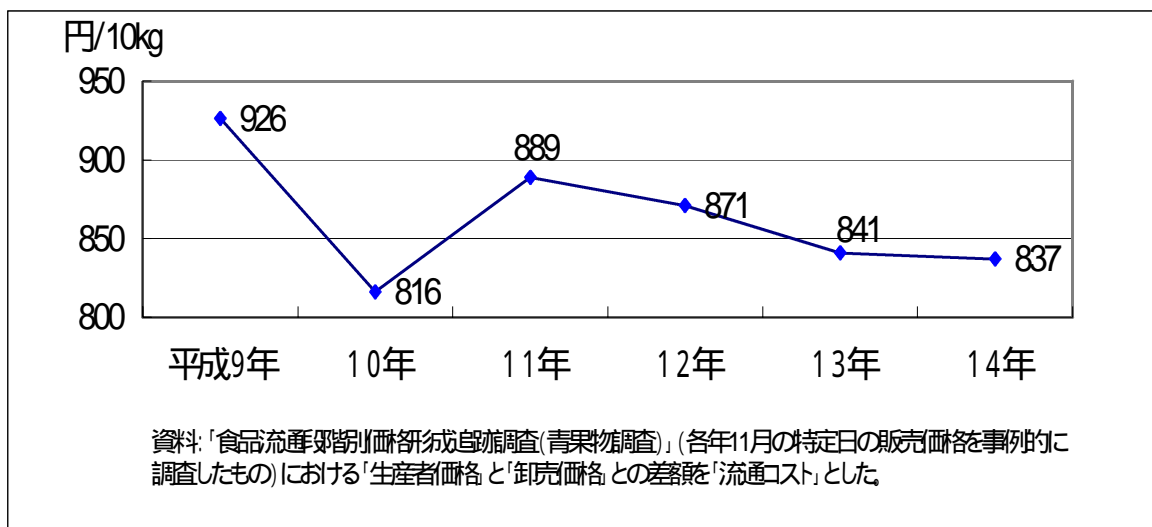
高付加価値化に向けた取組について、8割の都道府県が「設備投資を含め、取組内容の強化が必要」と回答。



資料：今後の野菜政策のあり方等についての都道府県へのアンケート調査

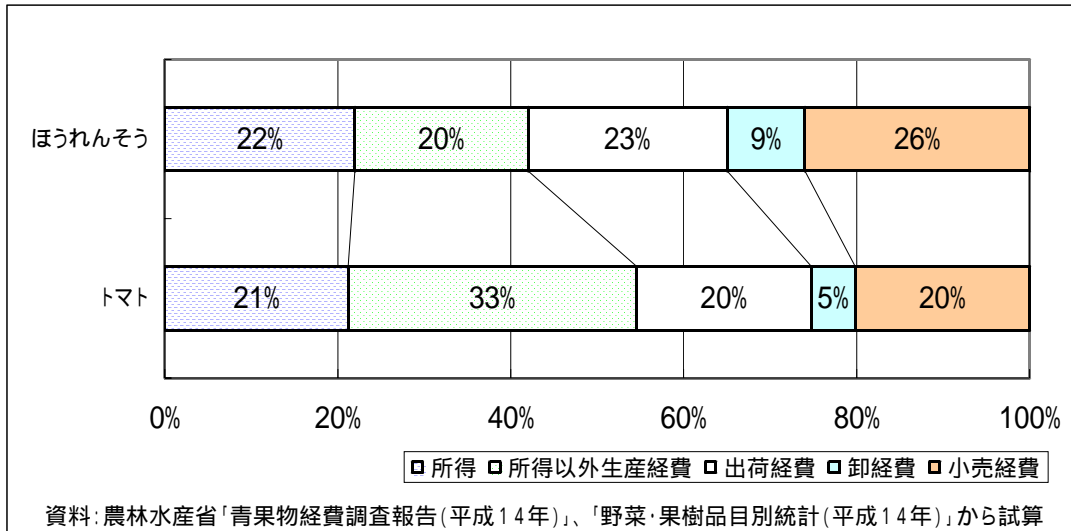
(20) 野菜の流通コスト

野菜の流通コストは近年低下傾向。平成14年は837円/10kg。



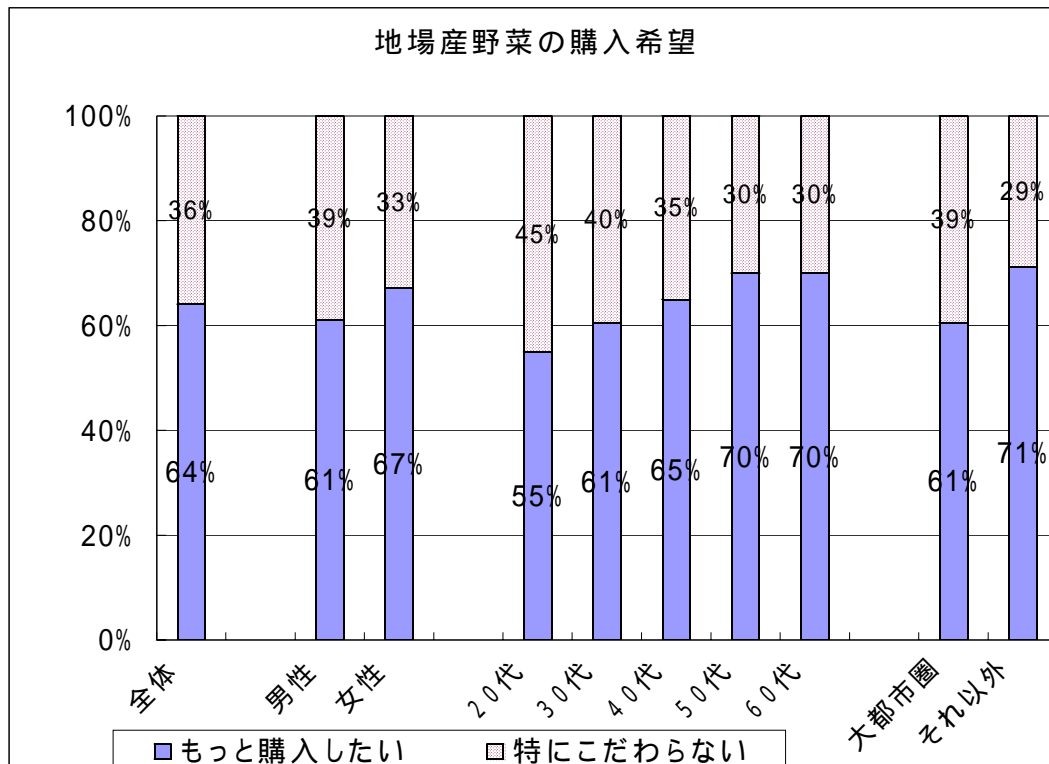
(21) 生産・流通経費の構成

野菜の小売価格に占める生産流通経費は、ほうれんそう・トマトで見ると、7～8割となっている。



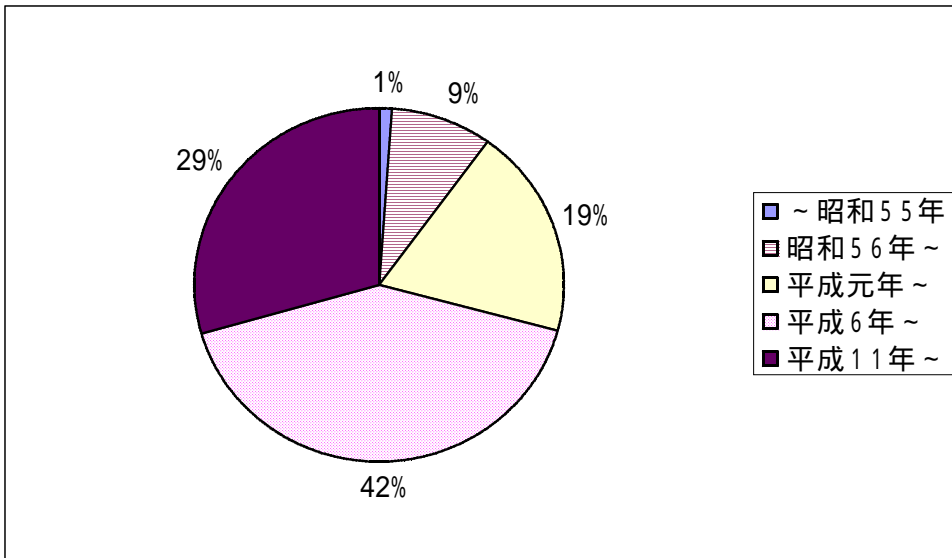
(22) 地場産野菜について(消費者アンケート)

6割強の消費者が「地場産野菜をもっと購入したい」と回答。



(23) 直接販売

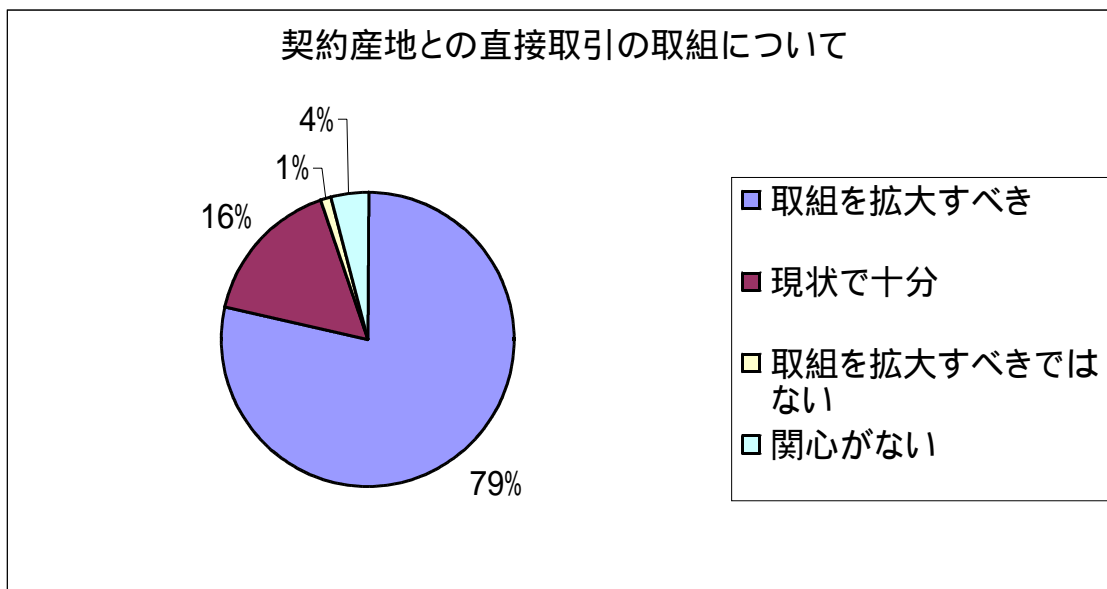
現在稼働している直売所のうち、約7割が平成6年以降に稼働を開始。



資料：全国農産物直売所ガイド（882直売所へのアンケート調査）

(24) 契約産地との直接取引（消費者アンケート）

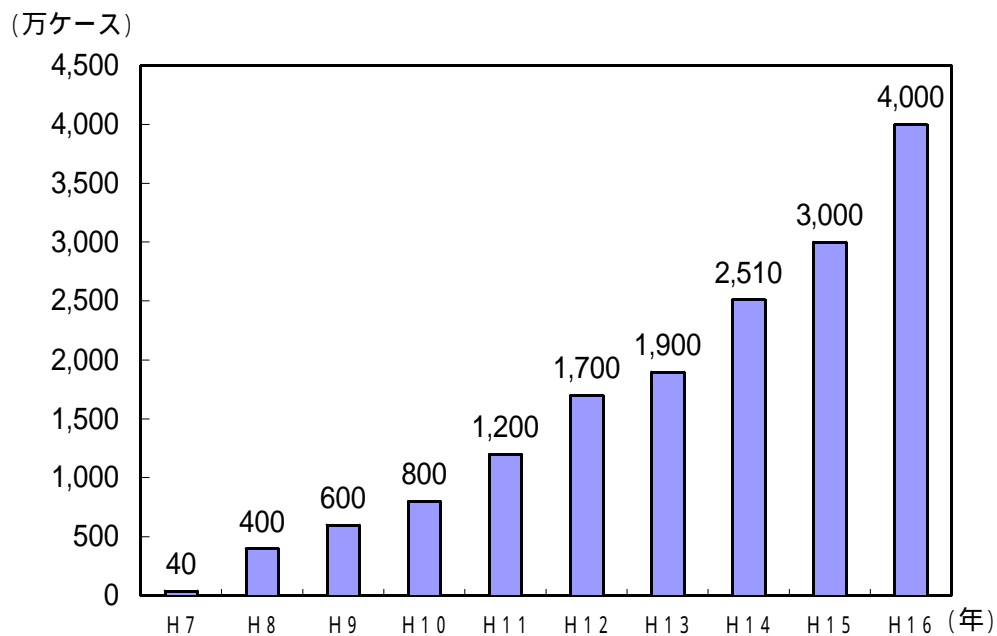
約8割の消費者が「契約産地との直接取引の取組を拡大すべき」と回答。



資料：「野菜に関するアンケート」食生活情報サービスセンター（2004）

(25) 通い容器の普及状況

通い容器の普及量は増加傾向。平成16年には4,000万ケース（全体の2%）が普及。

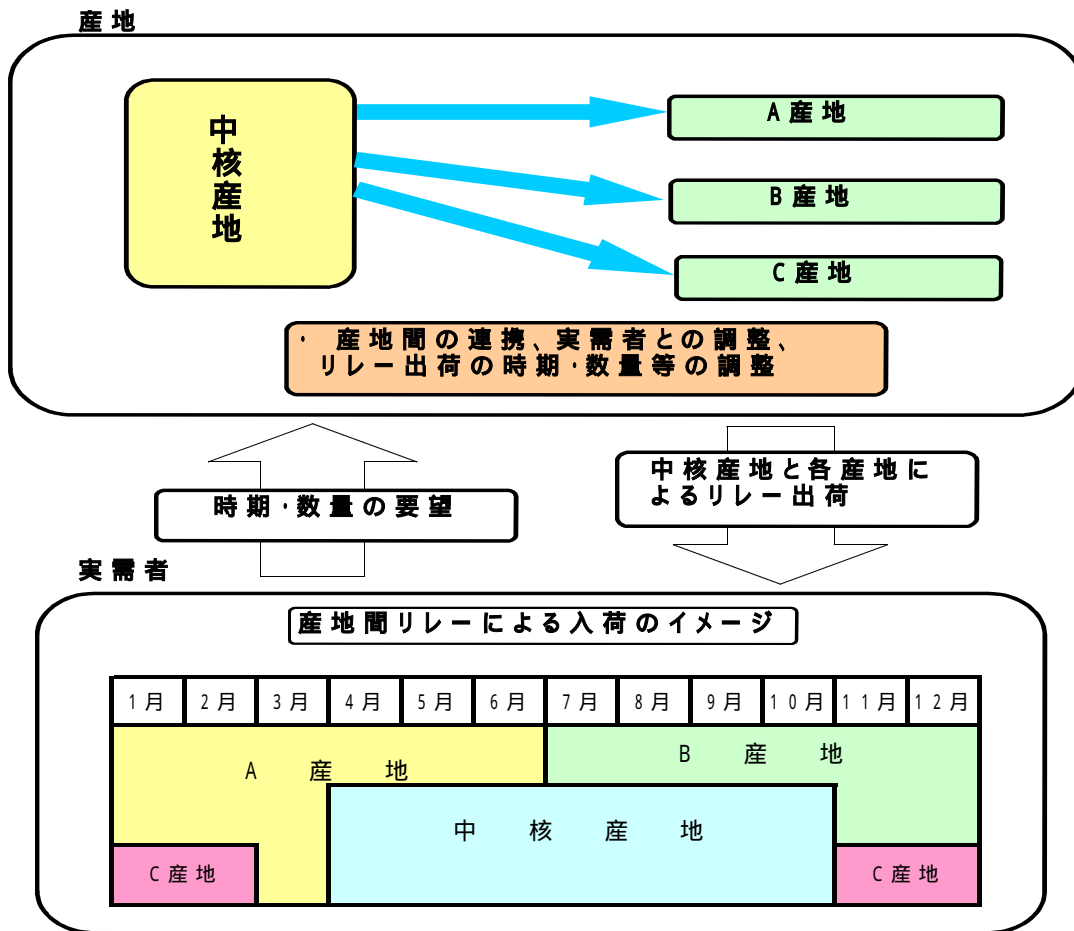


資料：業者聞き取り

注：平成16年は見込み

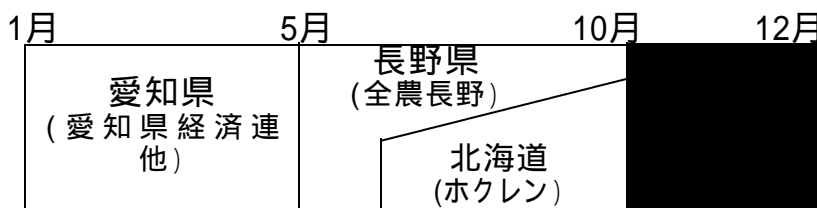
(26) 産地間リレー出荷

産地間リレー出荷(イメージ)



リレー出荷の取組事例

量販店への周年供給(はくさい)



日量12~23トンを関西の量販店へ供給

実需者への周年供給(レタス)

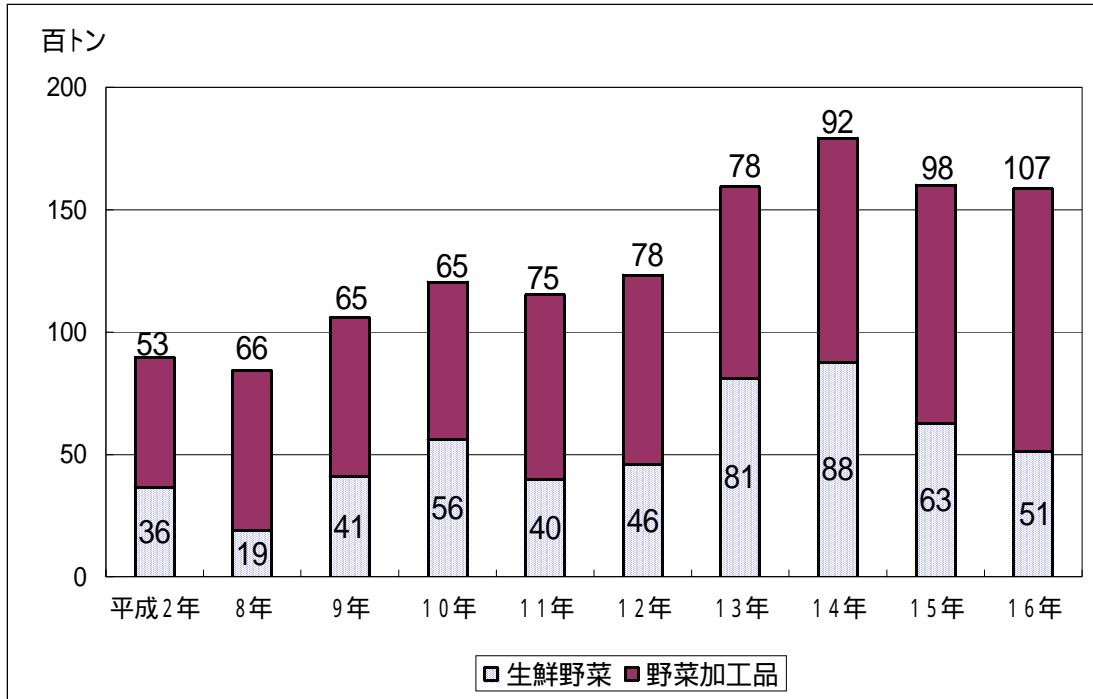


日量1.5~3トンをファーストフード店のハンバーガー用として供給

(27) 野菜の輸出状況

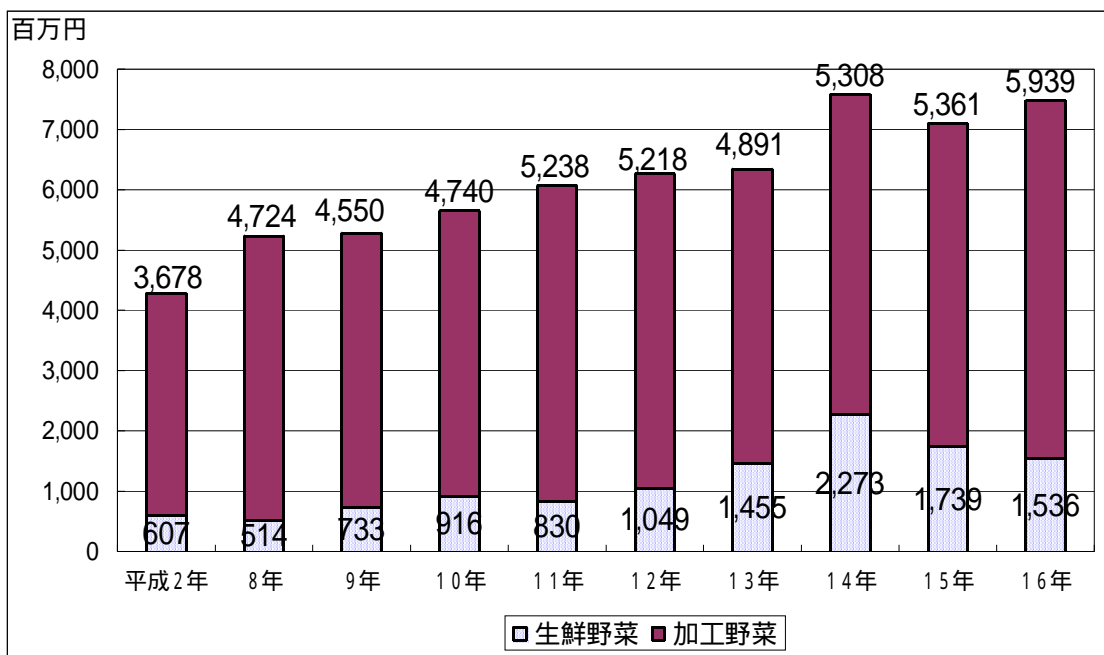
野菜の輸出量は近年増加傾向で推移。平成16年は約1万6千トン。

野菜の輸出量推移



資料：財務省「貿易統計」

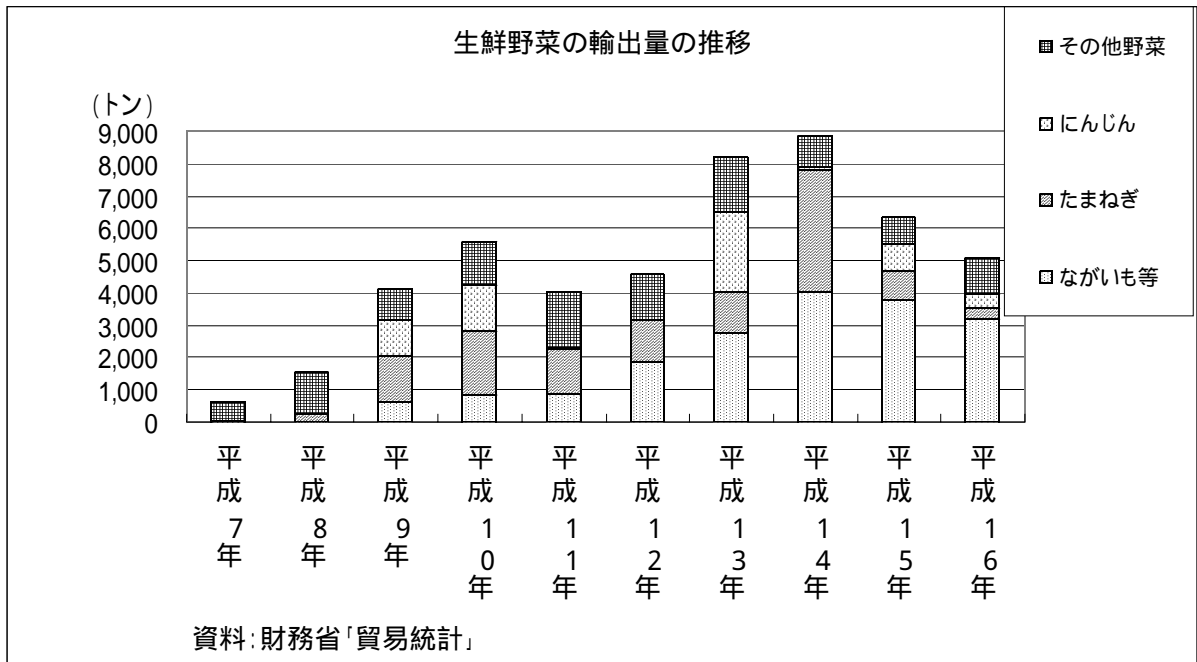
野菜の輸出金額推移



資料：財務省「貿易統計」

(28) 主要品目の輸出状況

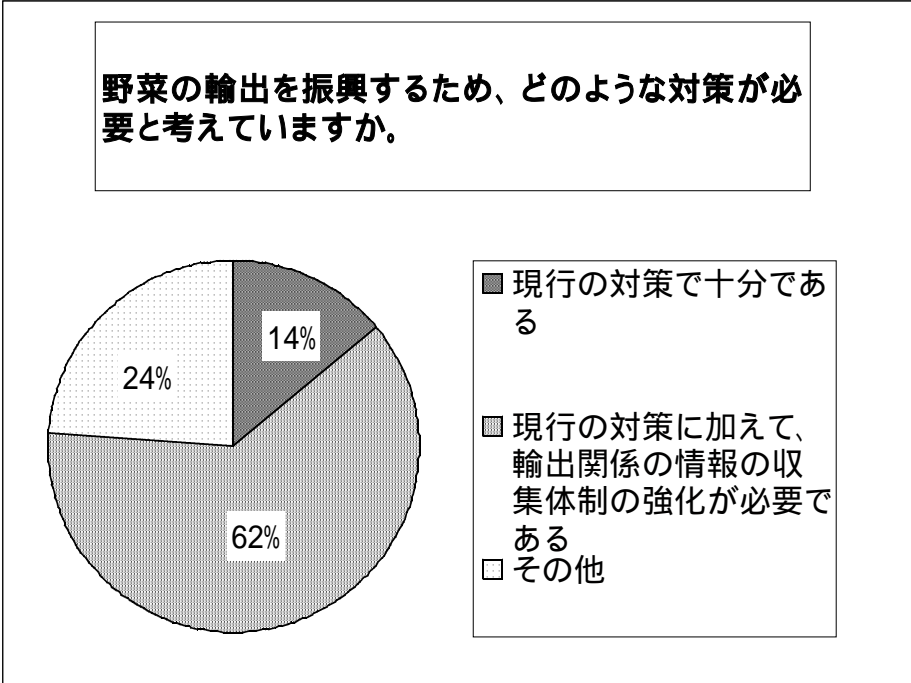
ながいもの輸出量は、近年増加傾向で推移。



注：ながいもの数値にはさといもを含む。

(29) 輸出振興（都道府県アンケート）

約6割の都道府県が、「現行の対策に加え情報収集体制の強化が必要」と回答。



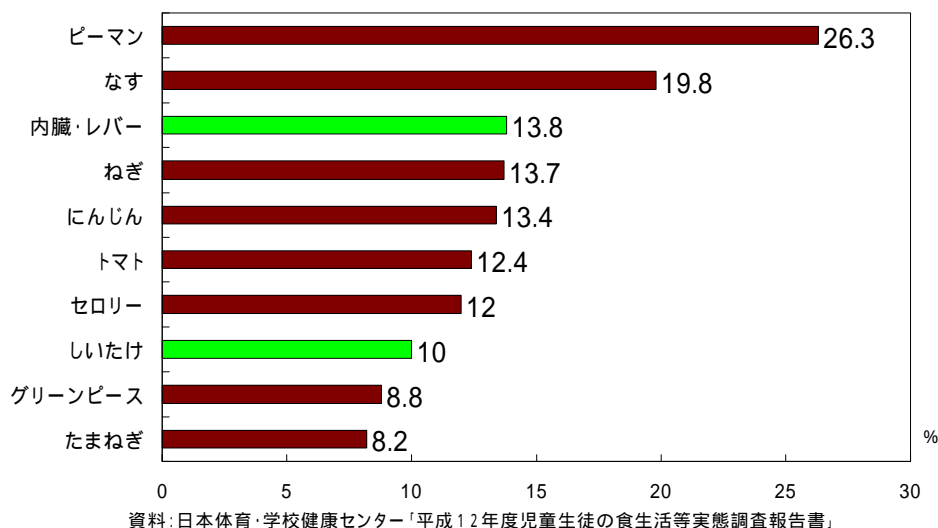
資料：今後の野菜政策のあり方等についての都道府県へのアンケート調査

6 消費関係

(1) 児童・生徒の野菜嫌いの現状

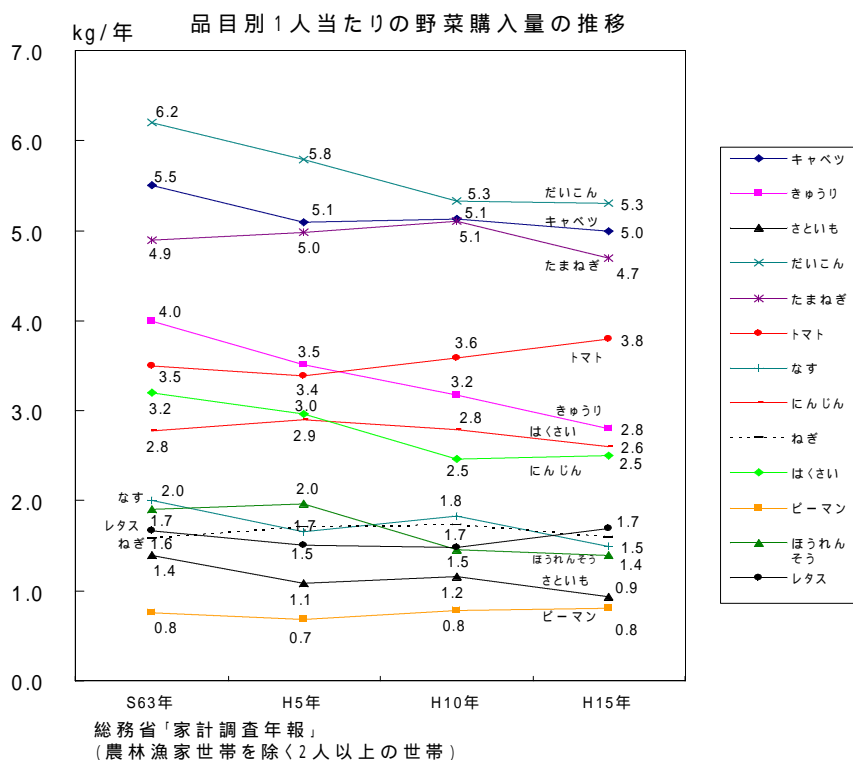
児童・生徒の嫌いな食品上位10品目中8品目が野菜である等、若年層の野菜嫌いの傾向が顕著。

児童・生徒が嫌いな食べ物上位10品目



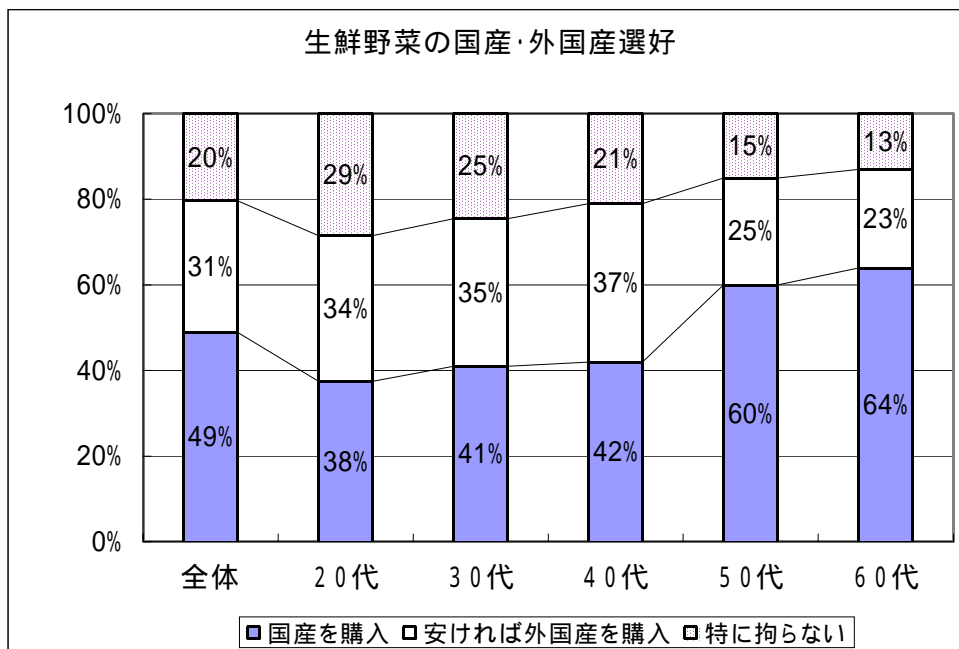
(2) 品目別の野菜購入量

だいこん、キャベツ等の重量野菜が減少。



(3) 生鮮野菜の国産・外国産選好 (消費者アンケート)

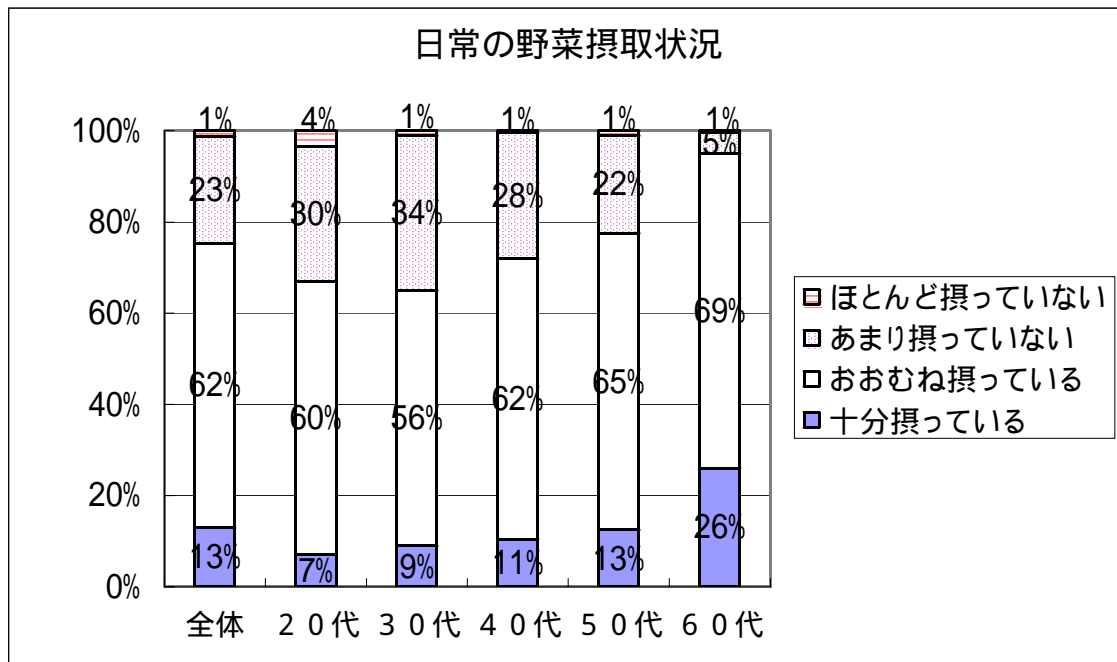
約 5 割の消費者が「高くても国産野菜を購入する」と回答。
 国産野菜の購入理由のうち、「安全性」、「鮮度」との回答割合が高い。



資料：「野菜に関するアンケート」食生活情報サービスセンター（2004）

(4) 日常の野菜摂取状況 (消費者アンケート)

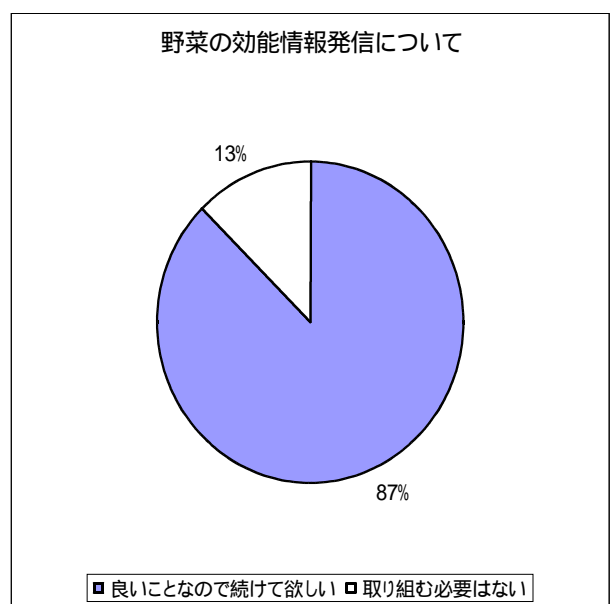
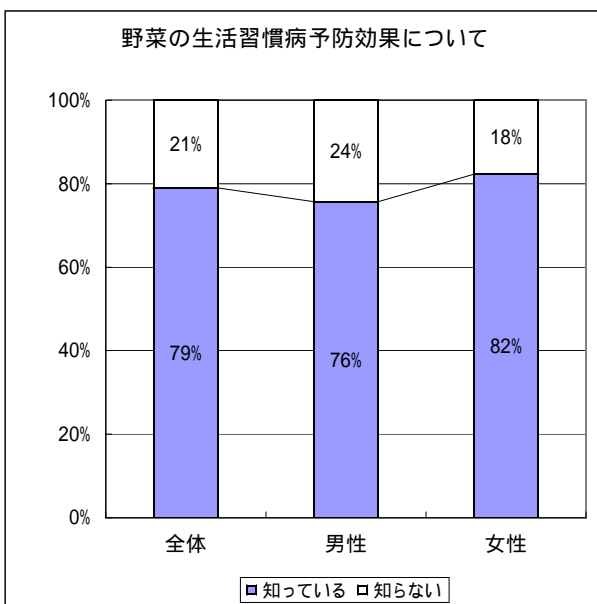
約75%の消費者が日常的に野菜を摂っていると回答。



資料：「野菜に関するアンケート」食生活情報サービスセンター（2004）

(5) 生活習慣病予防の認知と効能情報の発信 (消費者アンケート)

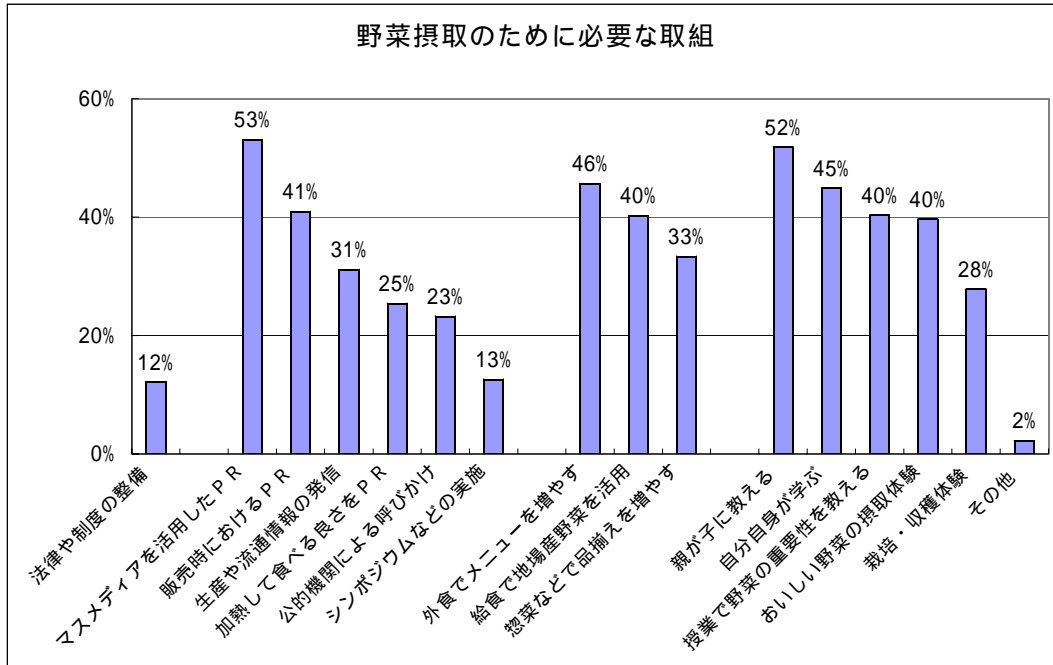
野菜の生活習慣病予防効果については、約 8 割の消費者が「知っている」と回答。
 効能情報発信については、約 9 割の消費者が「発信の継続」を希望。



資料：「野菜に関するアンケート」食生活情報サービスセンター（2004）

(6) 野菜摂取のために必要な取組 (消費者アンケート)

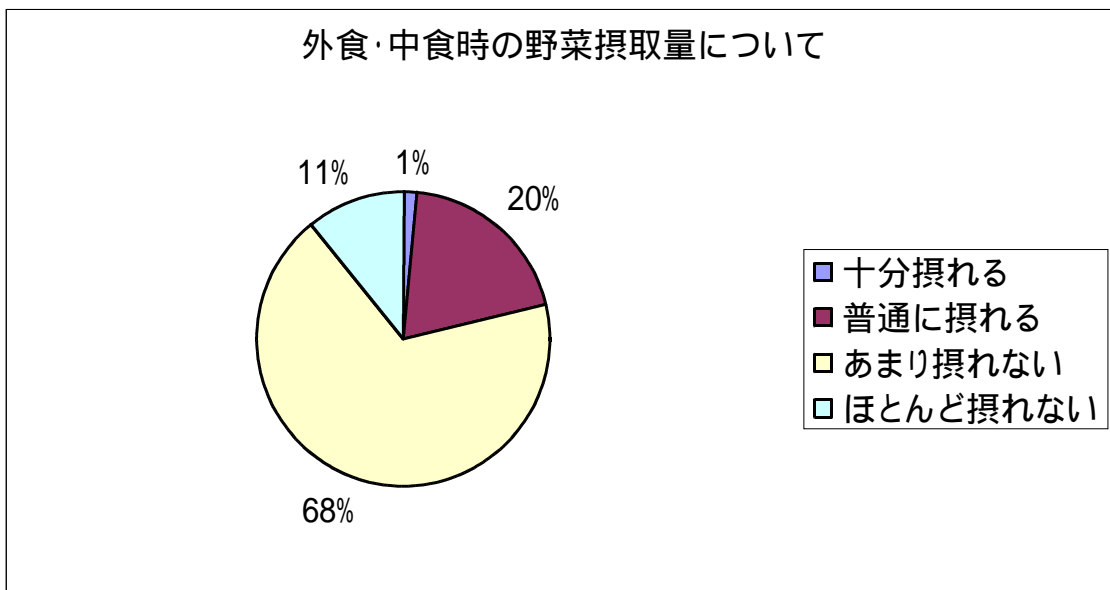
「マスメディアを活用したPR」、「親が子に教える」といった取組を必要と回答した消費者の割合は高い。教育の取組や摂取体験等の必要性を感じている消費者も多い。



資料：「野菜に関するアンケート」食生活情報サービスセンター（2004）

(7) 外食・中食時の野菜摂取量について (消費者アンケート)

外食・中食時の野菜摂取量について、約8割の消費者が「野菜をあまり摂れない」、「野菜をほとんど摂れない」と回答。

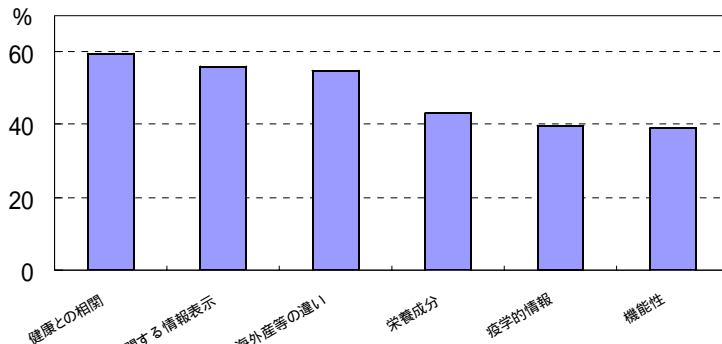


資料：「野菜に関するアンケート」食生活情報サービスセンター（2004）

(8) 機能性表示

野菜の機能性の評価・解明に向けた取組により、健全な食生活を構築するとともに野菜の高付加価値化等に役立てていくことが必要。

野菜に関する今後欲しい情報



資料:「野菜フォーラム2001に関するアンケート」(食生活情報サービスセンター)

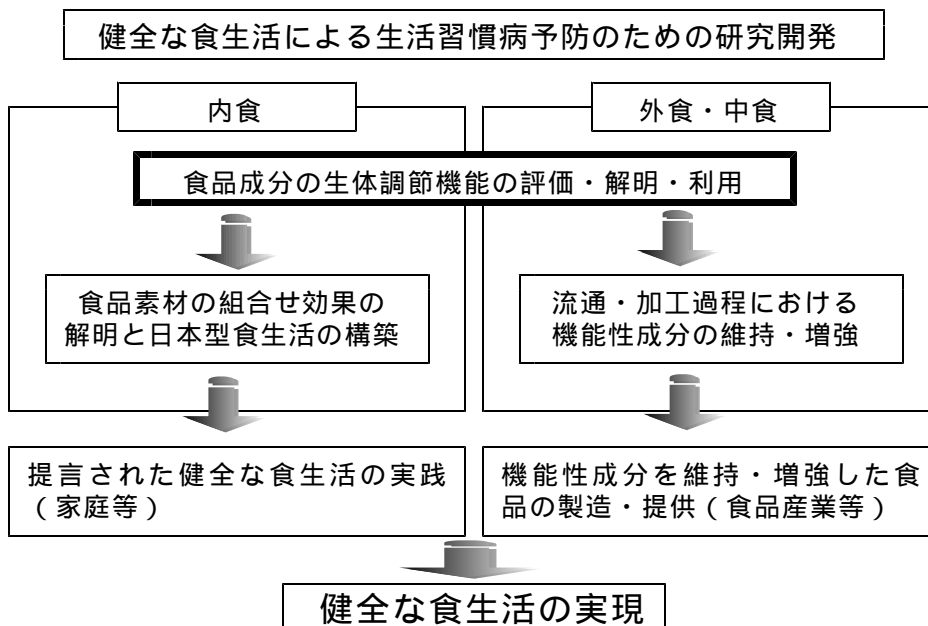
米国での表示に関する取組事例



機能性の表示 (包装に印刷)

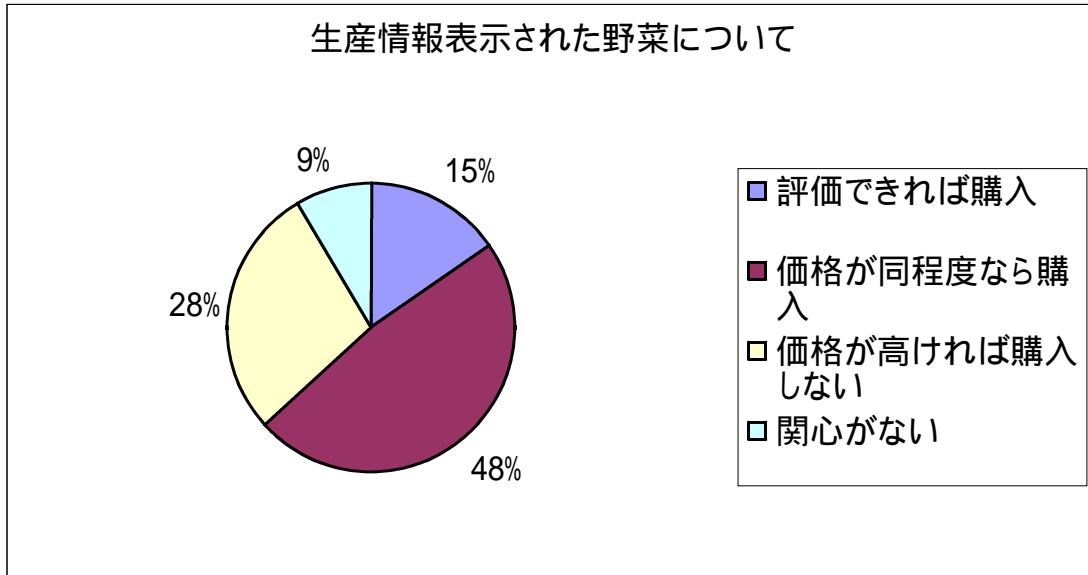
栄養成分表示パネル

「食品の安全性及び機能性に関する総合研究」プロジェクトより抜粋



(9) 生産情報表示 (消費者アンケート)

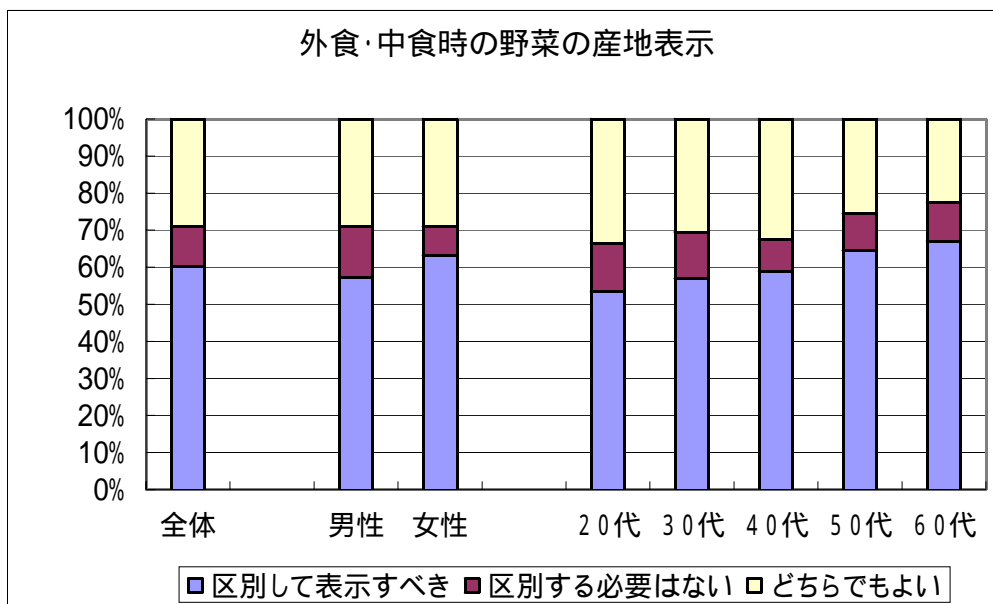
生産情報が表示された野菜について、約 5 割の消費者が「価格が同程度なら購入する」と回答。



資料：「野菜に関するアンケート」食生活情報サービスセンター（2004）

(10) 外食・中食時の野菜の産地表示 (消費者アンケート)

6 割の消費者が「国産と外国産の区別を表示すべき」と回答。



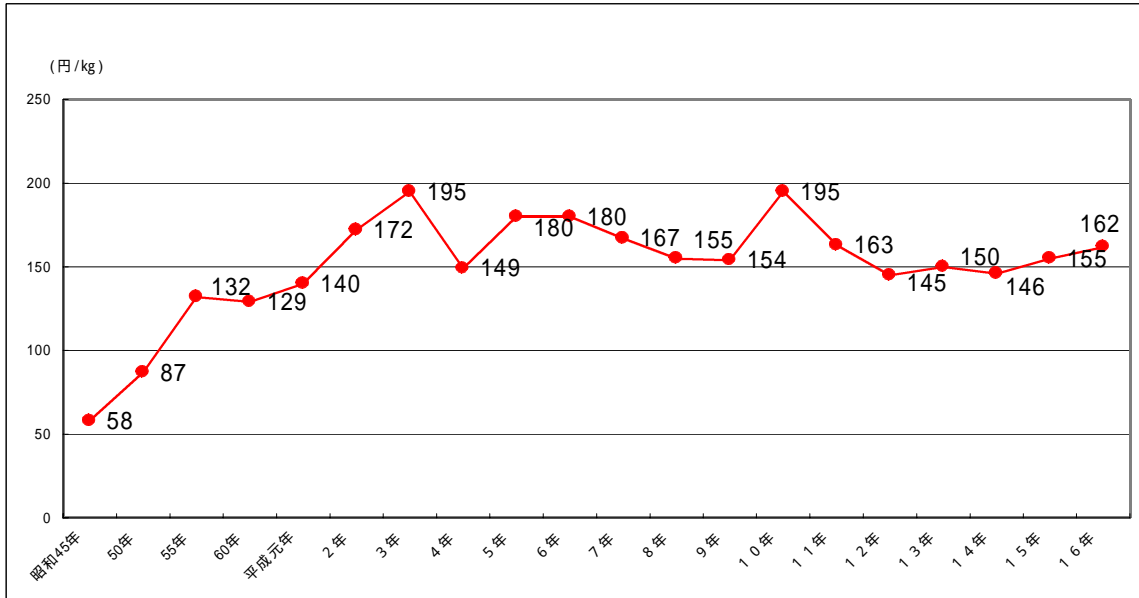
資料：「野菜に関するアンケート」食生活情報サービスセンター（2004）

7 制度・需給関係

(1) 野菜の価格動向

指定野菜の価格は、近年やや低落傾向。

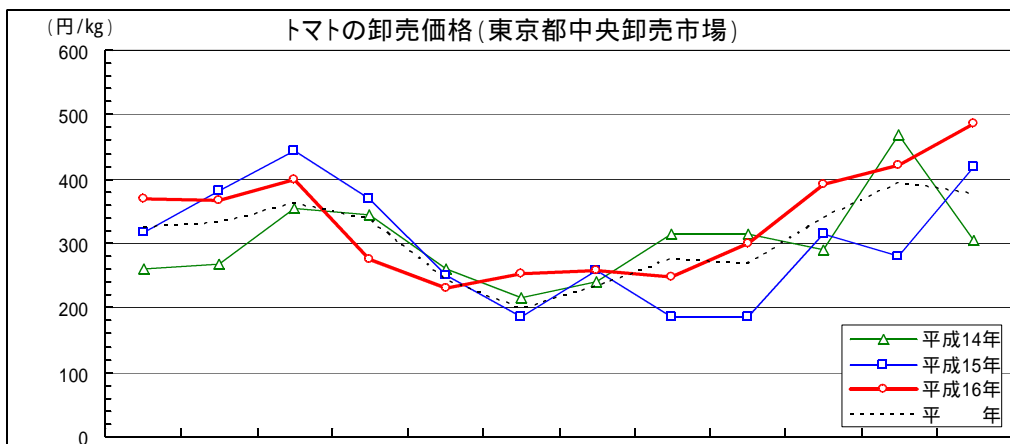
指定野菜の価格動向



資料：東京都中央卸売市場年報

(2) 野菜の価格変動性

同じ月で年ごとの価格を比べた場合の価格差の最大幅は約1.7倍となっており、野菜の価格変動幅は大きい。



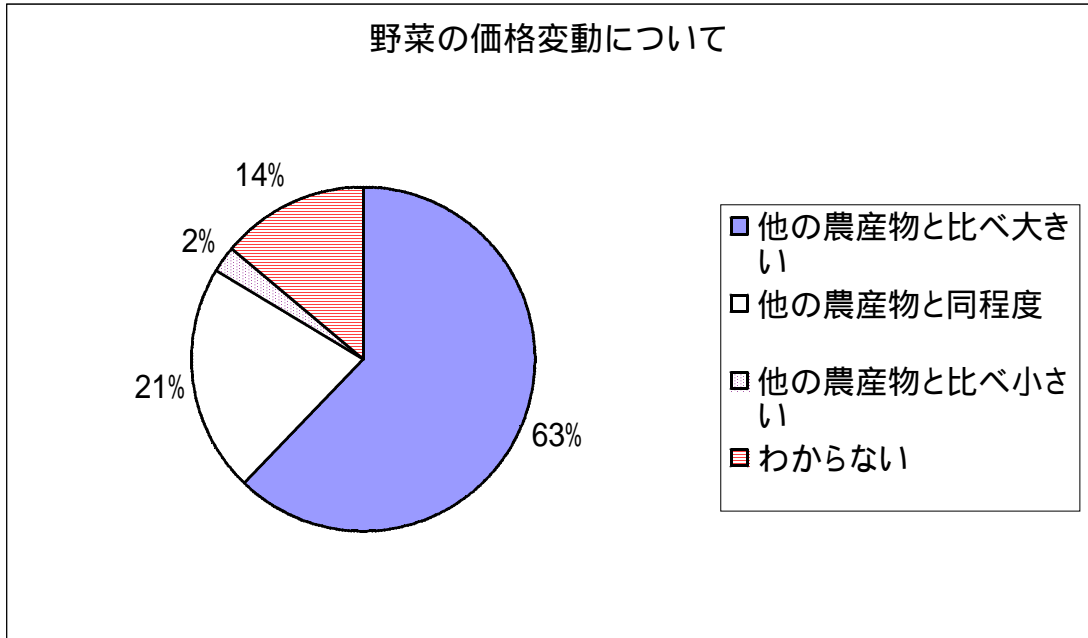
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成14年	261	269	355	345	261	216	240	315	315	290	469	305
平成15年	317	383	445	370	250	185	259	185	185	315	281	420
平成16年	369	367	399	274	230	252	257	249	300	391	421	487
平 年	324	331	361	337	243	199	233	274	267	339	394	376

資料：東京青果物情報センター「東京都中央卸売市場における野菜の市場別入荷数量及び価格」

注：平年とは、過去5カ年（平成11年～15年）の月別価格の平均値である。

(3) 野菜の価格変動 (消費者アンケート)

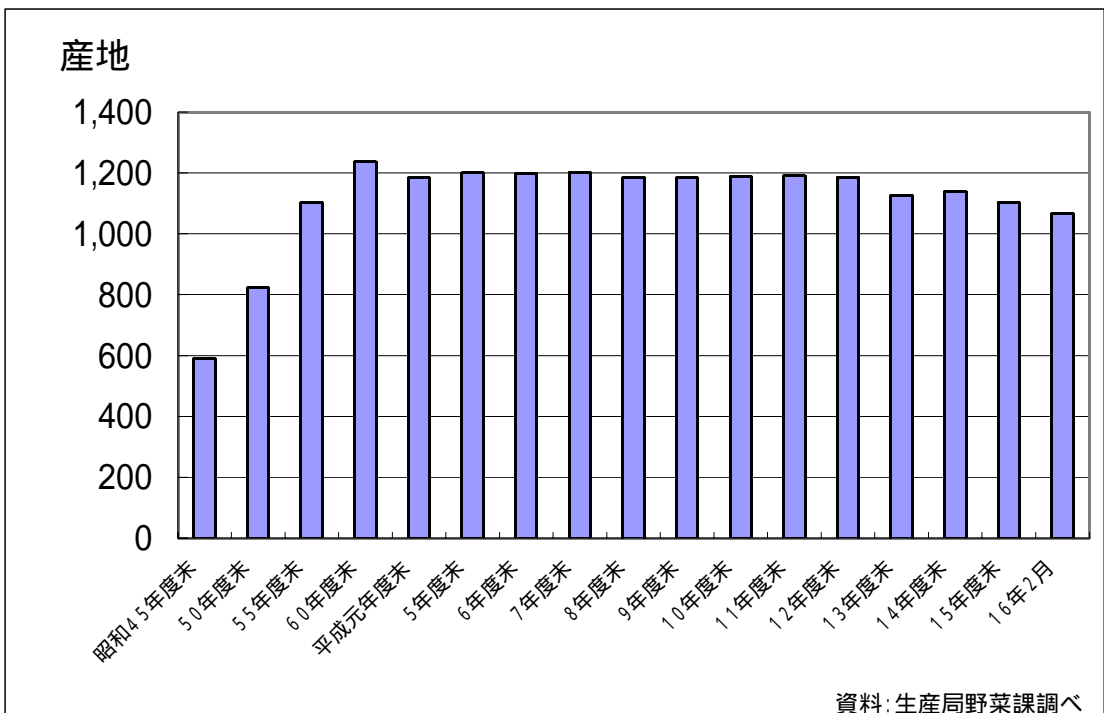
野菜の価格変動について、約6割の消費者が「他の農産物と比べ変動が大きい」と回答。



資料：「野菜に関するアンケート」食生活情報サービスセンター（2004）

(4) 野菜指定産地

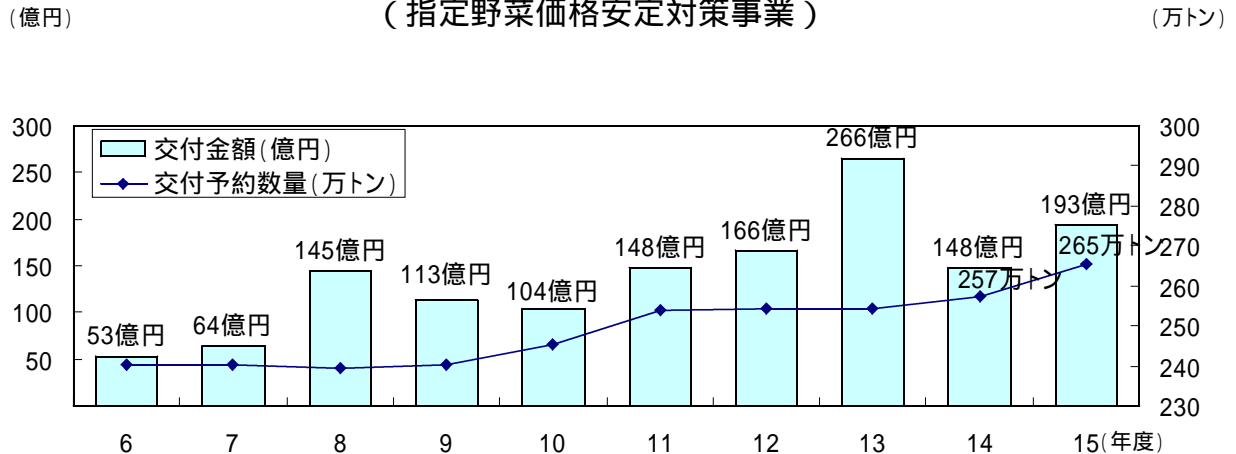
平成16年2月の野菜指定産地数は1,068産地。



(5) 指定野菜制度の交付予約数量及び生産者補給金交付額

指定野菜に係る交付額は、近年増加傾向。

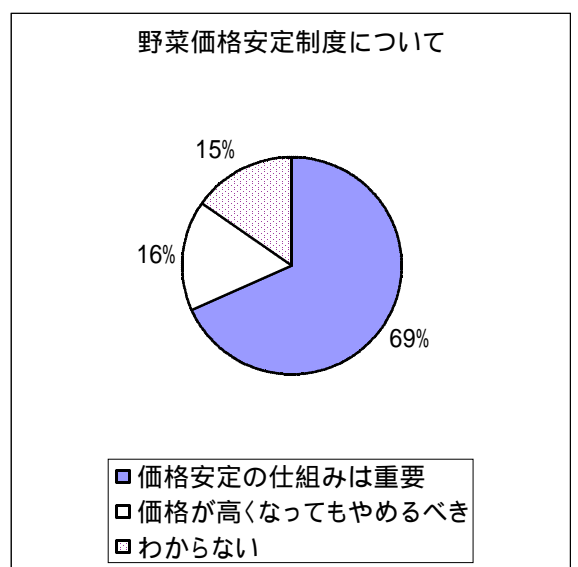
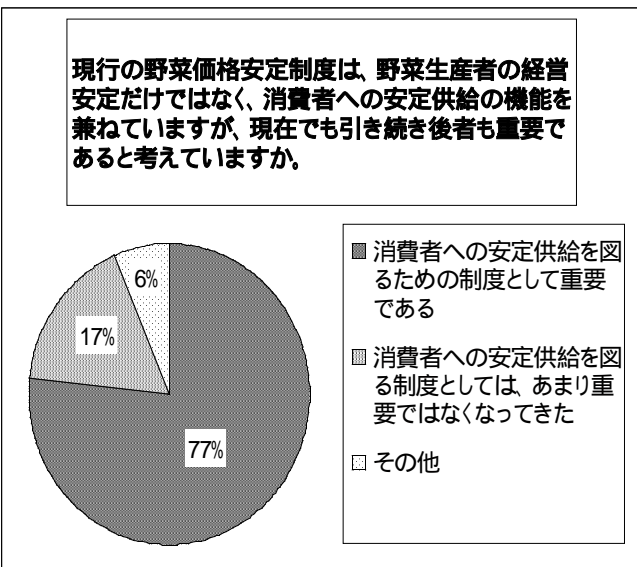
交付予約数量及び生産者補給金交付額の推移
(指定野菜価格安定対策事業)



注意： 交付予約数量とは、生産者補給金の交付を受けるため出荷団体等があらかじめ契約する対象野菜の数量である。

(6) 野菜価格安定制度の必要性 (都道府県・消費者アンケート)

約 8 割の都道府県、約 7 割の消費者が、野菜価格安定制度の有する機能は重要であると回答。

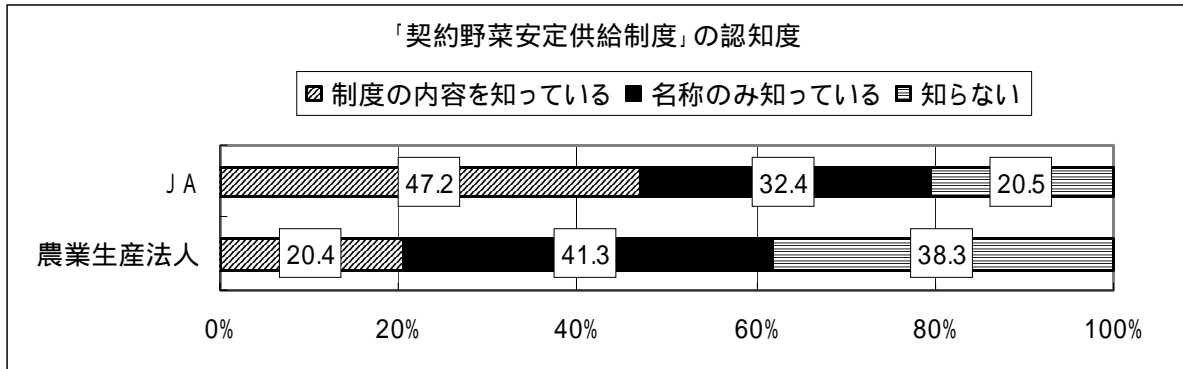


資料：今後の野菜政策のあり方等についての都道府県へのアンケート調査

資料：「野菜に関するアンケート」食生活情報サービスセンター（2004）

(7) 契約取引制度の認知度

契約野菜安定制度について、制度の内容の認知度はＪＡ、農業生産法人ともに５割以下となっている。



資料：野菜供給安定基金「平成14年度契約取引実態調査報告書」

(8) 野菜価格安定制度の運用改善

平成17年度から契約野菜安定供給制度及び大規模生産者の直接加入制度について運用を改善

野菜価格安定制度の主な運用改善

契約野菜安定供給制度

- ・ 市場価格と連動する契約について、量販店等との契約取引の実態を踏まえ、従来の事前に契約数量を定めた契約に加え、契約時には数量に幅をもたせ、出荷直前に確定する契約も対象となるよう運用改善
- ・ 定量定価の契約について、出荷調整タイプと数量確保タイプに組み合わせ加入する場合、両タイプが同時に発動することはないことから、資金造成額の大きな一方のタイプ分の資金造成だけで加入できるよう運用改善

大規模生産者の直接加入制度

- ・ 規模要件の見直し

8 環境関係

(1) 基本方針

平成15年12月に「農林水産環境政策の基本方針」を策定。

農林水産環境政策の基本方針（各環境分野の施策）

1 健全な水循環

- (1) 国土の8割を占める森林、農地の水源かん養、浄化機能の活用
- (2) 農山漁村地域の水質改善
- (3) 水質浄化機能を持つ藻場・干潟の造成

2 健全な大気循環

- (1) 地球温暖化対策としての森林整備
- (2) 農林水産業、食品産業の二酸化炭素の排出削減

3 健全な物質循環

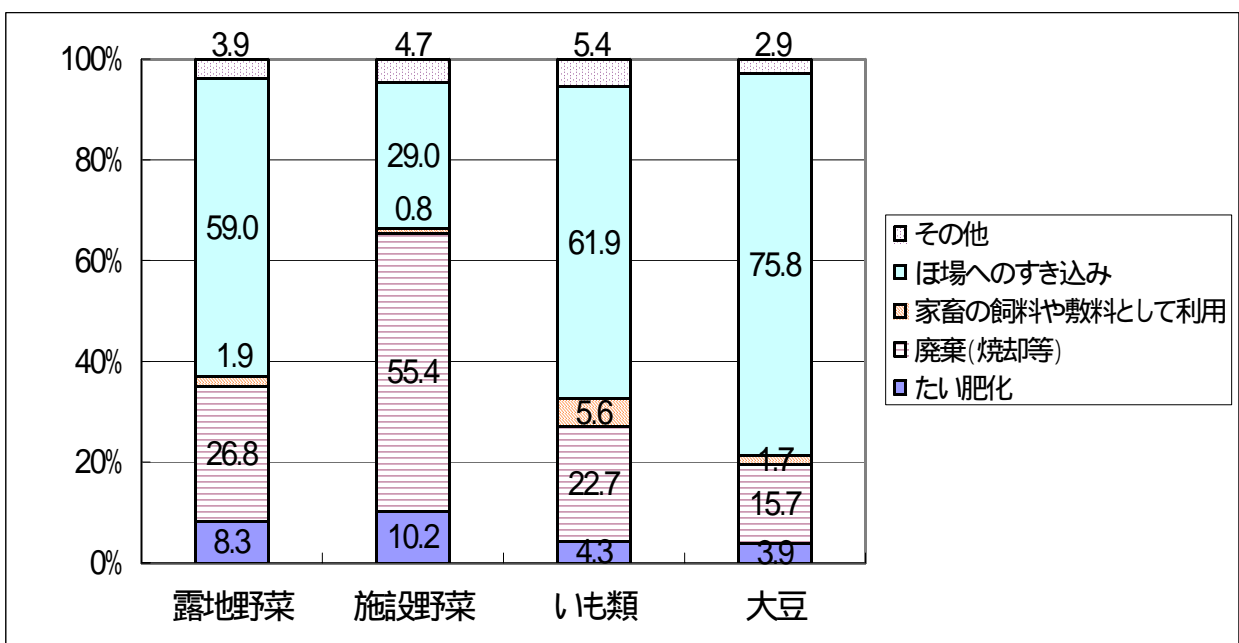
- (1) バイオマスの総合的な利活用の推進
- (2) 環境保全を重視する農業の推進
 - 肥料、農薬による環境負荷の低減
 - たい肥による物質循環

4 健全な農山漁村環境の保全

- (1) 都市と農山漁村の共生・対流
- (2) 生物多様性、多様な生態系の保全

(2) 農産物残さの主な処理方法別農家数割合

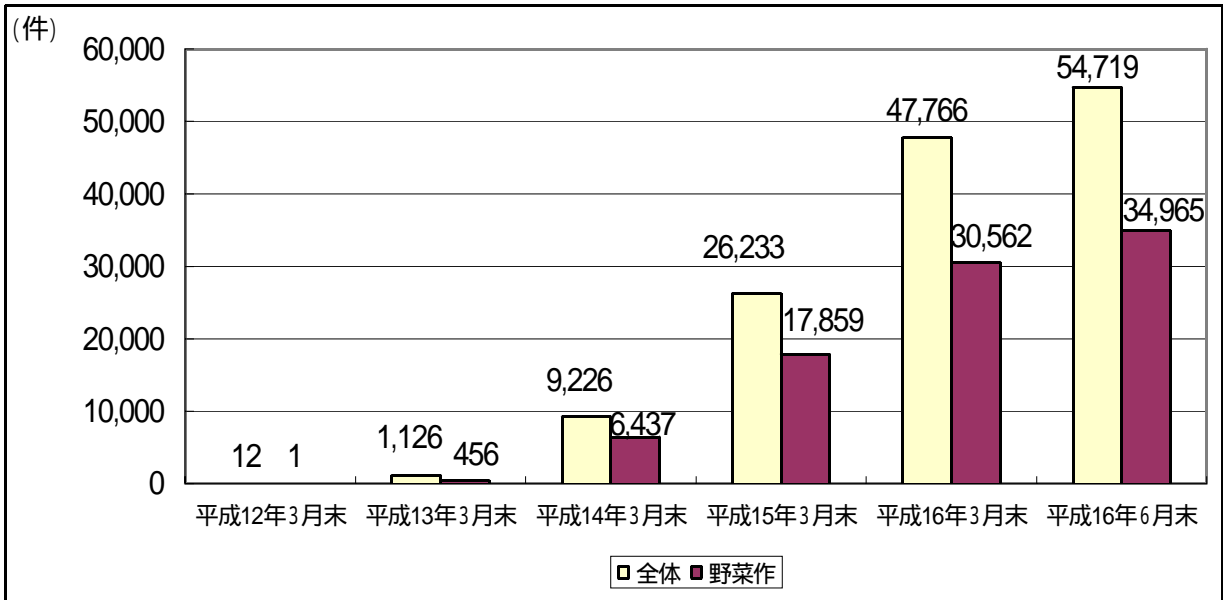
野菜の場合、残さをたい肥化して利用している農家の割合は約10%。



資料：平成14年度持続的生産環境に関する実態調査（農林水産省）

(3) エコファーマー認定者数

野菜作におけるエコファーマーは、都道府県知事により認定されており、平成16年6月末現在、全国で34,965名が認定。



(4) 持続性の高い農業生産方式の取組農家数割合

野菜における具体的な取組としては、有機質資材の投入、局所施肥の実施、肥効調節型肥料の使用等が挙げられる。

(単位 : %)

	露地野菜	施設野菜	いも類	大豆
有機質資材の投入	89.8	95.1	76.7	60.3
局所施肥の実施	20.3	25.9	17.3	12.8
肥効調節型肥料の使用	20.5	31.9	5.6	8.8
機械除草	24.2	6.9	31.1	70.1
対抗植物の利用	1.2	1.6	0.2	0.2
被覆栽培	12.4	14.4	2.6	0.6
マルチ栽培	3.5	15.9	6.4	-
生物農薬の使用	5.1	16.1	2.1	-
フェロモン剤の使用	3.5	5.2	0.6	6.2

資料：平成14年度持続的生産環境に関する実態調査（農林水産省統計部）

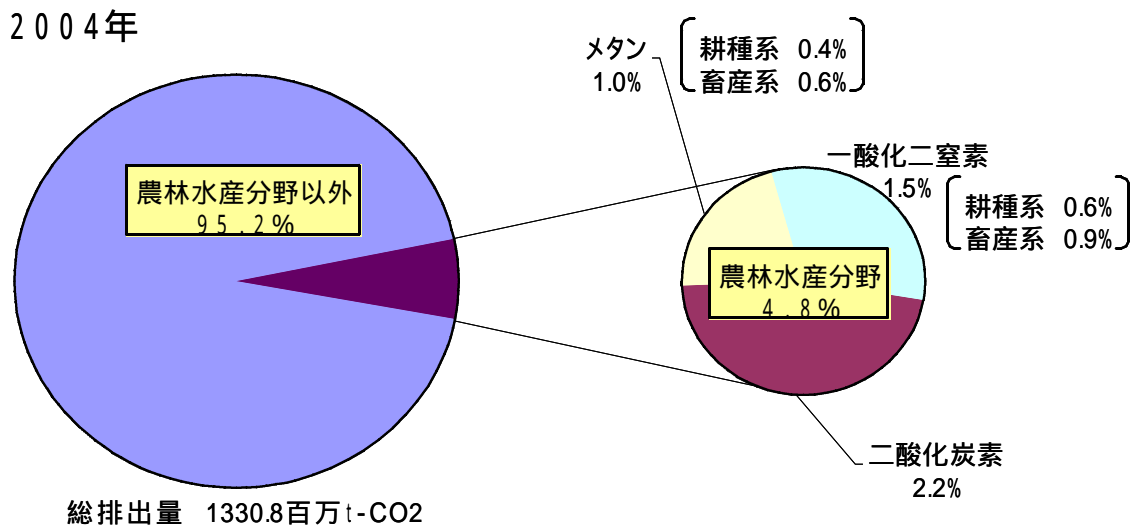
(5) 有機農産物の国内格付数量と総生産量中の割合 (野菜)

平成15年度の有機農産物の国内格付数量は、野菜で28,125トン。

	格付数量	総生産量	有機の割合
平成15年度	28,125t	16,727,000t	0.17%
平成14年度	24,545t	17,373,000t	0.14%
平成13年度	19,675t	17,594,000t	0.11%

(6) 我が国の温室効果ガス発生における農林水産分野のシェア

平成16年における農林水産分野のシェアは4.8%。



資料：日本国温室効果ガスインベントリー報告（H16年5月）
 注：各ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じ、二酸化炭素換算として算出したもの

(7) 農業関係のA重油の供給実績

園芸施設の加温用等に用いられるA重油の使用量は、近年横ばい。

(単位：千kl)

年度	10	11	12	13	14
供給実績	2,573	2,431	2,438	2,545	2,492

資料：エネルギー生産・需給統計年報

(8) 主な新エネルギーの概要

主な「新エネルギー」としては、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、燃料電池が考えられるが、解決すべき課題も多く存在している。

	太陽光発電	風力発電
利用方法	<p>太陽電池により、太陽の光を直接電気に換える</p> 	<p>風車を回し、その回転力で電気をおこす</p> 
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・広大な面積が必要 ・夜間は発電できず、雨天・曇天は電出力が低下し不安定 ・設備コストが高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・広大な面積が必要 ・風向き・風速に時間的・季節的に変動があり、発電が不安定 ・設備コストが高い
	バイオマス発電	燃料電池
利用方法	<p>家畜排泄物や食品廃棄物等を発酵させ、発生したメタンガスや木質バイオマスなどを燃料に発電する</p> 	<p>空気中に自然に存在する酸素と、天然ガスなどから取り出した水素を化学反応させて直接電気を発生させる</p> 
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の規模の施設が必要 ・収集・搬送・貯蔵等のための地域全体のシステムづくりが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在開発中 (一般に普及させるためには、技術面のみならず、社会的・経済的課題が多い)

(9) 園芸用ガラス室、ハウスにおける加温設備の設置状況等

平成13年の設置面積は22,792haで、近年増加傾向。

加温設備の種類別設置面積

(単位:ha)

	平元年	3年	5年	7年	9年	11年	13年
加温面積	17,025	18,697	19,551	20,834	22,233	23,175	22,792
石油	15,985	17,650	18,535	19,895	21,284	22,245	21,910
地下水等	514	603	565	576	554	579	577
太陽熱	107	94	110	84	59	57	34
その他	420	351	341	281	336	294	217

資料:園芸用ガラス室・ハウス等の設置状況(農林水産省野菜課)

注:その他はLPガス、石炭、廃材等

10a 当たり農林業用A重油供給実績

(単位:千kl、ha)

	平元年	3年	5年	7年	9年	11年	13年
A重油供給実績	2,118	2,220	2,614	2,900	2,795	2,431	2,545
石油加温面積	15,985	17,650	18,535	19,895	21,284	22,245	21,910
(kl/10a)	13.2	12.6	14.1	14.6	13.1	10.9	11.6

資料:エネルギー生産・需給統計年報(経済産業省)、園芸用ガラス室ハウス等の設置状況(農林水産省野菜課)

注:供給実績には農産物の乾燥用等施設園芸以外の用途も含まれている。

9 食料・農業・農村基本計画（案）関係

平成27年度における野菜の望ましい消費量は、1人1年当たり100kg。生産努力目標は1,422万トン。自給率目標は88%。

平成27年度における望ましい食料消費の姿

	平成15年度	⇒	平成27年度
消費量	95kg/人・年		100kg/人・年

平成27年度における生産努力目標（生産量・作付面積・10a当たり収量）

	平成15年度	⇒	平成27年度
生産量	1,286万トン		1,422万トン
作付面積	46万ha		49万ha
10a当たり収量	2,700kg/10a		2,810kg/10a

平成27年度における自給率目標

	平成15年度	⇒	平成27年度
食料自給率	82		88

野菜生産における農業者その他の関係者が積極的に取り組むべき課題と主な対応方向

農業者その他の関係者が積極的に取り組むべき課題	主な対応方向
担い手を中心とした生産・供給体制の確立、低コスト温室の開発・普及等による低コスト生産等が可能な競争力の高い産地を育成	担い手の育成・確保に関する目標を設定した産地への生産・流通対策の重点化、新たな工法を用いた低コスト温室の開発・普及や機械化一貫体系の確立等を推進
消費者や実需者等の視点に立った加工・業務用需要への対応やより新鮮、安心して高品質な野菜の供給等に向けた取組を強化	きめ細かな需要に対応した栽培技術体系の確立、下ごしらえ等一次加工機能を備えた流通拠点の整備、産地間連携によるリレー出荷等を推進
	低温高湿での貯蔵技術等を活用した高度な鮮度保持体制の整備、糖度等の食味や健康増進効果等の機能性を重視した新品種の普及等、高付加価値化に向けた取組を推進

用語集

エコファーマー制度	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者。
契約取引安定制度	加工業者、外食業者、量販店の求める定時・定量・定質・定価といった条件に適合した野菜の契約取引を推進するため、契約取引に伴い生産者が負うリスクを軽減する措置を講ずる制度(平成14年6月の野菜生産出荷安定法の改正により創設)。
原料原産地表示制度	JAS法に基づき、塩干したアジとサバ、塩漬けたサバ、ウナギの蒲焼と白焼き、乾燥したワカメ、塩蔵したワカメ、カツオ削りぶし、梅干やふくじん漬け等の漬物、ミックスベジタブル等の冷凍野菜の8品目において、原料の原産地を表示させる制度。 (イメージ:「中国産」、「北海道産」等)
生産情報公表JAS制度	農産物については農薬や肥料の使用情報、牛肉については牛への給餌情報を生産者等が正確に記録し、消費者に公表していることについて、JAS法に基づき第三者機関が認証を行う制度。
大規模生産者制度	指定産地等内の一定の面積要件等を満たした生産者、法人等が、出荷団体を介することなく指定野菜価格安定制度等に直接加入できる制度(平成14年6月の野菜生産出荷安定法の改正により創設)。
地理的表示	食品の原産地の地域名を冠し、ブランドとして確立している商品の表示。 (イメージ:「下仁田ねぎ」、「松阪牛」等)
低コスト耐候性ハウス	一般的に普及している鉄骨補強パイプハウス等の基礎部分や接合部分を、強風や積雪に耐えられるように補強・改良することで十分な強度を確保したハウスであり、安い設置費でガラス温室や鉄骨ハウスと同等の耐候性を備えたハウス。
トレーサビリティ	生産、処理・加工、流通・販売のフードチェーンの各段階で、食品とその情報を追跡し遡及できること。
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、私たちのライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。
ファイブ・ア・デイ	ファイブ・ア・デイ協会が青果物の消費拡大を啓発する際のキャッチコピーであり、「1日5皿以上の野菜と200g以上の果物を食べましょう」という推進運動。
ベジフルセブン	青果物健康推進委員会が青果物の消費拡大を啓発する際のキャッチコピーであり、「1日に野菜5皿分+果物2皿分=7皿分の野菜と果物を食べましょう」という推進運動。
ヘルシーカンパニー	企業が従業員の健康維持・増進に積極的に取り組むことにより、仕事の効率化や現場の活力向上に加え、医療保険費負担の削減等により財務の健全化につなげるといった健康管理と経営管理を総合的に捉えた企業戦略の概念。
モーダルシフト	交通渋滞による環境悪化の緩和、輸配送の効率化を図るため、幹線貨物輸送をトラック偏重から鉄道、船、航空機へシフトし、トラックと連携して複合一貫輸送を推進する取組。
GAP 「適正農業規範 (Good Agricultural Practice)」	農産物の生産段階において、病原微生物や汚染物質、異物混入等の危害を最小限に抑え、食品の安全性を確保することを目的として、農業生産の作業工程ごとに想定される危害要因とその対応策を示す手引であり、当該手引を実践する取組。

食料・農業・農村基本計画（案）と「野菜政策に関する研究会」報告書（案）との対応関係

食料・農業・農村基本計画（案）

「野菜政策に関する研究会」報告書（案）

食料の安定供給の確保に関する施策

食の安全及び消費者の信頼の確保

- ・各地域や作物の特性等に応じたGAP（適正農業規範）の策定と、これに基づく農業生産・出荷等、農業者・農業団体や事業者による自主的な取組を促進。
- ・トレーサビリティ・システムについて、農業者・食品産業事業者による自主的な導入を促進。
- ・消費者に生産・流通履歴を始めとした農産物・食品の情報が正確に伝わるよう、JAS法に基づく規格と表示を充実
- ・原材料の原産地表示の推進。

- ・GAP（適正農業規範）、トレーサビリティ、生産情報公表JAS等様々な手法が存する中で、各野菜産地がそれぞれの地域の事情や体制の整備状況等に即しつつ、将来に向けて段階的に取組を進めていくことが重要。
- ・消費者と生産者との間に「顔の見える関係」を構築し双方の信頼性を高めるとともに、望ましい食生活に向けて消費者が適切な判断を行うことができるよう、原料原産地表示制度等を通じて消費者への適切な情報提供を行うことが重要。

食生活の改善に資する品目の消費拡大

- ・米や野菜等、品目別に行われていた国産農産物の消費拡大対策を、これまでの対策の効果を踏まえ、一体的かつ戦略的に実施。

- ・「ファイブ・ア・デイ」や「ベジフルセブン」等の運動を推進するとともに、「中食」や「外食」における野菜摂取推進、機能性・栄養成分表示の導入、企業・団体における野菜摂取運動等の取組を実施すべき。
- ・国民運動として推進していく食育活動と一体的かつ戦略的に推進。

地産地消の推進

- ・地域の農業者と消費者を結び付ける地産地消を、地域の主体的な取組として推進。これにより、消費者が、生産者と「顔が見え、話ができる」関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を推進。

- ・地域内で消費することは、消費者と生産者との「顔の見える関係」を構築し、「安全・安心」等の要請に応えるものであり、地産地消の取組を推進すべき。

食品産業の競争力の強化に向けた取組

- ・健康や食の安全に対する消費者の関心が高まっていることを踏まえ、機能性食品の開発や食品の鮮度管理・品質管理の向上、食品の安全性の確保等に関する新技術の開発・導入を促進
- ・消費者・実需者への農産物の直接販売を促進。

- ・高度な鮮度保持体制の整備や農薬残留分析施設の整備等の取組を推進すべき。
- ・消費者への直接販売は、生産過程の安全性・品質等を含めた商品の価値を最も的確に説明できる場であること等の利点を有しており、市場流通と組み合わせつつ、有効な販売戦略の一つとして推進すべき。

農業の持続的な発展に関する施策

望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保

- ・農業者の減少と高齢化の進行が見込まれる中、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、意欲と能力のある担い手の育成・確保を積極的に実施。
- ・幅広い農業者を一律的に対象とする施策体系を見直し、地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、これらの者を対象として、農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施。その際、担い手の明確化を図るための具体的な仕組みとして認定農業者制度の活用を推進。

- ・将来にわたり担い手を核として供給責任を果たし得る体質の強い産地づくりに向けて、産地が自ら策定する計画（「産地強化計画」）において、産地が自らの将来像を明らかにすることが必要。
- ・認定農業者制度の活用を基本とし、産地が自ら策定する計画において、担い手とその育成・確保手法を明確化すべき。
- ・今後、野菜の生産・流通対策は、「担い手の育成・確保」、「加工・業務用需要への方策」等、自らの将来像を明らかにした産地を対象とすべき。

人材の育成・確保等

- ・女性の農業経営、地域社会への参画を促進。
- ・高齢者が生きがいを持って活動するための取組を促進。

- ・野菜生産において重要な役割を果たしている女性の農業経営への一層の参画を促進すべき
- ・知識と技能を有する、意欲ある高齢農業者の活動を促進すべき。

経営安定対策の確立

- ・野菜・果樹・畜産等における品目別政策については、これまでの施策の目的と効果を踏まえ、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本にすみやかに見直しを実施。その際、品目ごとの特性を踏まえて施策を具体化。

- ・国産野菜の安定供給を確保しつつ、構造改革を進め、担い手を中心として競争力の高い生産供給体制の確立を目指す産地に重点的に支援を行う方向で検討すべき。
- ・その際、産地の有する生産・流通の効率化、需要に応じた生産・販売等の機能の重要性に鑑み、産地を対象に出荷団体等を単位として補てんを行う現行制度の目的と効果を踏まえて検討を行うべき。

経営発展に向けた多様な取組の推進

- ・ 有機農産物の生産等高付加価値型の農業生産の展開を推進。
- ・ 産地において、農産物の低コスト化、大ロット化、品質管理等の促進や、周年安定供給を可能とするリレー出荷体制の整備等、加工・外食用需要に対応した取組を推進。
- ・ 加工適性に優れた品種の開発・導入を推進。
- ・ 産地ブランドが消費者の信頼を得て、農業や食品産業の新たな発展の基礎として更に価値あるものになっていくよう、その育成・確立や適切な保護を推進。
- ・ 世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展を好機としてとらえ、我が国の高品質な農産物・食品の特性を活かした輸出の本格化に向けた農業者・農業団体や食品産業事業者等による取組を促進。

経営発展の基礎となる条件の整備

- ・ 新品種等の保護のため、育成者権等の侵害に対する対策や国内制度を改善。

自然循環機能の維持増進

- ・ 環境と調和の取れた農業生産活動を促進。
- ・ バイオマス利活用を推進。

- ・ 消費者の最大の関心事項の一つとなっている「安全・安心」に加え、「新鮮さ」「糖度等の食味、健康増進効果等の機能性」等を重視すべき。
- ・ 更にコストを抑制した温室の開発・導入を推進するほか、露地野菜用の機械の普及等を推進すべき。また、規格の簡素化、通い容器の利用促進、地産地消の取組等を通じて流通コストの一層の低減を図るべき。
- ・ 需要的確に対応した栽培技術体系や出荷・流通体系の確立、下ごしらえ等一次加工、鮮度保持などの機能の確保等を通じ、加工・業務用需要に対する安定供給を行うことができる産地づくりを推進すべき。
- ・ 加工・業務用需要に対応した品種の開発等を推進すべき。
- ・ 産地ブランドが、消費者の信頼を得て、農業や食品産業の新たな発展の基礎として更に価値あるものになっていくよう、その育成・確立や適切な保護を推進すべき。
- ・ 近隣のアジア諸国の経済発展に伴う所得の向上等により、高品質な日本産野菜の輸出を拡大する好機が生じていること等を踏まえ、輸出拡大に向けた取組を推進すべき。

- ・ 新品種等の保護のため、育成者権等の侵害に対する対策や国内制度の改善を図るべき

- ・ エコファーマー制度、有機農産物の検査認証制度・特別栽培農産物に係る表示ガイドラインを積極的に活用すべき。
- ・ 二酸化炭素削減を念頭に施設園芸における省エネルギー対策の見直しを行うとともに、太陽電池など「新エネルギー」の開発の促進が必要。
- ・ 生分解性マルチの利用や産地廃棄した野菜の堆肥化等を推進すべき。